

# 玉 名 市 景 観 計 画

菊池川が育んだ味わい深い景観を語るまち

— 素案 —

2016. 1. 14

平成 28 年 ● 月

玉名市

## 目次

1. 玉名市景観計画の目的と位置づけ.....	1
1-1 目的 .....	1
1-2 計画の位置づけ .....	1
2. 現況 .....	2
2-1 人口と高齢化 .....	2
2-2 歴史 .....	4
2-3 地勢 .....	6
2-4 土地利用現況 .....	7
2-5 文化財 .....	8
3. 景観特性 .....	9
3-1 面的・線的特性 .....	9
3-2 線的・点的特性 .....	11
3-3 景観構造（断面特性） .....	12
3-4 景観特性（伝統・行事） .....	13
3-5 景観まちづくり活動 .....	14
3-6 玉名市を代表する景観（玉名らしい景観特性） .....	16
4. 景観に係る課題整理 .....	18
4-1 景観課題に関する基本的考え方.....	18
4-2 景観課題 .....	19
5. 景観の将来像と基本方針 .....	20
5-1 景観の将来像 .....	20
5-2 景観形成の基本方針 .....	22
6. 景観計画区域（法第8条第2項第1号関係）.....	23
7. 景観形成方針 .....	24
7-1 景観形成方針の考え方 .....	24
7-2 景観形成方針の内容 .....	26
8. 玉名市における景観形成 .....	35
8-1 景観形成推進地区・景観形成準備地区・一般地区と眺望景観保全地区.....	35
8-2 地区区分 .....	36
8-3 地区別の景観形成 .....	37

9. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針.....	65
9-1 景観重要建造物の指定の方針.....	65
9-2 景観重要樹木の指定の方針.....	65
10. 屋外広告物に関する基本方針.....	66
11. アクションプラン（協働の景観づくり）.....	67
11-1 アクションプランの考え方.....	67
11-2 アクションプランの内容.....	68
12. 資料編.....	72
12-1 関連計画.....	72
12-2 住民意向.....	82
12-3 景観ワークショップ及び景観学習会.....	86

# 1. 玉名市景観計画の目的と位置づけ

## 1-1 目的

本市は、菊池川の恵みを受け、豊富な水と緩やかに広がる玉名平野を有しています。また、小岱山と熊ノ岳・三ノ岳などの山々、有明海を望む、恵まれた自然資源に加え、古代・中世に築かれた古墳や遺跡、高瀬地区の歴史的なまちなみ等、歴史資源にも恵まれた田園都市です。

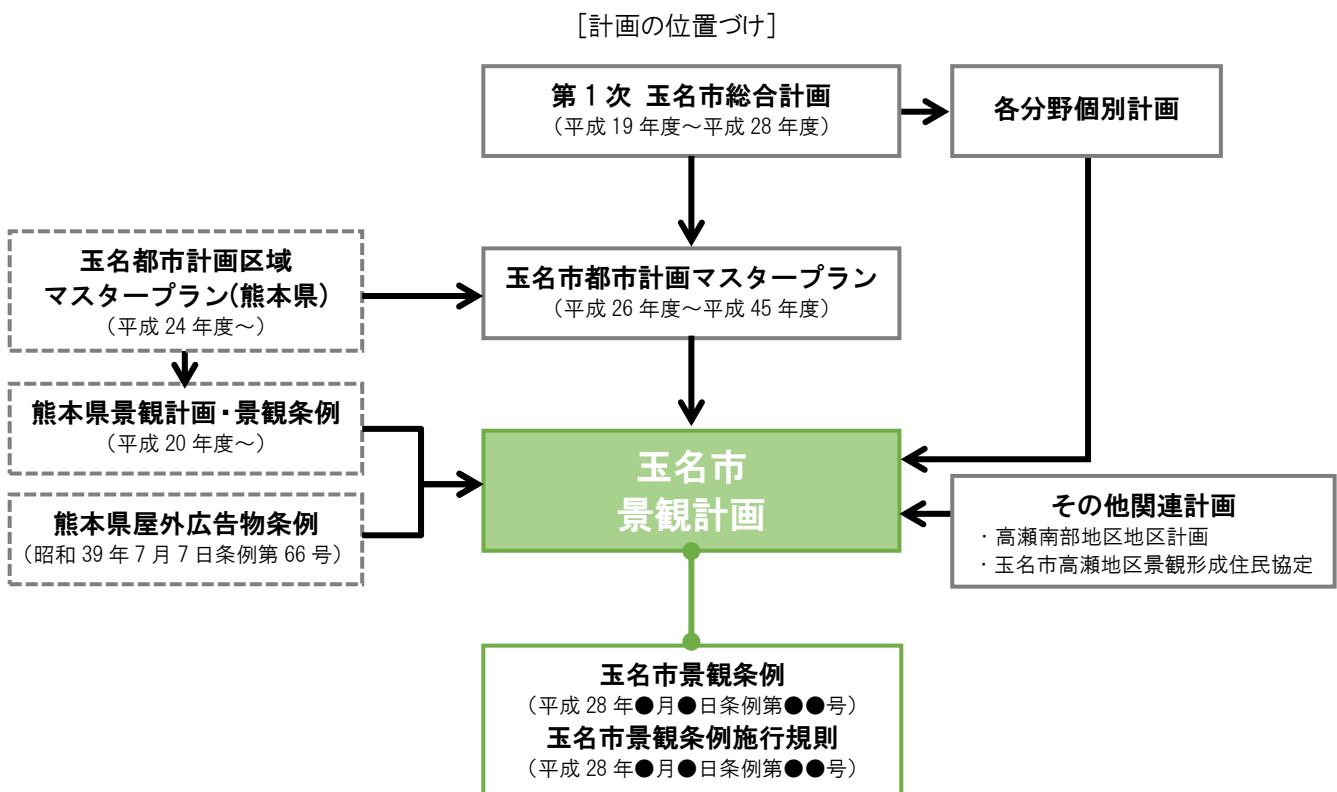
さらに平成 23 年 3 月の九州新幹線開通に伴い、新玉名駅が整備され、市の玄関口として更なる市街地の発展が見込まれています。

これらを契機として、自然環境や歴史資源と調和したまちなみ景観の創出により、街なかの賑わい創出と市民がやすらげる環境を創出する必要があります。

本計画は、それらの実現に向けて、市全体の景観形成の指針を示し、様々な取組を効果的かつ総合的に推進するものです。

## 1-2 計画の位置づけ

玉名市景観計画は以下のような位置づけとなっています。



## 2. 現況

### 2-1 人口と高齢化

#### 2-1-1 人口と高齢化の状況

##### ① 人口

国立社会保障・人口問題研究所によると今後も人口減少傾向が続くものと推計され、平成52年には、現状（平成22年：69,541人）と比較して、18,450人減の51,091人と推計されています。

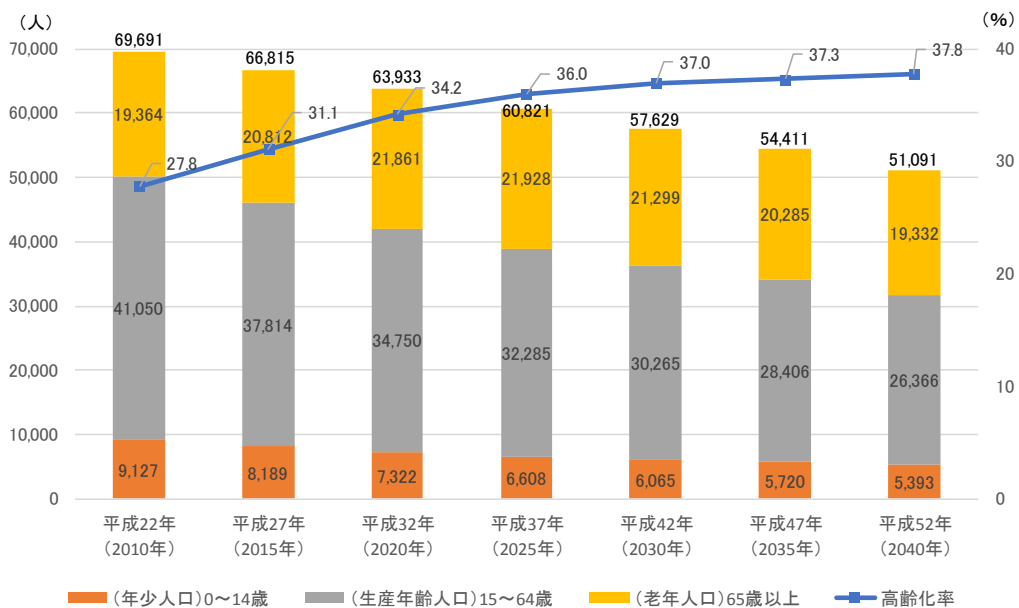
一方、高齢化率（老年人口比率）は、年々上昇し、平成52年には現状（平成22年：27.8%）と比較し、10.0ポイント上昇の37.8%に達すると推計されています。

[将来推計人口]

	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)	平成52年 (2040年)
総数（人）	69,541	66,815	63,933	60,821	57,629	54,411	51,091
（年少人口）0～14歳	9,107	8,189	7,322	6,608	6,065	5,720	5,393
（生産年齢人口）15～64歳	40,962	37,814	34,750	32,285	30,265	28,406	26,366
（老年人口）65歳以上	19,322	20,812	21,861	21,928	21,299	20,285	19,332
年齢不詳	150						
年齢別割合（%）	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年
（年少人口）0～14歳	13.1	12.3	11.4	10.9	10.5	10.5	10.6
（生産年齢人口）15～64歳	58.9	56.6	54.4	53.1	52.5	52.2	51.6
（老年人口）65歳以上	27.8	31.1	34.2	36.0	37.0	37.3	37.8
年齢不詳	0.2						

出典：国立社会保障・人口問題研究所

[将来人口推計と高齢化率の推移]

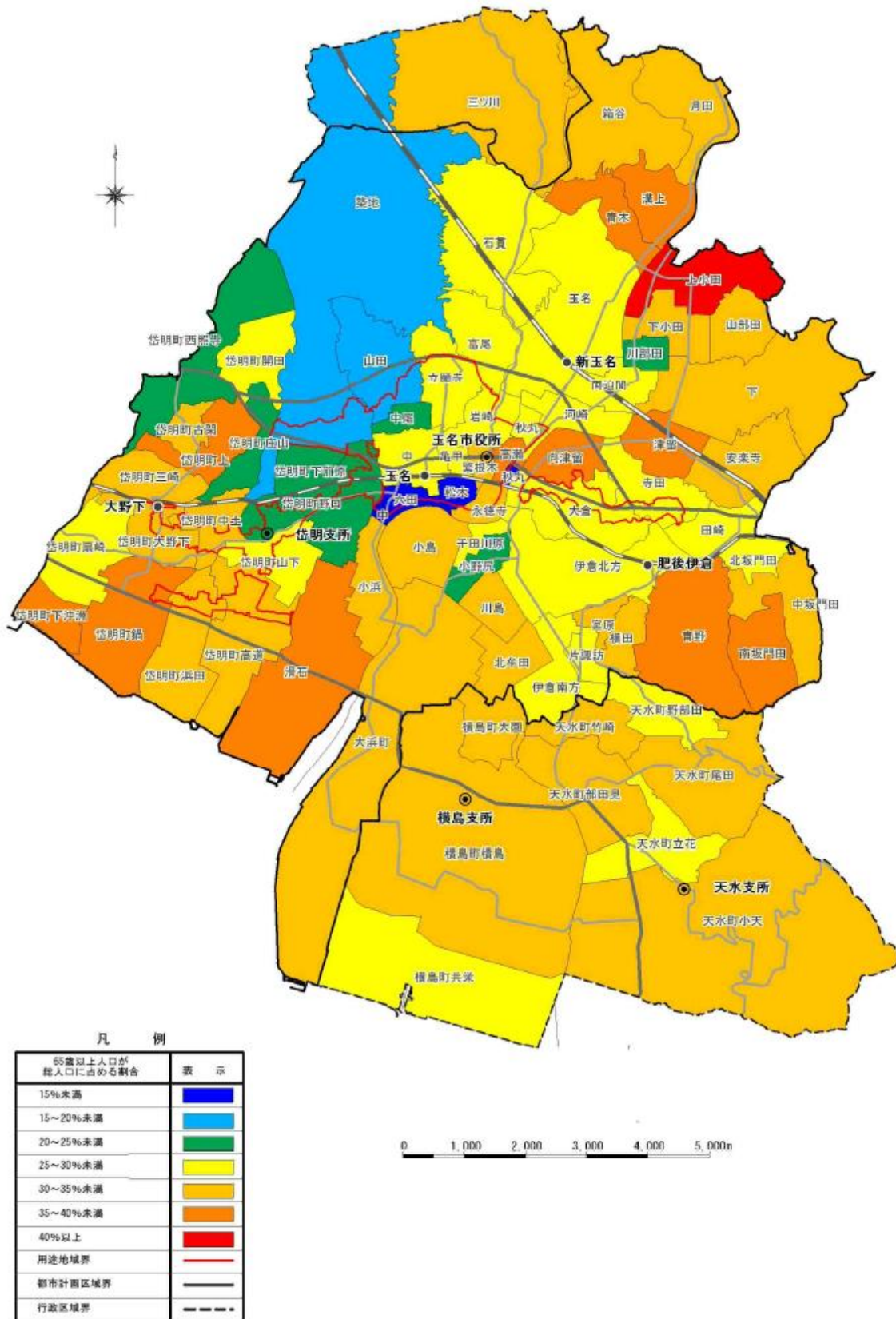


出典：H22 国勢調査

## ② 高齢化

横島地区、天水地区、岱明地区の沿岸部において比較的高い結果となっています。

[高齢化の状況]



## 2-2 歴史

### 2-2-1 玉名市の歴史

#### ① 古代-中世

玉名地方は、縄文時代から恵みの地であり、弥生時代中期以降には、高岡原遺跡、塚原遺跡、大原遺跡等から大規模な集落が営まれていたことが分かっています。古墳時代になると、玉名平野を取り囲むように山下古墳や天水大塚古墳等が築かれます。また、6世紀には、鮮やかな色彩を持つ装飾古墳が菊池川下流域に広がり、阿蘇溶結凝灰岩の崖面が露出する繁根木川沿いには、石貫ナギノ横穴群や石貫穴観音横穴などが営まれるなど、本市の特徴となっています。

弥生時代・古墳時代には早くも大陸と交流を持ち、古代末から中世にかけての小岱山麓一帯では、三ツ川の六反製鉄跡にみられるように製鉄がおこなわれています。玉名平野の稲作に加え、経済的な基盤としていたことが考えられ、菊池川の河口は海上交通の拠点となっていました。その後、荘園の発達とともに産業が興り、社寺等が造営され、この地方の中心として基礎がつけられました。

戦国時代になると、諸大名の争奪の地となり焦土と化しましたが、加藤清正が入国して、治水と干拓に力を入れ、広大な新田を得て当地方は穀倉地帯として人口も増加しました。細川 54 万石の統治下になると、文化・経済・商業の中心地として繁栄を極めました。

#### ② 近世

高瀬のまちは、熊本藩の重要港湾であり国際貿易港でもある港町として栄え、藩庫として高瀬御蔵、御茶屋が置かれ、早くからまちの形成が行われた商人のまちでした。鎖国のあと貨幣経済が浸透し、肥後から全国一の 40 万俵の米を大阪に積出すようになると、その半分の 20 万俵を高瀬港から送っていました。そのなかで、高瀬裏川が菊池川から高瀬町に至る重要な運河の役割を果たしていました。

文化年間（1804～1817）以降は干拓が盛んに行われ、横島で細川藩家老の有吉家が中心となって大規模に干拓事業を行ったほか、有明海沿岸で多くの耕地が拓かれました。

#### ③ 近代

高瀬藩が置かれ武家屋敷が整備されましたが、藩は廃藩置県によりなくなり、武家屋敷も現在ではほとんど残っていません。

明治 10 年の西南戦争では高瀬が戦場となり、まちの半分は火災等により焼失し、主要な施設が失われ、高瀬の港としての機能は大幅に失われましたが、地域の拠点として復興しました。

明治 24 年には九州鉄道が開通し、流通手段は水運から鉄道へと移行します。

明治 20 年から 30 年代には、地元の有力者（大地主）による大規模な干拓事業が進み、横島町や岱明町にて耕地が拓かれていきました。

明治 34 年には大浜町で早野義章により海苔の養殖が導入され、今日も盛んな有明海の手付海苔養殖へとつながります。

昭和に入ると戦争の時代を迎え、第二次世界大戦中には、大浜町に軍の飛行場が造られ、今もその遺構が残されています。

#### ④ 現代

度重なる台風や梅雨の時期には、菊池川がはん濫、多くの犠牲を払ってきました。そのため、川岸はかさ上げされ、大洪水のあった玉名平野には、官公庁舎が建ち、玉名駅の南側のかつて湿地帯であった場所は、住宅地として造成することができるようになりました。

自動車交通の発達とともに、国道 208 号、国道 501 号が整備され、交通の要衝としても栄えてきました。

交通の利便性や農業生産、豊富な人材を背景に、伝統を持つ海苔加工を始め、近年は自動車関連などの工業生産も盛んです。また、玉名温泉、小天温泉など良質な温泉にも恵まれ観光資源となっています。

平成 23 年 3 月 12 日の九州新幹線の全線開通にあわせて新玉名駅が開業し、新たな玄関口ができるとともに、新市街地がつくられ、県北の拠点都市として現在に至ります。

### 2-2-2 干拓の歴史

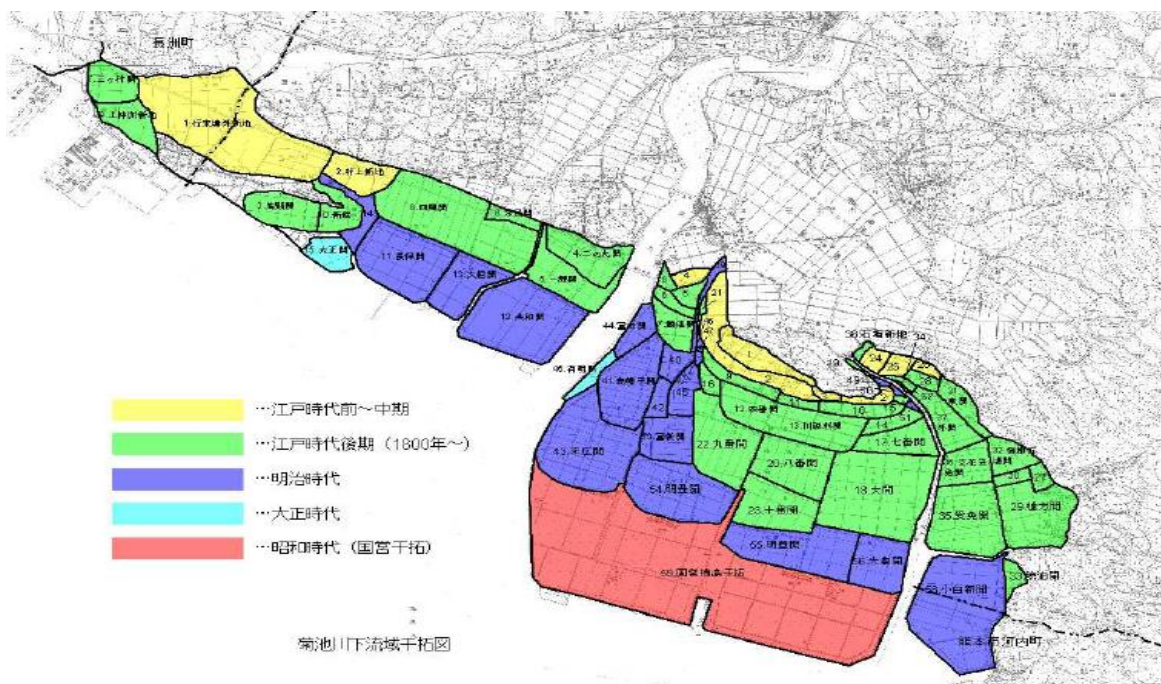
江戸時代から干拓が盛んに行われ、昭和の国営横島干拓まで 75 ヶ所の干拓地が拓かれました。最も古い干拓地は清正の時代から、最も新しい干拓地は昭和 42 年（1967 年）であり、約 330 年かけて築造されました。

干拓とともに整備された干拓堤防は、明治時代中期から昭和時代後半まで長期にわたって、潮害から干拓地を守り抜いてきました。明治時代に起源を持つ干拓堤防が、現在の規模・状態で総延長約 5km にわたって残っている例は他にはなく、日本の産業の近代化に貢献した遺産として、また土木学的にも優れた建造物として、さらに農地を含めた風景は、歴史的にも重要な文化的景観として、大きな注目を集めています。大浜町、横島町に所在する、明治時代に建造された干拓関連施設が、「旧玉名干拓施設」として平成 22 年 6 月 29 日に国の重要文化財に指定されました。

新たに築造された土地は、大部分が水田として利用され、昭和 40 年代からはビニールハウスを利用した施設園芸が盛んになり、トマトやイチゴの生産が行われ、国内有数の産地となりました。



[干拓の歴史]





## 2-3 地勢

本市は熊本県北西部に位置し、南北の距離は約 17km、東西は約 14.5km、市域の面積は約 152km<sup>2</sup>です。

菊池川は、流域の大地をうるおし、古墳文化を开花し、「豊かな温泉を蓄え、人々の生活を支えてきた恵みの川」であり、本市は、菊池川の恩恵を受けて繁栄してきました。菊池川が運んだ土砂による有明海の広大な干潟は、豊かな生態系を育み、海苔やアサリなどの水産業が盛んに行われています。

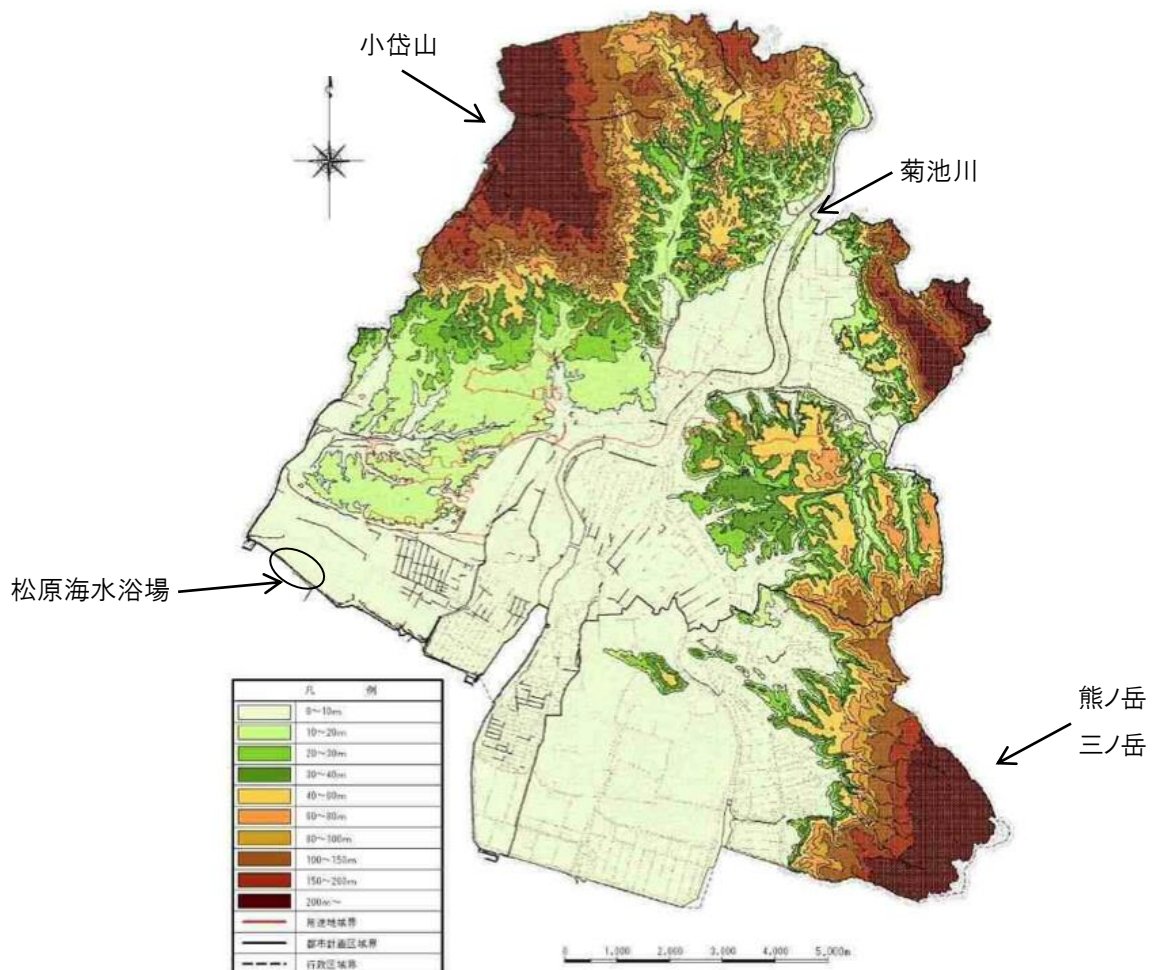
菊池川と市の中心部を挟んだ北側には、小岱山系の山々と麓の丘陵地帯の濃い緑が見られます。また、市東南部の天水地区では金峰山系の熊ノ岳・三ノ岳がそびえ、その西麓にはなだらかな丘陵地帯が広がっており、柑橘類の栽培が盛んです。

広大な干拓地は豊かな穀倉地帯であり、本市の主な作物である米、麦を中心に、イチゴ、トマトなどの施設園芸が行われています。

小岱山の麓には 1300 余年の歴史と泉質の優秀さを誇る玉名温泉を有しています。また、市の南部、有明海を望むみかん園の裾野にある小天温泉は、夏目漱石の名作「草枕」の舞台としても知られています。

海辺には熊本県北唯一の松原海水浴場があります。

[玉名市の地形(標高)]



## 2-4 土地利用現況

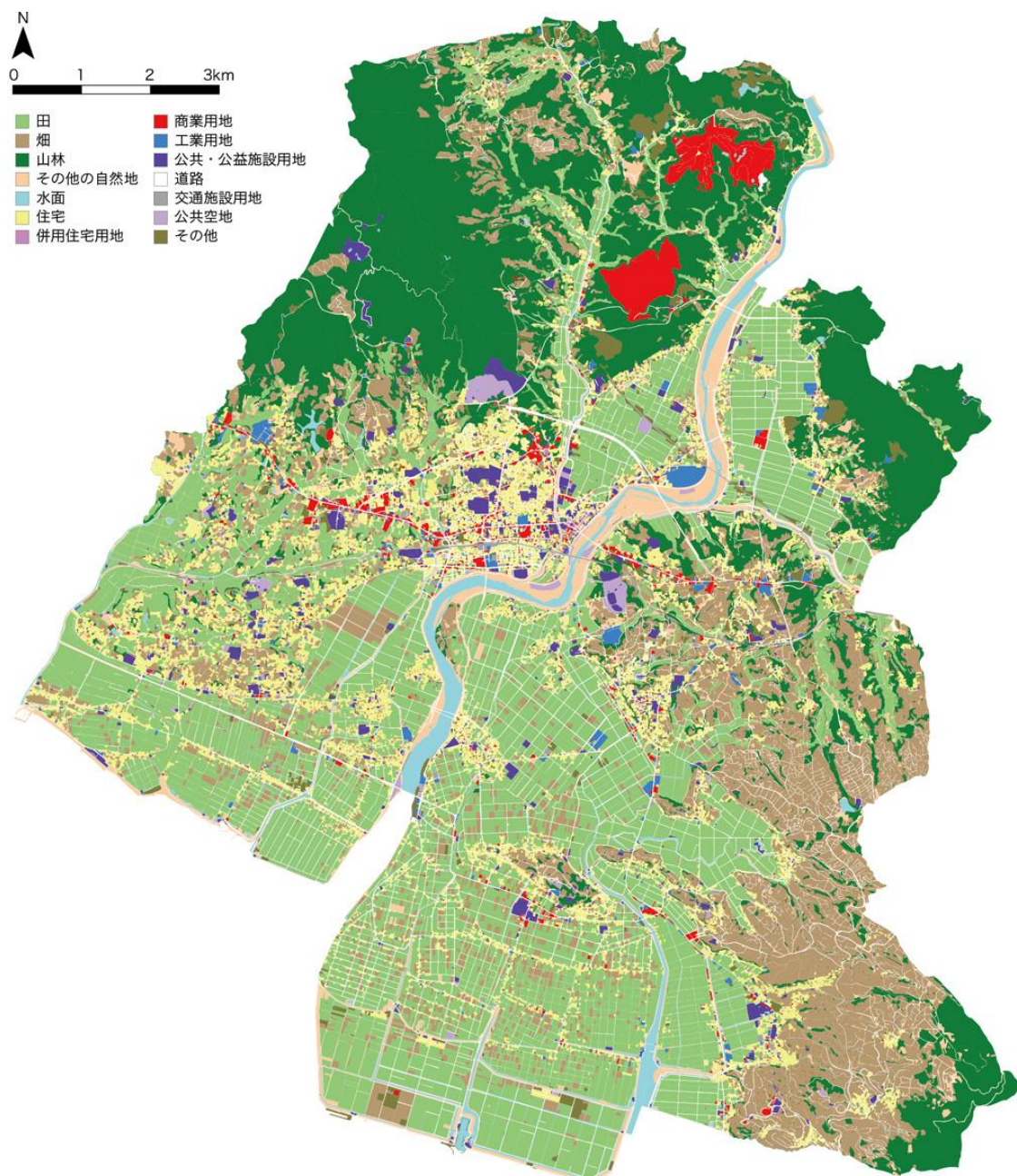
玉名市の土地利用現況は、田と畑で市域面積の約半数を占め、自然系面積は市域面積の8割を占めています。

[玉名市の土地利用現況]

自然系					人工系								その他
田	畑	山林	その他の自然 地	水面	住宅	併用住 宅用地	商業 用地	工業 用地	公共・ 公益施 設用地	道路	交通施 設用地	公共 空地	
4,641	2,784	3,339	685	435	1,325	40	275	112	259	815	57	67	323
30.7%	18.4%	22.0%	4.5%	2.9%	8.7%	0.3%	1.8%	0.7%	1.7%	5.4%	0.4%	0.4%	2.1%

上段の単位：ha

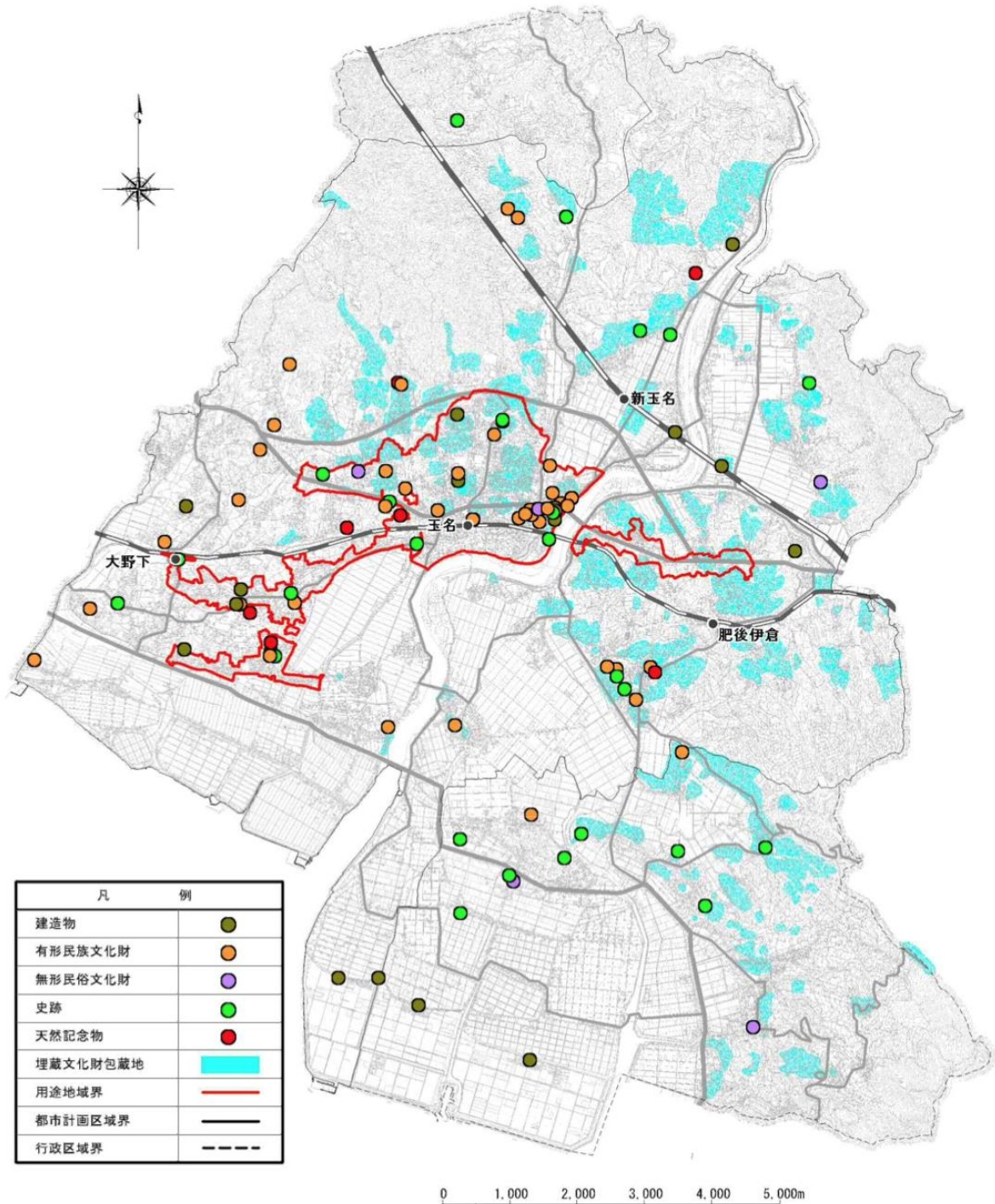
[土地利用現況図]



## 2-5 文化財

本市の文化財指定状況は、指定・登録併せて 149 件となっています。(H24. 3. 31 現在)その内訳は、国指定文化財 9 件(旧玉名干拓施設、大坊古墳など)、国登録記念物 1 件(菊池川堤防のハゼ並木)、国登録文化財 7 件(梅林天満宮、熊本県立玉名高等学校本館など)、県指定文化財 13 件(高瀬目鏡橋、経塚・大塚古墳群など。平成 27 年度時点)、市指定文化財 75 件(伝左山古墳、高瀬船着場跡など。平成 27 年度時点)、市登録・選択文化財 47 件(玉名郡倉跡、孝女つやの碑など)と内容は自然や干拓遺産をはじめ歴史的な文化財など多岐にわたっています。

[文化財位置図]

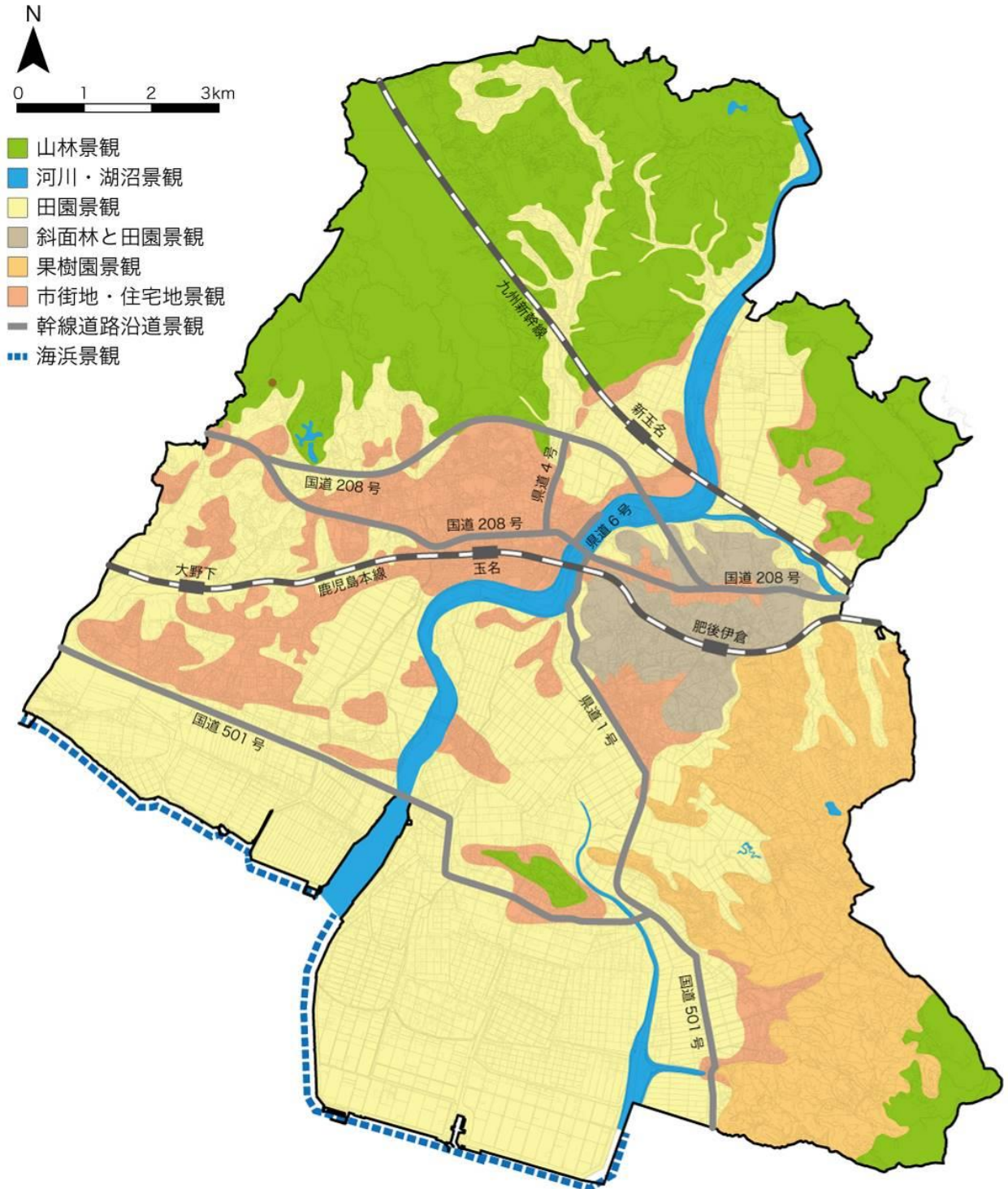


### 3. 景観特性

#### 3-1 面的・線的特性

本市の成り立ちや土地利用現況、現地の状況を踏まえると、山林景観、河川・湖沼景観、田園景観、斜面林と田園景観、果樹園景観、市街地・住宅地景観、幹線道路沿道景観、海浜景観に分類することができます。

[景観特性図]



<p>山林景観</p>	<p>小岱山や熊ノ岳・三ノ岳などの山々による緑豊かな景観が見られます。</p>	
<p>河川・湖沼景観</p>	<p>菊池川はじめ、高瀬裏川、繁根木川などの河川、尾田の丸池などの湖沼景観が見られます。</p>	
<p>田園景観</p>	<p>広大な田園、干拓地が広がり、美しい農地景観が広がっています。</p>	
<p>斜面林と田園景観</p>	<p>斜面林に囲まれた田園景観が広がっています。</p>	
<p>果樹園景観</p>	<p>熊ノ岳・三ノ岳などの山々を中心にみかん畑が広がり、石垣が特徴的な景観となっています。</p>	
<p>市街地・住宅地景観</p>	<p>高瀬のまちなみや住宅地、新玉名駅の新たな市街地がつくられています。</p>	
<p>幹線道路沿道景観</p>	<p>街なかでは、多彩な看板が設置されています。沿道には緑や花が植えられている所もあります。</p>	
<p>海浜景観</p>	<p>有明海の干潟や美しい白浜の海岸、漁船等の景観が見られます。</p>	

## 3-2 線的・点的特性

### 3-2-1 景観資源

本市は、菊池川のハゼ並木や有明海、松原海岸、蛇ヶ谷公園などの豊かな自然景観を有しています。古墳や寺院、碑などの歴史的資源が各地に残されており、特に山林部、高瀬裏川周辺に分布しています。小岱山と実山展望公園、山の上展望公園、桃田運動公園は代表的な視点場であり、玉名平野や干拓地の雄大な景観を望むことができます。

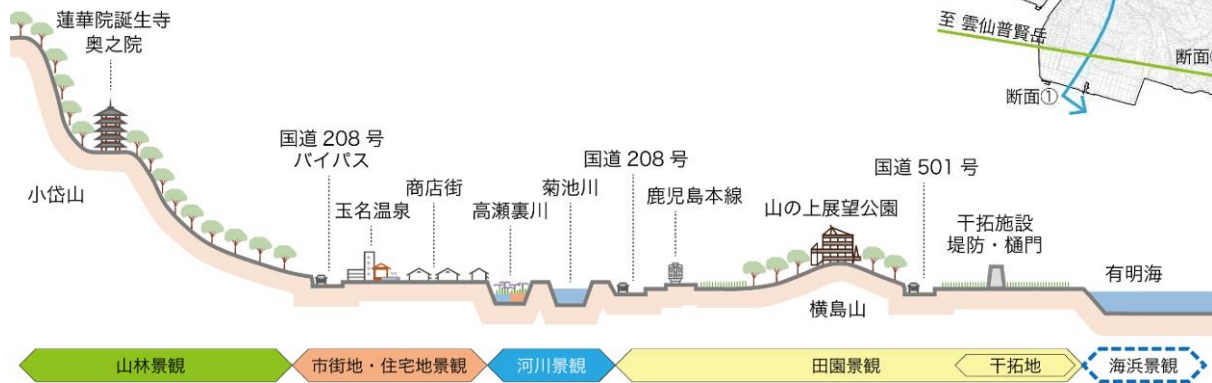
[景観資源図]



### 3-3 景観構造（断面特性）

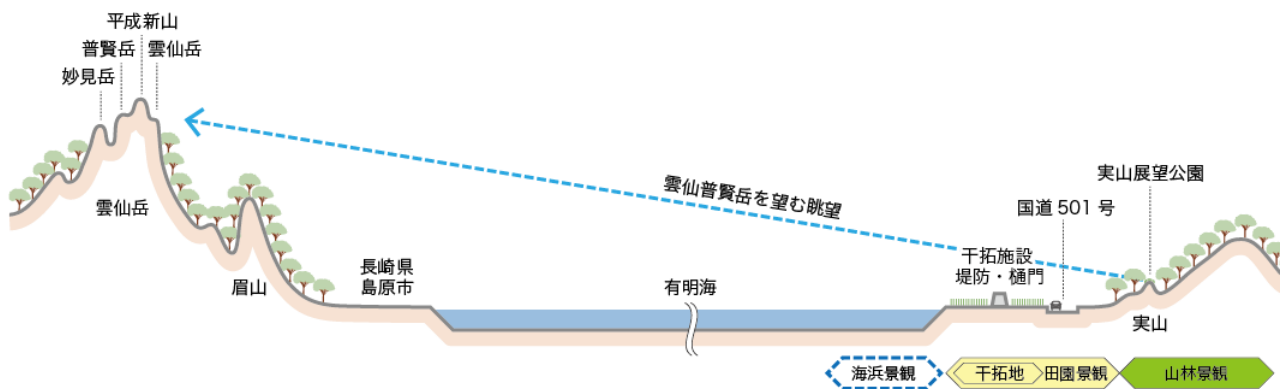
#### 3-3-1 断面①

小岱山から有明海の断面構造を見ると、山林景観、市街地・住宅地景観、河川景観、田園景観、干拓地、海浜景観となっており、多様な景観がつくられています。



#### 3-3-2 断面②

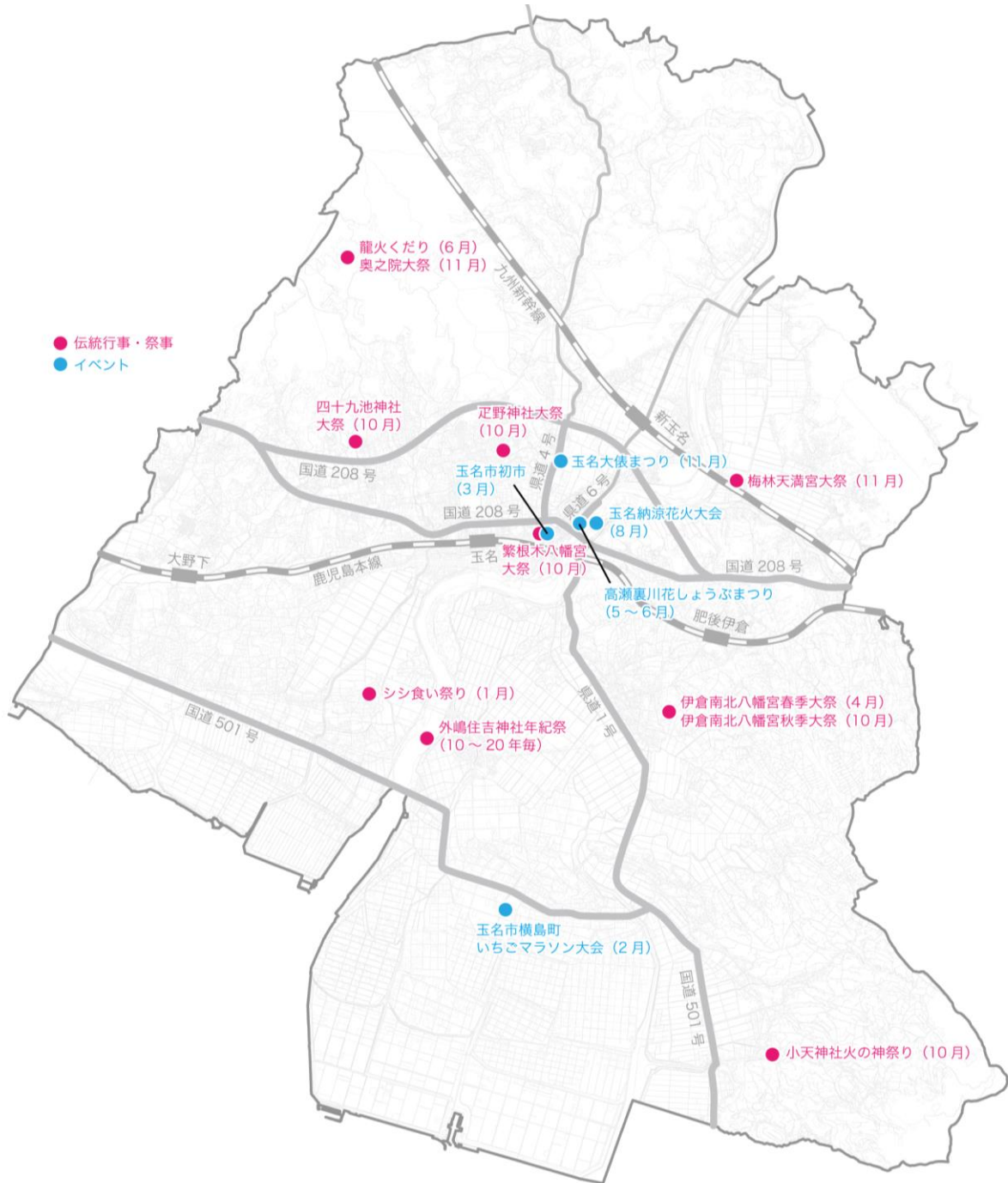
実山展望公園からは、干拓地施設を含む美しい田園景観が眼下に見え、その先には有明海が広がり、遠景には雲仙普賢岳を望むことができます。このような壮大な景観を望むことができる代表的な眺望点となっています。



### 3-4 景観特性（伝統・行事）

本市のまつり・イベントは、春夏秋冬で非日常の景観を見せています。

[伝統行事・祭事・イベント開催地]



高瀬裏川花しょうぶまつり



玉名大俵まつり



小天神社火の神祭り





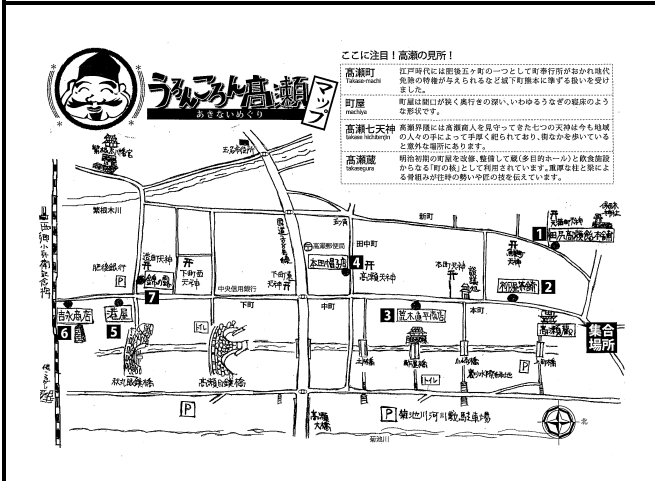
### 3-5 景観まちづくり活動

市内では、景観に関わるまちづくり活動が行われています。これらの活動は市民の身近な所から良好な景観を生み出すことができ、景観づくりの大きな力となっています。

[まちづくり活動団体(一例)]



高瀬地区修景事業  
(高瀬まちづくり協議会)



うろんころん高瀬  
(高瀬まちづくり協議会)



高瀬まちとみちを考える集い  
(高瀬まちづくり協議会)



干拓堤防の清掃  
(玉名市横島町文化財保存顕彰会)



サテライト研究室  
(崇城大学秋元研究室)



天水ウォーキング  
(天水・草枕の里観光協議会)



花いっぱい運動  
(八嘉校区まちづくり委員会)



築山校区の花づくり  
(築山校区まちづくり委員会)



藤の里事業  
(築山校区まちづくり委員会)



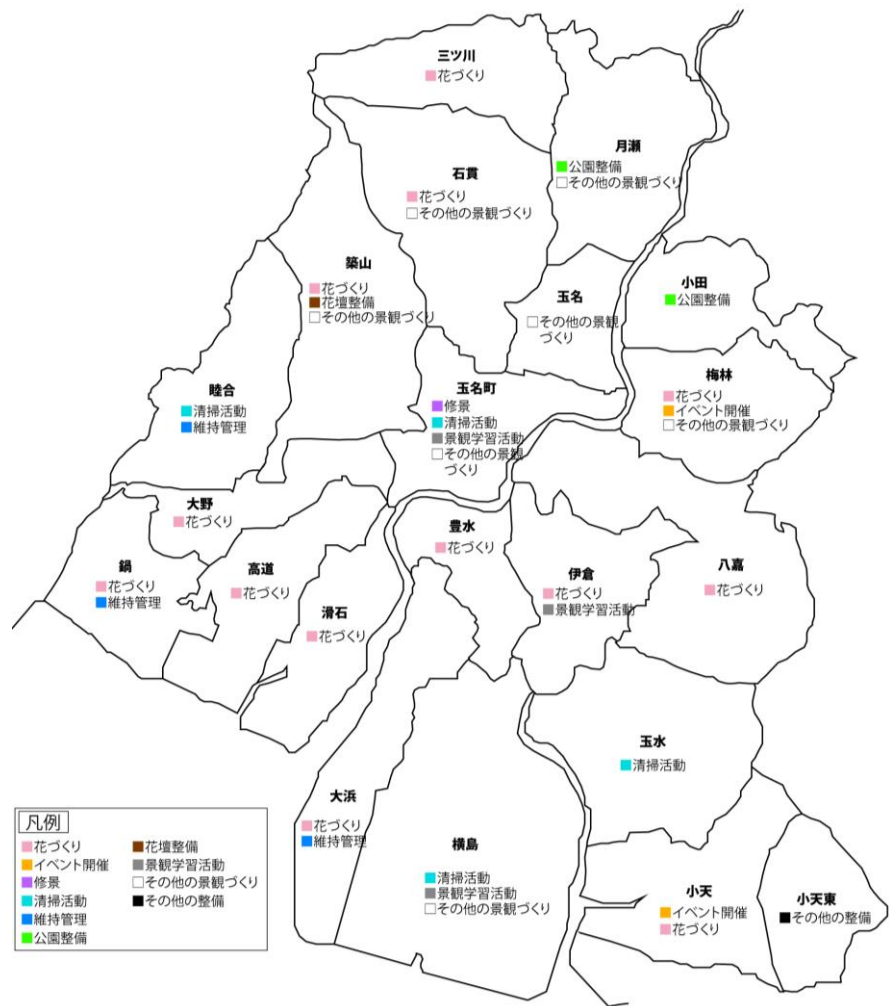
田んぼアート  
(田んぼアートプロジェクト委員会)



ホタルの里 日嶽清掃活動  
(睦合校区まちづくり委員会)




玉名市のまちづくり活動は、多くの地域で花づくり活動が行われていますが、各地区で多彩な活動がされています。しかし、まちづくり活動の構成員の高齢化が共通の課題となっています。

[市内の景観に係る活動の種類]



### 3-6 玉名市を代表する景観（玉名らしい景観特性）

玉名市には、数多くの景観資源が立地しています。そのなかでも、玉名市を代表する景観をまとめると以下ようになります。

自然景観		
<p>玉名市にあらゆる恵みを与えてきた菊池川の景観</p>  <p>本市を貫く雄大な菊池川の景観は特徴的です。</p>	<p>小岱山系や金峰山系が育む緑豊かな山林景観</p>  <p>小岱山や金峰山は地域のシンボルであり、豊かな山林景観が育まれています。</p>	<p>美しい有明海と松原海岸の海浜景観</p>  <p>白浜海岸と松原、広大な干潟を有する有明海が美しい海浜景観を見せています。</p>

生業景観		
<p>雄大な農地が広がる 美しい田園景観</p>  <p>広大な農地が広がる田園景観は、四季を通じて美しい姿を見せています。</p>	<p>約330年もの長い年月かけて 築造された干拓地の文化的景観</p>  <p>先達たちの努力や歴史を感じる干拓施設と干拓地が調和した姿は希少な景観となっています。</p>	<p>丘陵地帯の特性を生かした 石積みのみかん畑の景観</p>  <p>広大なみかん畑と石垣が調和した特徴的な景観がつけられています。</p>

市街地景観		
<p>商人のまちとして栄えてきた 商店街と高瀬裏川の景観</p>  <p>高瀬のまちなみやかつての運河の遺構、花しょうぶが織りなす特徴的な景観がつけられています。</p>	<p>1300余年の歴史を持つ玉名温泉と 温泉街のまちなみ景観</p>  <p>玉名温泉の歴史を伝える温泉街のまちなみは、独特の景観を見せています。</p>	<p>新しい市街地形成が期待される 新玉名駅の周辺景観</p>  <p>新しい顔としての整備が期待される新市街地の景観となっています。</p>

眺望景観		伝統行事・祭事景観
<p>稜線が美しい山並みを望む 玉名平野からの眺望景観</p>  <p>小岱山や金峰山の稜線が、美しい眺望景観を見せています。</p>	<p>玉名平野を眼下に、 遠景の雲仙普賢岳を望む 絶景の眺望景観</p>  <p>眼下に広がる玉名平野やみかん畑、遠景に望む雲仙普賢岳の眺望は、圧巻な景観を見せています。</p>	<p>春夏秋冬の伝統行事による 非日常の景観</p>  <p>伝統的な行事や祭は、本市ならではの非日常的な景観を見せています。</p>

## 4. 景観に係る課題整理

前記2~4の整理を踏まえ、本市の景観に係る課題を以下に整理します。

### 4-1 景観課題に関する基本的考え方

景観は、人々の生活や経済活動、自然活動等の「営み」により形づくられ、私たちの目に見えています。この「人・自然の営み」が本市の歴史や文化をつくり、玉名市らしさを表す景観要素となっています。

その営みから形づくられた景観要素は、地域の宝として守られてきた自然やまちなみ、遺構等もあれば、景観を阻害する要因となっている場合もあり、2つの性格を有しています。

そのなかで、本市には、人・自然の営みによってつくられた魅力的な景観資源がたくさんあります。

しかし、市民や来訪者にその良さが効果的に見せられておらず、魅力を伝えきれていない状況があります。こうした状況は、市民や来訪者に景観への興味が深まりにくくなり、関心・問題意識の醸成が十分に図られなくなってしまいます。

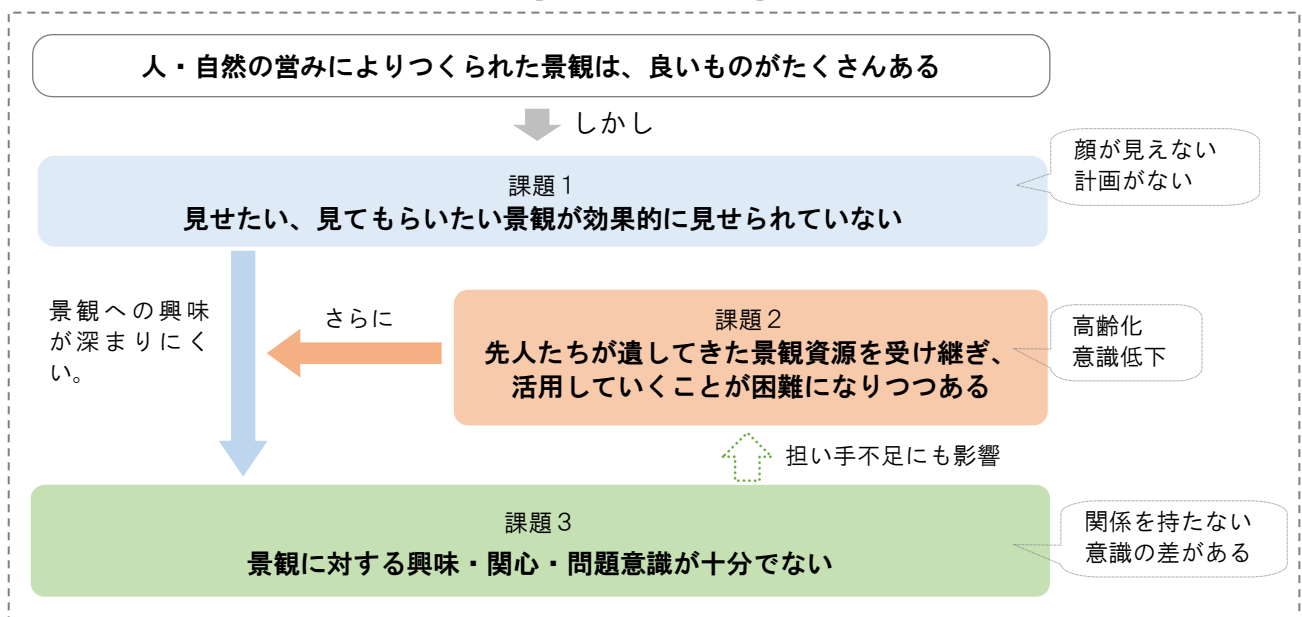
さらに、景観への意識が薄れると、先人たちが遺してきた景観資源がなくなってしまうたり、後世に受け継ぐことができなくなってしまうたりと、本市の魅力低下につながってしまいます。

このような状況を踏まえ、見せたい景観を的確に見せる「戦略的に見せる仕掛け」、景観形成には人の活動が不可欠であることから、「景観づくりの担い手確保」が重要となります。

さらに、人の営みにより景観が形づくられるため、人々の景観に対する意識が高いほど、景観に関する気配りができ、良好な景観形成を図ることができることから、市民の「景観意識を高める」ことが必要となります。これは、景観形成にあたって本質となる課題です。

これらを本市の景観に係る課題として整理し、良好な景観形成に向けて対応していきます。

[景観課題の関連図]



## 4-2 景観課題

前項の“4-1 課題に関する基本的考え方”の課題内容について、以下に整理します。

### 課題1 見せたい、見てもらいたい景観が効果的に見せられていない

玉名市には、小岱山や菊池川、干拓地、みかん畑、鍋松原海岸、高瀬のまちなみ等、多様で良質な景観資源を有しています。個々の資源は魅力があるものの、景観資源付近のイメージにそぐわない広告がつくられたり、まちなみの連続性を欠いたりなど、景観資源を含めた空間の見せ方（演出）が十分でなく、景観としての魅力が高いとは言い難い状況があります。また、良い資源が多くあるからこそ、見せたい景観を絞り込めず、まちの顔が見えないという状況もあります。

そのため、今後の景観づくりにあたっては、本市が「見せたい、見てもらいたい景観」に焦点を絞り、玉名らしさを感じる景観を見せる戦略や仕掛けが必要です。

### 課題2 先人たちが遺してきた景観資源を受け継ぎ、活用していくことが困難になりつつある

現在の景観は、突然できあがったものではなく、先人たちの努力により長い年月を経て現在の景観がつくられています。こうした景観は、市民・事業者をはじめ、景観に関わるまちづくり団体や農家等の活躍が不可欠となっています。

しかし、人口減少や少子高齢化の影響を受け、活動を休止したまちづくり団体や農家数の減少による耕作放棄地が増えるなど、景観資源の維持だけでなく、まちづくり活動や農業等の生業が困難になりつつあります。

さらに、魅力的な歴史的資源や文化遺産が各地に残されているものの、十分に活かされておらず、なじみの景観が少なくなっているなど、景観資源を失いかねない問題も抱えています。

これらのことから、先人たちがつくりあげてきた景観を守り、活用していく担い手の確保が必要です。

### 課題3 景観に対する興味・関心・問題意識が十分でない

景観は、市民の日常の生活や経済活動の積み重ねにより形づくられています。その中で、自然やまちなみから目立つ高彩度の色彩の建築物や工作物、乱立する屋外広告物などにより、良好な景観を損ねていることがあり、ひとりひとりの行為が景観づくりにつながっているという当事者意識や問題意識が十分でない状況があります。

良好な景観形成の実現には、「良い景観をつくろう」とする景観に対する関心や「景観は市民の財産である」という意識を高めることが極めて重要です。意識を高めるためには、本市の景観資源やその良さを広く浸透させることが不可欠となります。さらに、景観に関する意義や大切さ、知識等を普及させ、意識の高揚を図ることが必要です。

# 5. 景観の将来像と基本方針

## 5-1 景観の将来像

本市の景観特性と課題を踏まえ、景観まちづくりを進めるにあたって、「景観の将来像」を掲げます。

### 菊池川が育んだ味わい深い景観を語るまち

本市は、菊池川の恵みを受けた商業や農業、水運、玉名温泉、干拓、山の資源や丘陵を活かしたみかん畑や石垣、古墳文化など、自然の恵みを受けて発展してきました。こうした景観は、訪れる度に良さを実感していく『味わい深い』魅力があり、落ち着いた景観がつくられています。これが本市の特徴・らしさとなっており、今後も大切にしていきたいことが重要です。

こうした景観は、先人たちの活躍によりつくり守られ、“玉名市の景観”として目に映っています。私たちが、これを本市の宝として受け継ぎ、市民にとっても、来訪者にとっても心地良い景観として未来に伝えることは使命であり責任です。

この受け継いだ宝“玉名市の景観”の価値を高め、未来へつなぐためには、みんなが景観について興味や関心、問題意識を持って景観を『育て』、わたしたちが自信を持って、玉名の景観を『語る』ことがとても大切です。このような考え方により、『味わい深い景観を語るまち』を景観の将来像として掲げます。

ビジョンの実現にあたっては、まず、景観に興味・関心・意欲のある市民や団体が景観まちづくりを率先して行い、市民を巻き込むきっかけをつくります。

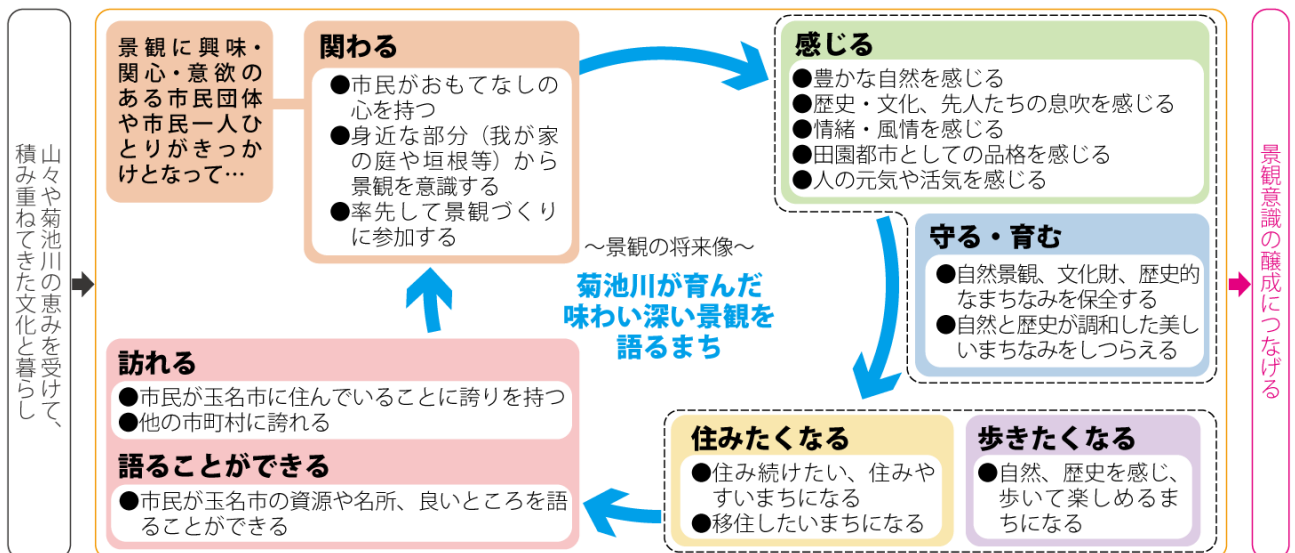
市民一人ひとりが景観について関わりを持つことで、各々が玉名の景観を感じて意識が深まり、守り育てための行動・活動につながります。

こうした活動が行われることで良い景観が生まれ、住みたくなる、歩きたくなる魅力的なまちがつけられます。

魅力が高まることで、市民が誇れるまちとなり、自信をもって玉名を語れる市民が増えていきます。これにより、景観に興味・関心・意欲のある市民や将来を担う子どもたちが増えることとなります。

これら一連の取り組みが循環し積み重ねることで、『味わい深い景観を市民が語るまち』が実現し、景観意識の醸成につながります。

[将来像の考え方]



[味わい深い玉名の景観(代表景観)]

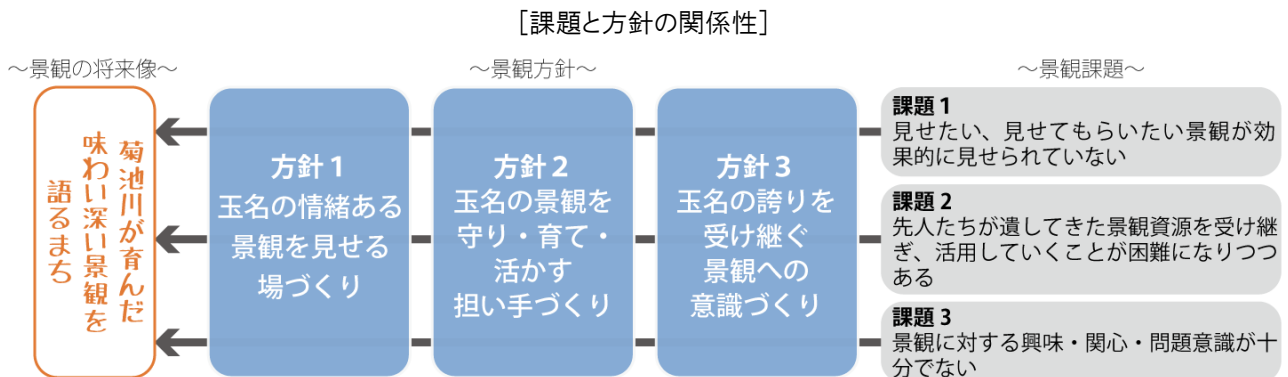
玉名市では、下表の景観が各地で見られます。これらは、本市で生まれ、積み重なり、豊かな深みが表れた、味わい深い景観となっています。

		人文的			
		信仰	農林水産	商工	その他
自然的	海				
	川			 	
	平野	  	  	  	  
	山	 	  		 



## 5-2 景観形成の基本方針

本市の景観に係る課題に対応し、将来像を実現するために、以下の景観まちづくりの基本方針を掲げます。



### 方針1 玉名の情緒ある景観をみせる場づくり

- ❖ 効果的な景観づくりのためには、今ある景観資源を磨き、手入れをして、よりよく“魅せる”工夫が重要となります。玉名らしいすばらしい景観を魅せるために、景観資源が持つ特長や独自性、歴史性、文化性を捉えた“情緒ある”演出を行います。
- ❖ 効果的に景観を魅せるためには、“ある視点場に立って、見たい対象が見えやすい状況にある”ことが大切であるため、本市の良い景観を望むことができる視点場や眺望点の掘り起こしと設定を行います。さらに、建築物や工作物、屋外広告物、遺跡等、景観資源そのものを磨き上げ、周辺の雰囲気づくりなどと合わせ、しつらえを整えます。この考え方のもと、地域住民が「心地良い」と思い、来訪者に「行きたい」と感じてもらえる戦略的な景観づくりを図ります。

### 方針2 玉名の景観を守り・育て・活かす担い手づくり

- ❖ 現在の景観は、先人たちの努力により長い年月を経て積み重なっています。これは、本市の宝・誇りであり、他にはない「玉名らしさ」を表現する資源です。この資源を守り、育て、活かしながら、景観形成を進めていくことが大切です。
- ❖ こうした景観資源の継承や良好な景観形成には、市民、事業者をはじめ、景観まちづくりに取り組まれている個人・団体が担い手となり、その活動を行政がサポートしながら進めていくことが効果的です。脈々と受け継がれてきたこれらの景観を後世に残し、良好な景観形成を進めていくため、特に、景観まちづくりに携わっている人材と連携を強化・支援しながら、担い手の裾野を広げ、育てる取り組みを進めます。

### 方針3 玉名の誇りを受け継ぐ景観への意識づくり

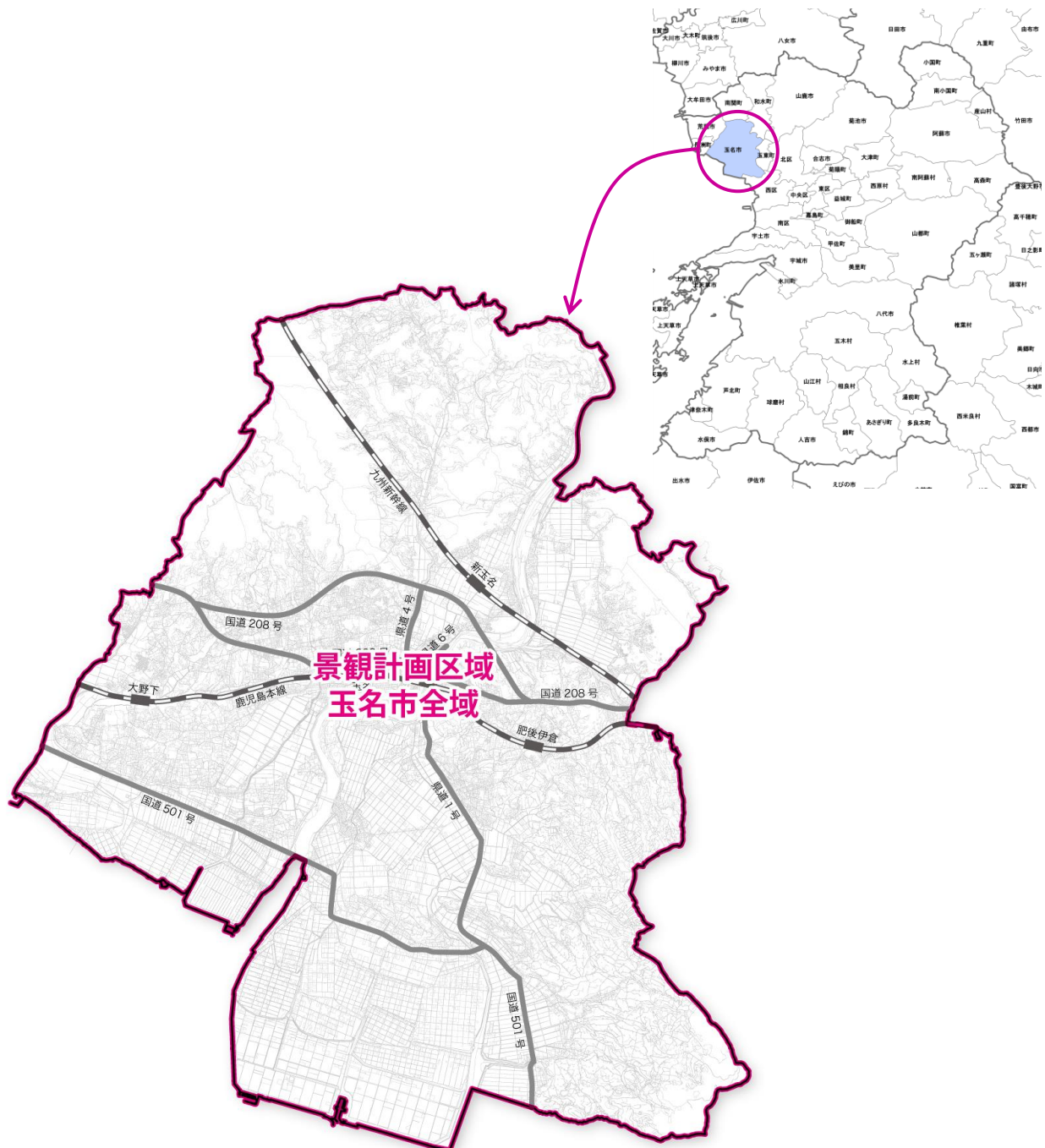
- ❖ 景観は、人と自然の営みの表れです。特に、人の営みは変化が早く、人々の景観への興味・関心の有無、考え方や思想は多様であることから、良くも悪くも景観に影響を与えやすい傾向があります。このことから、良好な景観形成には、市民一人ひとりが景観に興味・関心を持ち、「玉名市の景観を良くしよう」とする意識を持つことが重要です。
- ❖ そのため、市民には、景観づくりの意義や重要性を伝えるだけでなく、玉名の景観資源やその資源の歴史・文化的背景についても発信・教育することで、市民が玉名の景観の価値や良いところを認識し、“誇り”を醸成する取り組みを進めます。
- ❖ さらに、効果的な景観形成に向け、景観まちづくりの熟度に合わせて少しずつ景観を育てていく、身の丈にあった景観形成基準（きまり）を定めます。

## 6. 景観計画区域 (法第8条第2項第1号関係)

山林、河川、田園、市街地など、景観は連続性を持っており、それぞれが一体となって、人々の目に映っています。また、景観形成や景観まちづくりは、本市全体で推進することで、景観の魅力向上（ベースアップ）につながります。

そのため、景観計画区域は、「本市全域」とします。

[景観計画区域]



# 7. 景観形成方針

## 7-1 景観形成方針の考え方

市全体の“景観課題”と“景観の将来像”を踏まえ、「景観形成方針」を設定します。

景観形成方針を設定するにあたって、市の成り立ちや景観の構成状況を踏まえると「山の恵みとともに育まれた暮らし」の景観と「菊池川とともに発展した暮らし」の景観に大別できます。

それぞれを実情に合わせて“山の恵みとともに育まれた暮らし”では、「山林・集落景観ゾーン」「みかん畑・集落ゾーン」に分け、また、“菊池川とともに発展した暮らし”では、「菊池川流域景観ゾーン」「市街地景観ゾーン」「田園景観ゾーン」「干拓景観ゾーン」に分けて景観形成方針を整理しています。

それらの景観づくりに合わせて、各景観ゾーンの総合的な眺めとして、「景観をつなぎ魅せる場所」である、「幹線道路景観ゾーン」と「眺望点」に関する方針を定めています。

また、本市の風土や信仰から生まれた文化的行事やイベント（非日常の景観）も、方針として整理しています。

[景観形成方針の大分類]

山の恵みとともに育まれた暮らし	菊池川とともに発展した暮らし
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 小岱山周辺では、阿蘇山系の岩が使われた古墳や横穴群などの文化が発生しました。その麓では豊かな水田が広がり、集落がつくられ、人々の暮らしが営まれてきました。</li> <li>✓ 一方、熊ノ岳、三ノ岳の丘陵では、石垣とみかん畑が広く分布し、みかん栽培を生業としている農村集落で生活が営まれてきました。夏目漱石もみかん畑の風景を愛しており、草枕でも描写されています。</li> <li>✓ こうした山の恵みを受けて、文化や産業が生まれ、魅力的な景観が形づくられてきました</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 菊池川は玉名市を南北に貫き、市全体に恵みを与えてきました。</li> <li>✓ 高瀬裏川では石垣や石橋、船着場が築かれ港の機能を担い、表通りでは商人の町として経済の中心として発展し、玉名温泉街もつくられています。高瀬の他にも、海外貿易拠点であった伊倉地区や港町であった大浜地区など、菊池川と共に水運で栄えてきた町もあります。</li> <li>✓ 田園では、菊池川水系の恩恵を受けて、豊かな農業が営まれてきました。また、干拓地では、石づくりの堤防や樋門がつくられ、豊かな農地が築造されたことで、様々な農作物が作られ、本市の産業を支えてきました。</li> <li>✓ このように、菊池川は加藤清正の治水事業により形を変えながらも、市の発展を支え、現在の景観が形づくられてきました。</li> </ul>
景観をつなぎ見せる場所	玉名の風土・信仰が生んだ非日常の風習
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 幹線道路は市外や市内の各景観ゾーンをつなぎ、人や車等の行き来に非常に重要な交通の基盤です。多くの人々が道路沿道の連続的な景観を見ることができます。</li> <li>✓ 有明海では、ノリ養殖などの漁場や広大な干潟を見ることができ、雄大な景観を見せています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 本市の自然や風土、人々の営みや信仰等から生まれた、伝統行事・祭事・イベントが継承されています。</li> <li>✓ 伝統行事・祭事・イベントは、春夏秋冬で非日常の景観を見せています。</li> </ul>

[景観形成方針図]



## 山の恵みとともに育まれた暮らし

### 山林・集落景観ゾーン

#### ■ゾーンの特性

- ❖ 本市北部には小岱山、東部には木葉山、東南部では熊ノ岳・三ノ岳、玉名平野には横島山が位置しています。
- ❖ これらの山々は、本市の周りを取り囲み、豊かな濃い緑を見せ、玉名平野の背景となっています。
- ❖ 山々の恩恵により今日の豊かな生活や文化が生まれ、豊かな緑は、憩いや安らぎを与えており、登山やレクリエーションなどで市民から親しまれています。
- ❖ 石貫穴観音横穴を守る石貫安世寺地区など、魅力的な集落景観が所々に見られます。
- ❖ 繁根木川は、玉名地域を縦に分かつ菊池川の支流であり、昔から市民に親しまれてきた川です。



小岱山



熊ノ岳・三ノ岳



木葉山



石貫安世寺地区



繁根木川

#### ■景観形成方針

#### 玉名を取り囲む緑豊かな山々と文化を魅せる景観づくり

- ❖ 山林・河川をはじめとした、豊かな自然資源や生態系を保全します。
- ❖ 山林・河川景観に配慮しつつ自然資源を活かし、ふれあうことができる環境をつくります。
- ❖ 建築物や工作物、屋外広告物の形状や色彩は、山林・河川景観との調和に配慮します。
- ❖ 集落では、集落それぞれの特徴を活かし、地域特有の歴史を継承する景観づくりを行います。また、農業の振興や担い手の確保、農機具、農業資材等の整理整頓、畦道の花植えなど、美しく魅せる工夫を行います。

## みかん畑・集落ゾーン

### ■ゾーンの特性

- ❖ 天水地域における熊ノ岳、三ノ岳のなだらかな丘陵地帯に、広大な果樹園（みかん畑など）景観が広がっています。
- ❖ 全国でも上位を争うトップクラスの生産量を誇るみかんの大産地となっています。
- ❖ みかん畑には、石垣が築造されている場所もあり、特徴的な景観となっています。
- ❖ みかん農村集落（赤仁田地区：熊本県農村景観コンクール美しき村賞、下有所地区：熊本県農村景観コンクール農村景観大賞）の魅力的な集落景観が所々に見られます。また、天水地域は、「田園空間博物館（農林水産省）」に位置づけられています。
- ❖ 小天は、夏目漱石が愛した地とされ、小説「草枕」にみかん畑が描写されています。
  - 作中、「那古井の宿」として前田家別邸や「老隠居」として前田案山子も登場し、前田家に関わる資源が遺されています。
- ❖ オレンジロード（広域農道）では、道路の両側や遠景にみかん畑が広がる美しい景観となっています。



みかん畑の石垣



みかん畑の展望



赤仁田地区



みかん畑



下有所地区



オレンジロード

### ■景観形成方針

#### 石垣となだらかな斜面に広がるみかん畑と集落を魅せる景観づくり

- ❖ 果樹栽培の振興や担い手の確保に努め、美しい果樹園景観の維持に努めます。
- ❖ 農機具や農業資材等の整理整頓や石垣の手入れなど、果樹園を美しく魅せる工夫を行います。
- ❖ 建築物や工作物、屋外広告物の形状や色彩は果樹園景観との調和に配慮します。
- ❖ 郊外の集落では、集落それぞれの特徴を活かし、これまでの特有の歴史を継承する景観づくりを行います。

# 菊池川とともに発展した暮らし

## 菊池川流域景観ゾーン

### ■ゾーンの特性(菊池川)

- ❖ 本市を北から南に縦断する菊池川は、迫力のある雄大な河川景観となっています。
- ❖ 菊池川は、流域の大地をうるおし、古墳文化を开花し、生活を支えてきた恵みの川であり、河川交通として唯一「歴史の道百選」に選ばれています。玉名市は菊池川から多くの恩恵を受けて発展してきました。
- ❖ 菊池川に沿って、堤防にハゼ並木が整備されている区間があり、秋にはきれいな赤色の葉を見せます。
- ❖ 高瀬裏川には、石垣や船着場など商家町、港町として繁栄してきた歴史的遺産が今も数多く残っています。



菊池川



菊池川堤防のハゼ並木



高瀬裏川

### ■景観形成方針

#### 雄大な菊池川を魅せる美しい景観づくり

- ❖ 菊池川の雄大さや美しさを引き立たせる堤防、河川敷の景観をつくります。
- ❖ 菊池川堤防のハゼ並木や雑草等の手入れを行い、美しい河川景観をつくります。
- ❖ 彩度の高い派手な橋梁を避け、河川景観の調和に配慮します。
- ❖ 高瀬裏川においては、魅力的な歴史的資源が遺されており、市を代表する観光拠点であることから、特に配慮した景観づくりを行います。

### ■ゾーンの特性(菊池川とともに発展したまちなみ)

- ❖ 高瀬は、菊池川の恩恵を受け、早くから海外渡航や貿易拠点として重視されていた港で、商人のまちとして栄えてきました。
- ❖ 大浜、伊倉においても、港町の名残をとどめている風情のある歴史的な建築物が立地しているまちなみが見られます（大浜地区：菊池川水運と共に支えた港町、伊倉地区：中世の海外貿易拠点）。
- ❖ 風情ある建築物や看板等が見られますが、景観に影響を与える建築物や屋外広告物の立地も見られます。



高瀬の町並み



大浜地区



伊倉地区

### ■景観形成方針

#### 歩きたくなる居心地の良い景観づくり

- ❖ 建築物や工作物のしつらえを工夫し、魅力があり居心地の良い空間となるまちなみ景観をつくります。
- ❖ 高瀬エリアにおいては、魅力的で風情のある建築物が見られ、市を代表する観光拠点でもあることから、特に配慮した景観づくりを行います。
- ❖ 屋外広告物は、まちなみの雰囲気や特徴を的確に把握し、景観に配慮して設置するよう努めます。
- ❖ 集落それぞれの特徴を活かし、これまでの特有の歴史を継承する景観づくりを行います。

## 市街地景観ゾーン(おおむね用途地域内)

### ■ゾーンの特性

- ❖ 低層の戸建て住宅を中心とし、店舗や工場等が混在したまちなみが広く分布しています。
- ❖ 多種多様な屋外広告物が乱立しています。
- ❖ 県北の拠点として、田園景観の中に新玉名駅と新市街地の骨格（道路基盤）が整備されており、色彩に配慮した店舗が立地しています。今後、景観に配慮した新しい市街地形成が期待されています。
- ❖ 寺社・仏閣をはじめ、特徴的な登録文化財が見られます。
  - 繁根木八幡宮、疋野神社、蓮華院誕生寺本院など
  - 県立玉名高校の本館、前庭池、正門（登録文化財）など



玉名温泉街



しらさぎの足湯



新玉名駅



駐車場での花植



色彩に配慮した店舗



玉名駅前

### ■景観形成方針

#### まちなみに付加価値をつける景観づくり

- ❖ 建築物や工作物の形状や色彩は、周辺のまちなみとの調和に努めます。
- ❖ 屋外広告物は、景観に配慮し、一定の秩序を持って設置するよう努めます。
- ❖ 市街地では、庭先の手入れや花植え等により、景観の価値を高める工夫に努めます。
- ❖ 玉名温泉街では、温泉街の雰囲気や醸し出す風情のあるまちなみ景観の醸成に努めます。



## 田園景観ゾーン

### ■ゾーンの特性(田園)

- ❖ 市域面積の5割弱が田園となっています。
- ❖ 玉名平野では、遠方まで見通せる広大な田園景観が広がっています。
- ❖ 本市の東部の伊倉地域では、玉名平野の田園と異なり、斜面林に囲まれた田園景観となっています。
- ❖ 山田日吉神社では、見事な藤が育てられ、多くの人が魅了されています。また、神社からまっすぐ馬場と呼ばれる参道に沿って住宅が建ち並ぶ景観が見られます。



田園(玉名)



斜面林と田園(伊倉)



山田日吉神社の参道

### ■景観形成方針

#### 手が行き届いた、四季折々の美しい広大な田園と文化あるまちなみを魅せる景観づくり

- ❖ 農業の振興や担い手の確保に努めます。
- ❖ 農機具、農業資材等の整理整頓、畦道の花植えなど、美しく魅せる工夫を行います。
- ❖ 建築物や工作物、屋外広告物の形状や色彩は田園景観との調和に配慮します。
- ❖ 郊外の集落では、集落それぞれの特徴を活かし、これまでの特有の歴史を継承する景観づくりを行います。

### ■ゾーンの特性(ため池)

- ❖ 本市において、特徴のあるため池は、「浮田池」と「尾田の丸池」です。
- ❖ 浮田の池は、農業の水不足の解消と灌漑区域<sup>かんがい</sup>の拡大に向けて築造され、山林に囲まれた景観となっています。
- ❖ 尾田の丸池は、清流尾田川の水源として熊本名水百選にも選ばれており、わき水は農業用水として利用され、周辺住民に親しまれています。複数ある湧水地をつなぐように九十九曲がりと呼ばれる複雑な流れ方をしている独特な景観となっています。



浮田池



尾田の丸池



九十九曲がり

### ■景観形成方針

#### 水源や水質、豊かな生態系を保全し、水に親しむ景観づくり

- ❖ ため池の周辺では、雑草の除去や工作物、屋外広告物等の配慮など、居心地を高める工夫をします。
- ❖ 浮田の池では、山林に囲まれた豊かな緑を活かして、水源の確保や水質の向上とともに、水に親しむ景観づくりに努めます。
- ❖ 尾田の丸池では、水源や水質を保全しつつ、九十九曲がりの川の流れや人々が水にふれあい親しむ景観づくりを図ります。

## 干拓景観ゾーン

### ■ゾーンの特性

- ❖ 江戸時代から干拓が盛んに行われ、昭和の国営横島干拓まで 75 ヶ所の干拓地が拓かれました。最も古い干拓地は清正公の時代から、最も新しい干拓地は昭和 42 年（1967 年）であり、約 330 年かけて築造されました。
- ❖ 市南部の干拓エリアでは、田畑とハウス栽培を中心とした農業が営まれており、広大な田園景観が広がっています。
- ❖ 電照されたビニールハウスは、幻想的な景観となっています。
- ❖ 横島地区では、干拓の歴史を物語る重要文化財「旧玉名干拓施設」が築造されており、干拓地としての独特な景観となっています。
- ❖ 港いこいパークでは、甲辰川の両岸に親水空間が整備されており、レクリエーションや憩いの場として使われています。



干拓地の田園



田園(ハウス)



干拓施設(堤防)



港いこいパーク



横島山

### ■景観形成方針

#### 干拓の歴史と田園を魅せる景観づくり

- ❖ 農業の振興や担い手の確保に努めます。
- ❖ 農機具、農業資材等の整理整頓、畦道の花植えなど、美しく魅せる工夫を行います。
- ❖ 建築物や工作物、屋外広告物の形状や色彩は田園景観との調和に配慮します。
- ❖ 干拓施設を適切に手入れし、田園景観と一体で魅せる景観づくりに努めます。

# 景観をつなぎ魅せる場所

## 幹線道路景観ゾーン

### ■ゾーンの特性

- ❖ 国道 208 号では、店舗が沿道に立地していますが、まちなみ景観に影響を与える高彩度の色彩を持つ建築物や屋外広告物の乱立が見られます。
- ❖ 国道 208 号バイパスや国道 501 号、県道 1 号、県道 6 号は田園景観の中を横断しており、沿道に店舗や屋外広告物の立地は比較的少ない状況です。なかには、並木が整理されている区間があり、田園景観と調和したきれいな道路景観が整備されています。



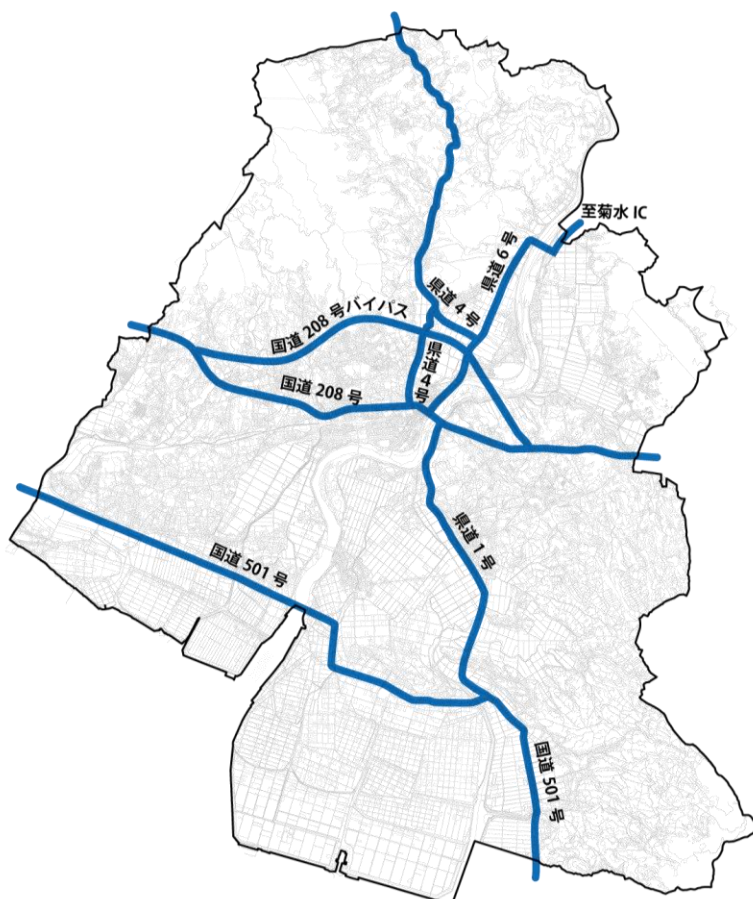
国道 208 号



国道 208 号バイパス



国道 501 号



県道 1 号



県道 6 号



県道 4 号

### ■景観形成方針

【中心部(用途地域内)】にぎわいと品格ある沿道景観づくり

【中心部以外】田園と調和した景観づくり

- ❖ 中心部（国道 208 号、県道 4 号）の幹線道路では、本市の中心部としてのにぎわいをつくりつつ、建築物や工作物、屋外広告物の色彩、形状等の品格の高い沿道景観をつくります。
- ❖ 中心部以外の幹線道路では、山林や田園の景観と調和した並木や花植え、屋外広告物の景観への配慮など、美しい道路景観づくりに努めます。

## 眺望点

### ■眺望点の特性

- ❖ 玉名平野や菊池川を見下ろし、雲仙普賢岳まで見渡せる俯瞰景の眺望点が各所にあります。特に、実山展望公園からは、眼下に広がる玉名平野やみかん畑、遠景に望む雲仙普賢岳の眺望は、圧巻な景観を見せています。
- ❖ 一方、玉名平野から小岱山や熊ノ岳、三ノ岳、木の葉山の美しい稜線を見渡せる仰瞰景の眺望点が各所に見られます。また、干拓施設を見通せる眺望点も特徴的です。
- ❖ 天水地域では、夏目漱石が描いた「わが墓」のモデルとなった眺望点があります。
- ❖ 熊本県北唯一の海水浴場である鍋松原海岸が整備され、白浜と松原が美しい景観をつくっています。近景は白浜と松原、中景は干潟と海苔の養殖の様子、遠景は雲仙普賢岳が見え、壮大な景観となっています。夏になると、大勢の海水浴客によりにぎわいを見せます。
- ❖ 九州新幹線新玉名駅からは、周辺の田園景観が遠景まで見渡せます。また、短時間ではありますが、新幹線の車窓からも玉名の景観を見ることができます。JR 鹿児島本線からも、市街地や田園風景が車窓から見られます。



実山展望公園からの眺望



干拓施設の眺望



玉名平野からの山並みの眺望



漱石画「わが墓」のモデルとなった眺望



有明海・白浜・松原の眺望



有明海と漁場、干潟の眺望



新玉名駅舎からの眺望



日嶽

### ■景観形成方針

#### 玉名市の良さを実感できる眺望点づくり

- ❖ 本市の良さや魅力を伝える眺望点の掘り起こしと設定を行います。
- ❖ 眺望点では、最も望ましい眺望となるよう、適切に木々の剪定や景観阻害要因をなくすなど、周囲の景観づくりを行います。
- ❖ 有明海の干潟、漁場(ノリ養殖等)の産業を守ります。

# 玉名の風土・信仰が生んだ伝統行事・祭事・イベント

## 伝統行事・祭事・イベント

### ■伝統行事・祭事・イベントの特性

- ❖ 本市では、各地で伝統行事や祭事、イベントがあり、市民に親しまれています。
- ❖ 伝統行事・祭事、イベントでは、神社などの固有の場で実施するものや、まちを練り歩いて実施するものがあります。そこでは、色とりどりの衣装を纏った人々、まちを練り歩く行列、はためく矢旗、多くの人でにぎわう様子など、日常のまちなみに非日常が重なる独特な景観を見せています。



伊倉のねり嫁行列



梅林天満宮大祭の流鎗馬



伊倉南北八幡宮春季大祭



玉名納涼花火大会



龍火くんだり



繁根木八幡宮大祭

### ■景観形成方針

#### 玉名に根付く伝統を魅せ、次世代に残す

- ❖ 継続的に伝統行事・祭事を執り行い、後世に継承するとともに、保存を行います。
- ❖ 継続的に魅力的なイベントを実施します。
- ❖ 市民の皆さんは、積極的に伝統行事・祭事・イベントに関わり、楽しめます。

## 8. 玉名市における景観形成

### 8-1 景観形成推進地区・景観形成準備地区・一般地区と眺望景観保全地区

景観計画区域を市全域として、全市で景観形成を進めますが、景観意識の度合い、景観に与える影響度（イメージアップ）、市民の関心度（注目度）に差があります。そのため、市全域で一斉に、一律に景観形成を進めていくことは効果的ではありません。

まずは、市民の関心が高く、市全体の魅力が高まる効果が高い地区で重点的に景観づくりを行うことで、市の景観づくりの手本となるモデルをつくり、市民の景観に対する意識の醸成につなげることが重要です。

そのため、積極的に景観誘導を行う「景観形成推進地区」の設定を検討します。

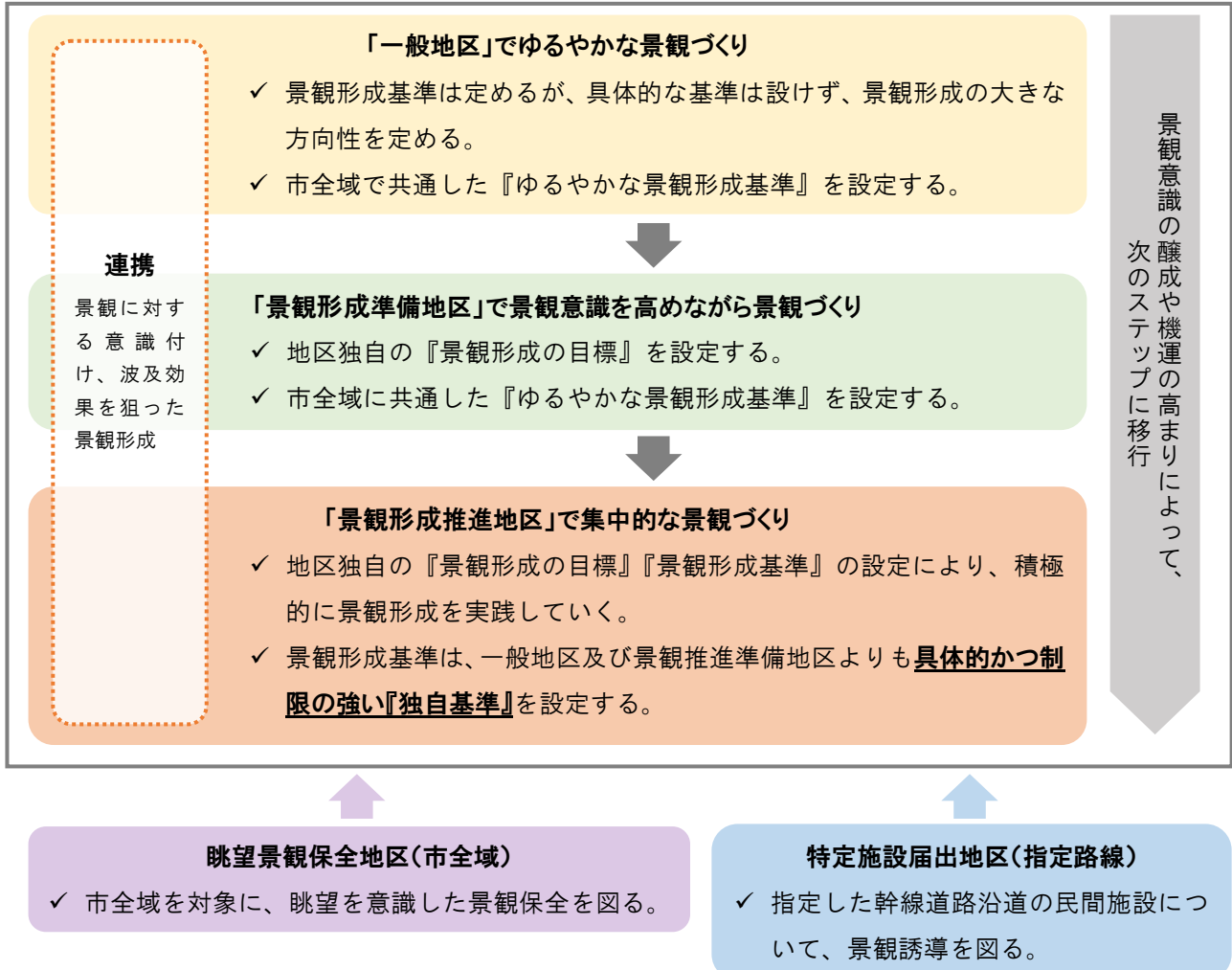
将来的に重点的な景観形成を図るべきと思われるが、景観資源の有無や地域住民の景観意識の熟度が低いなどの理由で景観形成推進地区と位置づけるまでに及ばない地区を「景観形成準備地区」として位置づけ、地区の景観意識の熟度に合わせた段階的な景観まちづくりの仕組みの導入を検討します。景観意識の醸成や機運の高まりによって、景観形成準備地区や景観形成推進地区にステップアップしていく仕組みとします。

上記以外の地区は、緩やかな規制である「一般地区」とします。

なお、景観推進地区や景観形成準備地区と関わりが深い地区では、両者の景観形成と連携することで、景観に対する意識付けや波及効果を狙った景観形成を図る、相乗効果が期待できます。

これらに加え、本市は、周囲の山々の眺望点から雄大な景観を見ることができですが、これは、あらゆる建築行為等の結果の表れであり、常に、眺望景観を意識することが大事であることから、「眺望景観保全地区」を全市域に設定します。

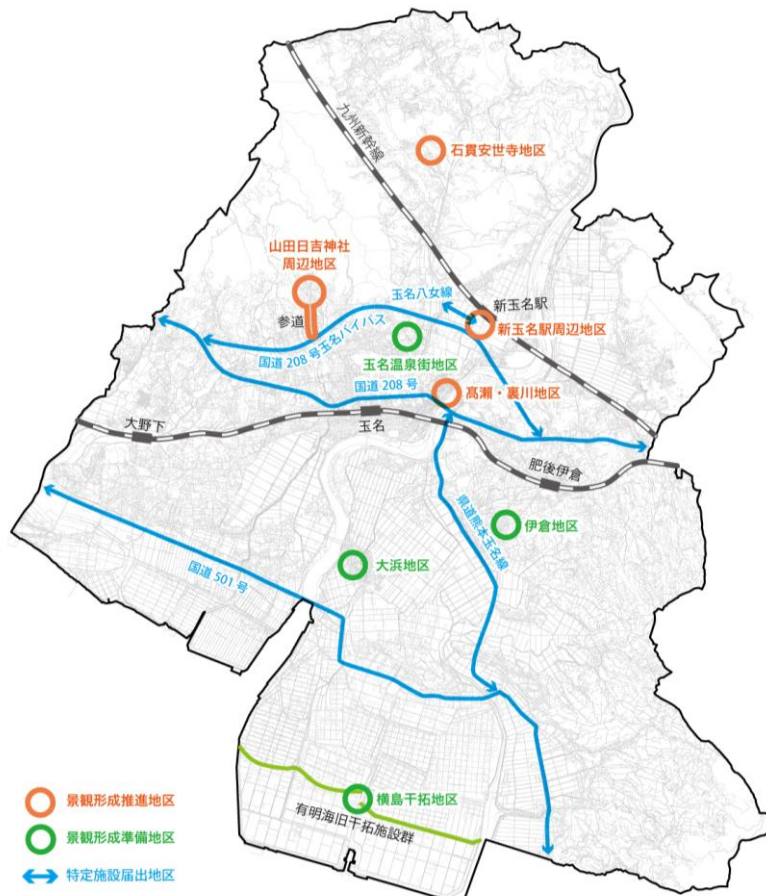
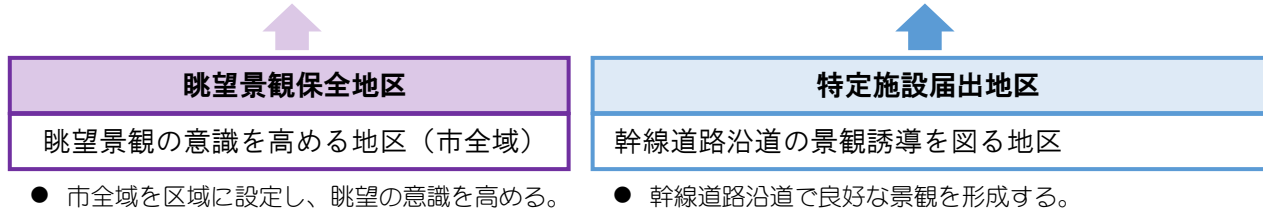
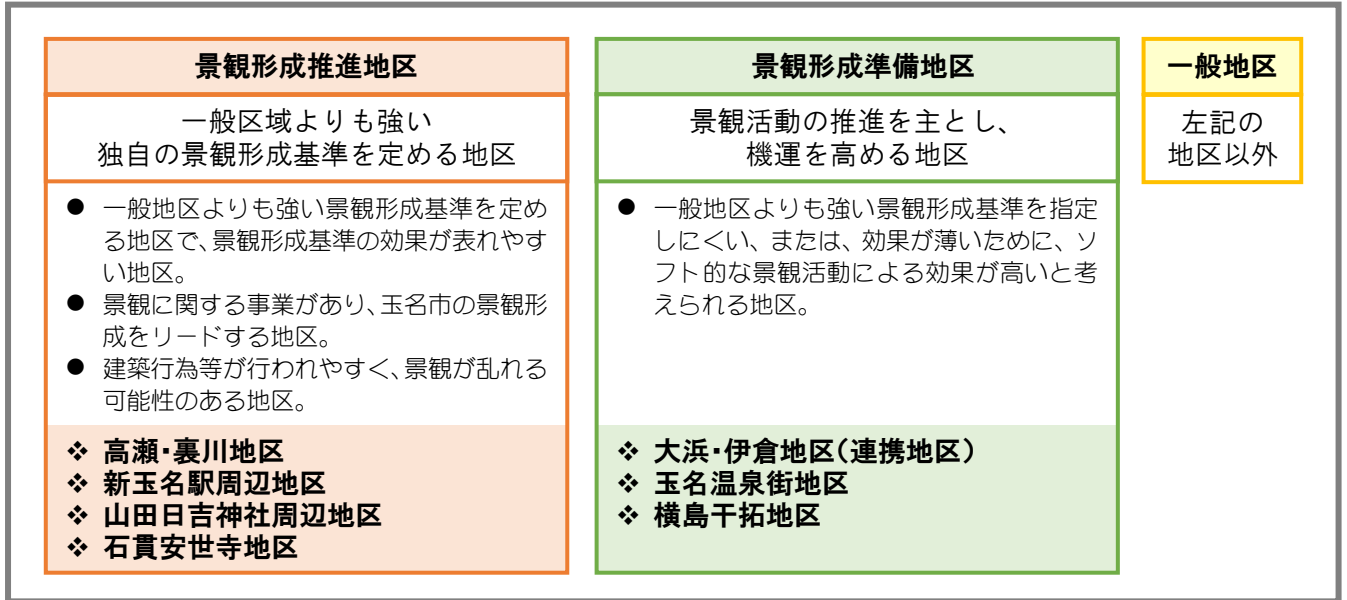
[段階的な地区区分の考え方等]



## 8-2 地区区分

前ページの地区区分の考え方に基づいて、地区区分を設定し、景観形成を進めます。

[地区区分]



## 8-3 地区別の景観形成

### 8-3-1 一般地区

#### ■景観形成の目標

#### 景観形成方針に基づき、玉名らしい景観形成を図ります

山林・集落景観ゾーン、みかん畑・集落ゾーン、菊池川流域景観ゾーン、市街地景観ゾーン、田園景観ゾーン、干拓景観ゾーンそれぞれの景観形成方針に基づき、各地区の歴史・文化・生活・生業などに適した景観形成を図ります。

#### ■届出対象行為（景観法第16条第1項）

一般地区における届出対象行為を以下のように定めます。

[一般地区の届出対象行為の基準]

行為の種類		規模	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更、または撤去	高さが13mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの	
工作物の建設等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更、または撤去	さく・堀	高さが2mを超えるもの
		橋梁	菊池川及び繁根木川に架かる橋りょうで、規模にかかわらず全て
		その他工作物*	高さが13m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては20m）を超えるもの、又はその敷地面積が1,000㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
土地の区画形質の変更	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更（開発行為*）。土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。 ※都市計画法第4条第12項	面積3,000㎡、または、高さ5mかつ長さ10mを超え、法面または擁壁を生じるもの	
鉱物の掘採又は土石の採取		面積3,000㎡、または、高さ5mかつ長さ10mを超え、法面または擁壁を生じるもの	
木竹の伐採		伐採面積が3,000㎡を超えるもの （森林保護のための行為（間伐等）は除く）	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		集積等の期間が90日を超えて、高さが2mを超える、または、面積が500㎡を超えて堆積するもの	

※その他工作物：玉名市景観条例施行規則第2条第1項第2号～第12号までをいいます。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔または広告板



■景観形成基準（景観法第16条第3項）

景観形成基準は、景観の将来像や景観形成方針の実現を推進するために、景観に大きな影響を及ぼす恐れのある建築行為などの制限や誘導を図るものです。

届出対象行為ごとに景観形成基準を定めます。この基準に適合しないと勧告の対象になります。

景観形成基準の内容については、熊本県景観計画の景観形成基準を基に内容を調整して定めます。

[一般地区の景観形成基準]

行為		事項		基準	
建築物の建築等	位置		●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲の建築物の位置との調和に配慮する。		
	外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。		
		色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。		
		材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。		
	敷地の緑化		●敷地内は極力緑化に努める。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。		
工作物の建設等	さく・堀	位置		●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲のさく、堀の位置との調和に配慮する。	
		外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。	
			色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。	
			材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。	
	緑化		●さく及び堀の周囲については、極力緑化に配慮する。		
	橋梁	外観	意匠	●橋梁の位置する河川や地域の特徴を生かすよう配慮するとともに、川岸からの見え方にも配慮する。	
			色彩	●河川や護岸と調和した色彩とする。	
	その他工作物	位置		●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	
		外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ●石垣は、できるかぎり維持するよう努める。	
			色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。	

行為	事項	基準
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。 ●石垣は、できるかぎり維持するよう努める。
鉱物の掘採又は土石の採取	遮蔽及び緑化	●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。
木竹の伐採		●伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させる。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。

※特定施設届出地区の対象となっている「特定施設」については、「特定施設届出地区」の基準が適用されます。特定施設の対象でないものについては、こちらの基準が適用されます。

## 8-3-2 景観形成準備地区

### ■景観形成の目標

#### 大浜・伊倉地区(連携地区)

##### 大浜地区と伊倉地区の景観資源を掘り起こし、 住民の景観に対する意識を高めます

大浜地区と伊倉地区の歴史・文化を表出するため、景観資源を掘り起こすとともに、景観まちづくり活動や魅力の発信を進め、景観形成に向けた住民の意識醸成を図ります。

また、菊池川を通じて、歴史的に関係が深い「高瀬・裏川地区」と連携した景観形成により、より魅力ある景観をつくります。



大浜地区



伊倉地区

##### <連携地区：高瀬・裏川地区>

大浜地区と伊倉地区は、菊池川を通じて、「高瀬・裏川地区」と密接な関係があります。「高瀬・裏川地区」の景観形成の考え方や動向を踏まえて、連携しながら、大浜・伊倉地区の景観形成を進めます。

#### 玉名温泉街地区

##### 玉名温泉の歴史が表れた、 情緒あるしつらえを整えます

1300 余年の歴史を持つ玉名温泉の雰囲気をつくるため、景観阻害要因を排除しつつ、現在の景観形成の取組を活発化して、情緒あるしつらえを整えます。



玉名温泉街



しらすぎの足湯

#### 横島干拓地区

##### 干拓の歴史を受け継ぎ、干拓施設と田園景観が 一体となった景観を守ります

干拓地の歴史を後世に残すため、全国でも希有である重要文化財「旧玉名干拓施設」の保全を進め、景観阻害要因を排除しつつ、周囲の田園と一体で景観を守ります。



干拓施設（六枚戸）



干拓施設（堤防）

■届出対象行為（景観法第 16 条第 1 項）

景観形成準備地区における届出対象行為を以下のように定めます。

[景観形成準備地区の届出対象行為の基準]

行為の種類		規模	
建築物の 建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更、または撤去	高さが 13m を超えるもの、又は建築面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	
工作物の 建設等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更、または撤去	さく・塀	高さが 2 m を超えるもの
		橋梁	菊池川及び繁根木川に架かる橋りょうで、規模にかかわらず全て
		その他 工作物*	高さが 13m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては 20m）を超えるもの、又はその敷地面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
土地の区画 形質の変更	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更（開発行為*）。土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。 ※都市計画法第 4 条第 12 項	面積 3,000 m <sup>2</sup> 、または、高さ 5m かつ長さ 10m を超え、法面または擁壁を生じるもの	
鉱物の掘採又は土石の採取		面積 3,000 m <sup>2</sup> 、または、高さ 5m かつ長さ 10m を超え、法面または擁壁を生じるもの	
木竹の伐採		伐採面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの （森林保護のための行為（間伐等）は除く）	
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積		集積等の期間が 90 日を超えて、高さが 2 m を超える、または、面積が 500 m <sup>2</sup> を超えて堆積するもの	

※その他工作物：玉名市景観条例施行規則第 2 条第 1 項第 2 号～第 12 号までをいいます。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔または広告板

■景観形成基準（景観法第16条第3項）

景観形成基準は、景観の将来像や景観形成方針の実現を推進するために、景観に大きな影響を及ぼす恐れのある建築行為などの制限や誘導を図るものです。

届出対象行為ごとに景観形成基準を定めます。この基準に適合しないと勧告の対象になります。

景観形成基準の内容については、熊本県景観計画の景観形成基準を基に内容を調整して定めます。

[景観形成準備地区の景観形成基準]

行為		事項		基準
建築物の建築等	位置		●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲の建築物の位置との調和に配慮する。	
	外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。	
		色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。	
		材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。	
	敷地の緑化		●敷地内は極力緑化に努める。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。	
工作物の建設等	さく・堀	位置		●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲のさく、堀の位置との調和に配慮する。
		外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。
			色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。
			材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。
	緑化		●さく及び堀の周囲については、極力緑化に配慮する。	
	橋梁	外観	意匠	●橋梁の位置する河川や地域の特徴を生かすよう配慮するとともに、川岸からの見え方にも配慮する。
			色彩	●河川や護岸と調和した色彩とする。
その他工作物	位置		●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	
	外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。	
		色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。	

行為	事項	基準
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の採取	遮蔽及び緑化	●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。
木竹の伐採		<ul style="list-style-type: none"> <li>●伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。</li> <li>●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		<ul style="list-style-type: none"> <li>●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させる。</li> <li>●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。</li> </ul>

※特定施設届出地区の対象となっている「特定施設」については、「特定施設届出地区」の基準が適用されます。特定施設の対象でないものについては、こちらの基準が適用されます。

### 8-3-3 景観形成推進地区

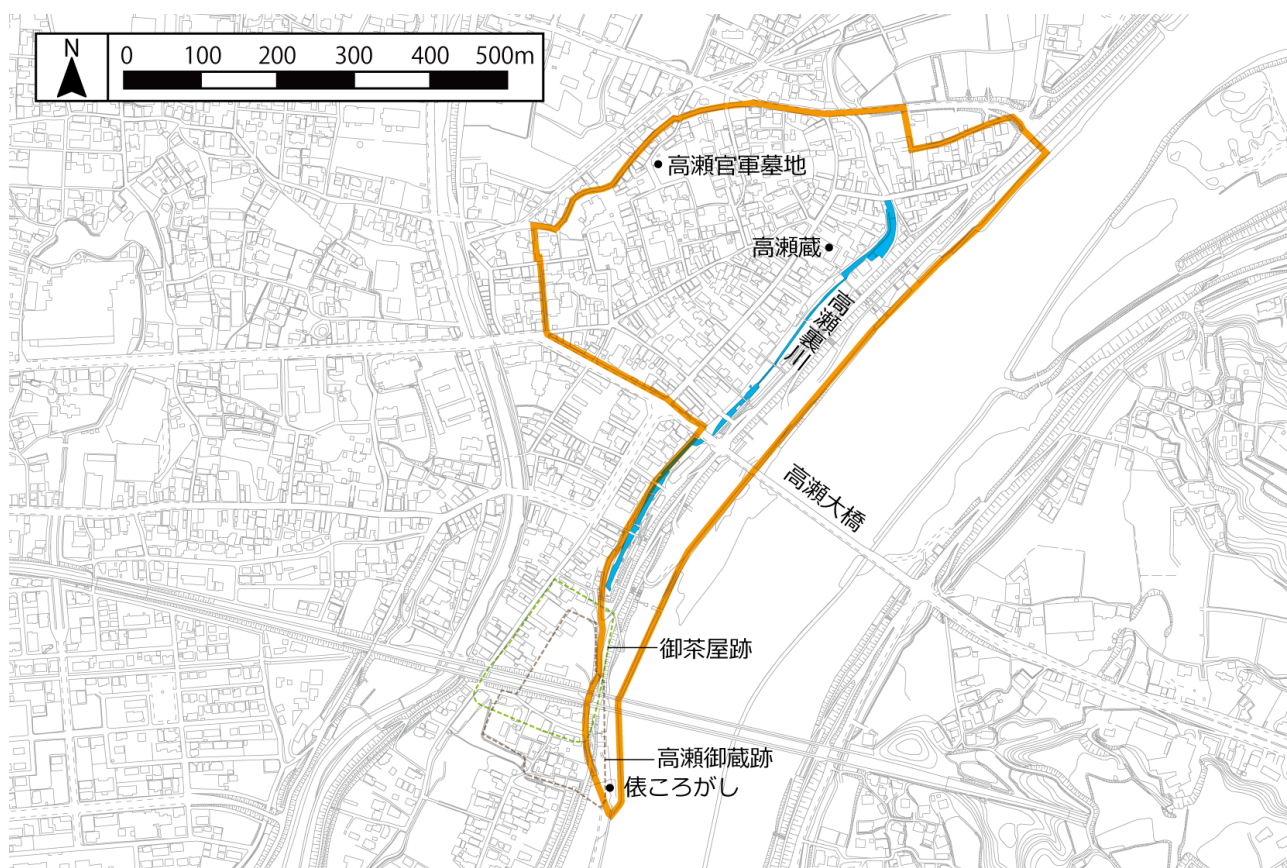
## 高瀬・裏川地区

#### ① 景観形成の目標

菊池川と共に発展してきた高瀬の景観として、修景やしつらえを整え、  
景観資源が磨かれた、居心地のよいまちなみをつくる。

- 建築物等の修景やしつらえの工夫がされ、味わい深い雰囲気が醸し出されている。
- 景観資源が磨かれ、景観に対する意識が高まっている。
- 高瀬裏川では、石垣や石造りの橋が残されており、花しょうぶと相まって、独特の景観が見られる。
- 本市の景観形成のモデルとなっている。

#### ② 対象地区



#### ③ 主な景観



④ 届出対象行為

行為の種類		規模	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更、または撤去	規模にかかわらず全て	
工作物の建設等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更、または撤去	さく・堀	高さが 1.5m を超えるもの
		橋梁	高瀬裏川に架かる橋りょうで、規模にかかわらず全て
		その他工作物*	高さが 5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては 10m）を超えるもの、又はその敷地面積が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
土地の区画形質の変更	主として建築物の建築又は特定工作物 <sup>*1</sup> の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更（開発行為 <sup>*2</sup> ）。土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。  ※1 都市計画法第 4 条第 11 項 ※2 都市計画法第 4 条第 12 項	規模にかかわらず全て	
鉱物の掘採又は土石の採取		規模にかかわらず全て	
木竹の伐採		規模にかかわらず全て	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		規模にかかわらず全て	
自動販売機（屋外）の設置		規模にかかわらず全て	
広告物の設置及び外観の変更		表示面積 1 m <sup>2</sup> を超え、かつ掲出又は表示期間が 90 日を超えるもの	

※その他工作物：玉名市景観条例施行規則第 2 条第 1 項第 2 号～第 12 号までをいいます。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔または広告板



⑤ 景観形成基準

行為		事項	基準		
建築物の建築等		位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物の壁面は、周囲の建築物の壁面の位置が揃うよう配慮する。</li> </ul>		
		外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。</li> <li>●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、建築物の様式や周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>	
			色彩	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。</li> <li>●建築材料（木材や漆喰等）の素材そのものの色彩については、下記の基準を適用しない。</li> </ul>
				外壁（基調色）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相（0R～10Y）の低彩度色（4以下）を基本とする。なお、それ以外の色相（0R～10Y以外）については、彩度2以下とする。 ※基調色：壁面面積の1/5以上を占める色</li> </ul>
				外壁（補助色）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色：壁面面積の1/5未満を占める色</li> </ul>
				外壁（強調色）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 ※強調色：壁面面積の1/20未満を占める色</li> </ul>
				屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。</li> <li>●暖色系色相（0R～10Y）を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相（0R～10Y以外）については、彩度1以下、明度6以下とする。</li> </ul>
		材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺景観と調和するような材料を使用する。</li> <li>●屋根には、極力瓦を用いる。</li> </ul>		
		敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地内は極力緑化に努めること。</li> <li>●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。</li> </ul>		
		工作物の建設等	さく、塀	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周囲のさく、塀の位置との調和に配慮する。</li> </ul>
外観	意匠			<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。</li> </ul>	
	色彩			<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。</li> </ul>	
	材料			<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺景観と調和するような材料を使用すること。</li> </ul>	
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●さく及び塀の周囲については、極力緑化に配慮すること。</li> </ul>				

行為		事項		基準
工作物の建設等	橋梁	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高瀬裏川の歴史や特徴生かすよう配慮する。</li> <li>●高瀬裏川に架かる橋りょうは、適切な管理・補修を行い、良好な状態で維持する。</li> </ul>
			色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然素材（石）を活かす。</li> <li>●塗料（防錆処理も含む）を使用する場合は、彩度、明度の低い色彩とする。</li> </ul>
	その他工作物	位置		<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。</li> </ul>
		外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。</li> <li>●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。</li> <li>●高瀬裏川の石垣は、良好な状態で維持するとともに、新たに擁壁を築造する場合は、できる限り現状と同じ石垣づくりとする。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。</li> </ul>			
土地の区画形質の変更		土地の形状及び緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努めること。</li> </ul>
		法面又は擁壁の外観及び緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努めること。</li> <li>●高瀬裏川の石垣は、良好な状態で維持するとともに、新たに擁壁を築造する場合は、できる限り現状と同じ石垣づくりとする。</li> </ul>
鉱物の掘採又は土石の採取		遮蔽及び緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。</li> </ul>
		法面又は擁壁の外観及び緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。</li> </ul>
木竹の伐採		<ul style="list-style-type: none"> <li>●伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。</li> <li>●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。</li> </ul>		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		<ul style="list-style-type: none"> <li>●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させること。</li> <li>●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮すること。</li> </ul>		
自動販売機		<ul style="list-style-type: none"> <li>●自動販売機の外観は、5Y7.5/1.5を基本とする。ただし、木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩により、周辺のまちなみ景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りではない。</li> </ul>		

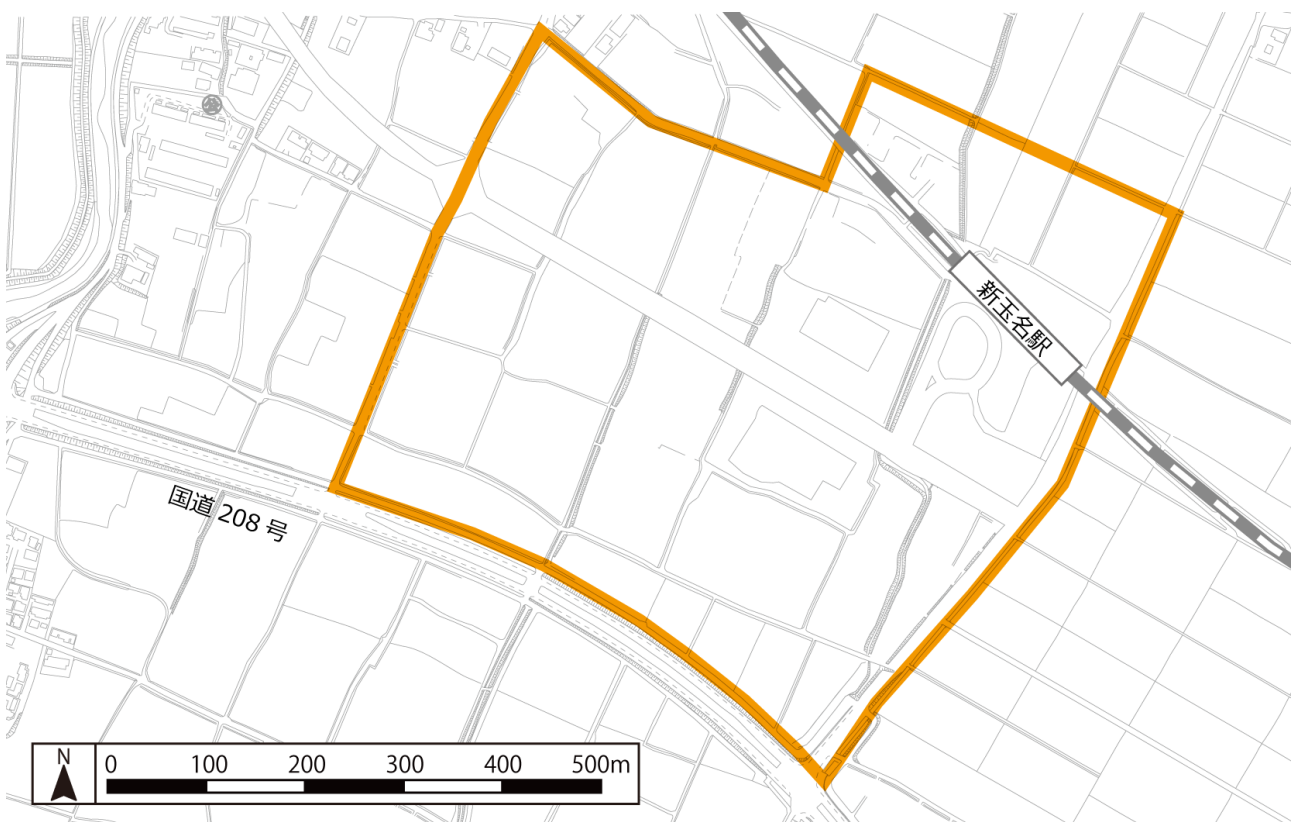
## 新玉名駅周辺地区

### ① 景観形成の目標

県北の玄関口として、品格を持ち、周辺の田園景観と調和した景観をつくる。

- 建築物等の意匠、色彩、屋外広告物などが秩序だって立地しており、県北の玄関口としての役割にふさわしい、品格ある景観がつけられている。
- 駅周辺の美しい田園景観に調和した景観誘導が行われている。

### ② 対象地区



### ③ 主な景観



#### ④ 届出対象行為

行為の種類		規模	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更、または撤去	規模にかかわらず全て	
工作物の建設等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更、または撤去	さく・堀	高さが 1.5m を超えるもの
		その他工作物 <sup>※</sup>	高さが 5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては 10m）を超えるもの、又はその敷地面積が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
土地の区画形質の変更	主として建築物の建築又は特定工作物 <sup>※1</sup> の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更（開発行為 <sup>※2</sup> ）。土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。  ※1 都市計画法第 4 条第 11 項 ※2 都市計画法第 4 条第 12 項	規模にかかわらず全て	
鉱物の掘採又は土石の採取		規模にかかわらず全て	
木竹の伐採		規模にかかわらず全て	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		規模にかかわらず全て	
自動販売機（屋外）の設置		規模にかかわらず全て	
広告物の設置及び外観の変更		表示面積 1 m <sup>2</sup> を超え、かつ掲出又は表示期間が 90 日を超えるもの	

※その他工作物：玉名市景観条例施行規則第 2 条第 1 項第 2 号～第 12 号までをいいます。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔または広告板

⑤ 景観形成基準

行為		事項	基準		
建築物の建築等		位置	●建築物の壁面は、周囲の建築物の壁面の位置が揃うよう努める。		
		外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。	
			色彩	共通	●田園景観との調和に配慮するよう努める。
				外壁 (基調色)	●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相 (0R~10Y) の彩度 4 以下、明度 4 以上を基本とする。なお、それ以外の色相 (0R~10Y 以外) については、彩度 2 以下、明度 4 以上とする。 ※基調色：壁面面積の 1/5 以上を占める色
				外壁 (補助色)	●周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色：壁面面積の 1/5 未満を占める色
				外壁 (強調色)	●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 ※強調色：壁面面積の 1/20 未満を占める色
			屋根	●暖色系色相 (0R~10Y) を用いる場合は、彩度 4 以下、明度 6 以下を基本とする。なお、それ以外の色相 (0R~10Y 以外) については、彩度 1 以下、明度 6 以下とする。	
		材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。		
		敷地の緑化		●敷地内は極力緑化に努める。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。	
		工作物の建設等	さく、 塀	位置	●周囲のさく、塀の位置との調和に配慮する。
外観	意匠			●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●極力、開放的な意匠に努める。	
	色彩			●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。	
	材料			●周辺景観と調和するような材料を使用する。 ●腐食しにくい材料（または防腐処置）とする。	
緑化			●さく及び塀の周囲については、極力緑化に配慮すること。		

行為		事項	基準	
工作物の建設等	その他工作物	位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。	
		外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。
			色彩	●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。		
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。		
鉱物の掘採又は土石の採取	遮蔽及び緑化	●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。		
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。		
木竹の伐採		●伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させること。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮すること。		
自動販売機		●自動販売機の外観は、5Y7.5/1.5を基本とする。ただし、木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩により、周辺の景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りではない。		

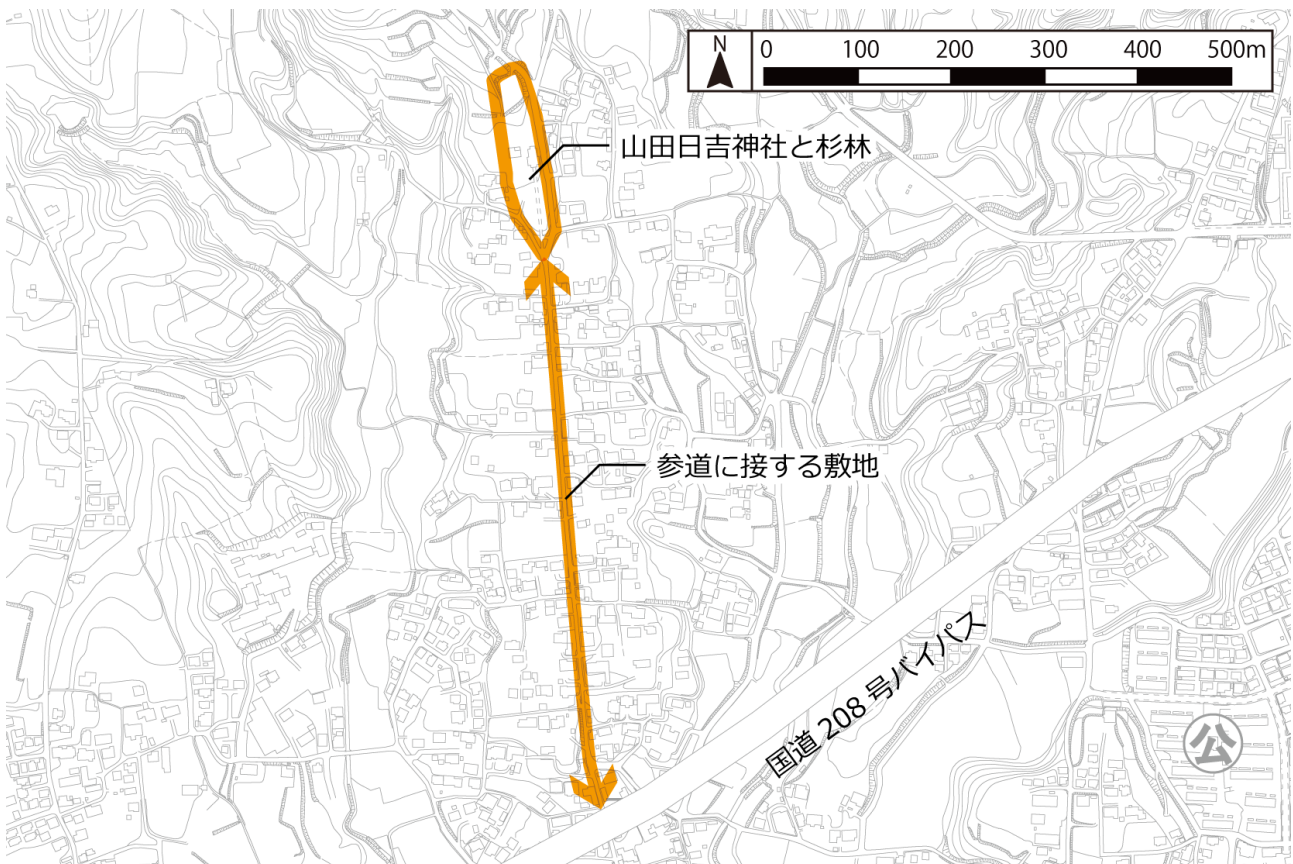
## 山田日吉神社周辺地区

### ① 景観形成の目標

杉林と山田の藤につながる参道の緑を豊かにし、景観の質を高める。

- 参道には、「山田の藤」と調和した、美しい生け垣が並んでいる。
- 山田日吉神社の北部に位置している杉林が保存されている。
- 山田日吉神社に向かう参道の集落にある十二坊が保全されており、祭礼も行われている。
- 多くの人が集まる山田日吉神社の参道にて、良好な景観形成を図ることで、新たな魅力を見せている。

### ② 対象地区



### ③ 主な景観



④ 届出対象行為

行為の種類		規模	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更、または撤去	規模にかかわらず全て	
工作物の建設等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更、または撤去	さく・堀	規模にかかわらず全て
		その他工作物※	高さが5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m）を超えるもの、又はその敷地面積が10㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
土地の区画形質の変更	主として建築物の建築又は特定工作物 <sup>※1</sup> の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更（開発行為 <sup>※2</sup> ）。土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。  ※1 都市計画法第4条第11項 ※2 都市計画法第4条第12項	規模にかかわらず全て	
鉱物の掘採又は土石の採取		規模にかかわらず全て	
木竹の伐採		規模にかかわらず全て	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		規模にかかわらず全て	
自動販売機（屋外）の設置		規模にかかわらず全て	
広告物の設置及び外観の変更		表示面積1㎡を超え、かつ掲出又は表示期間が90日を超えるもの	

※その他工作物：玉名市景観条例施行規則第2条第1項第2号～第12号までをいいます。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔または広告板



⑤ 景観形成基準

行為		事項	基準			
建築物の建築等		位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。			
		外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。</li> <li>●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>		
			色彩	共通	●参道沿道の生け垣が映える色彩に努める。	
				外壁 (基調色)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相 (0R～10Y) の低彩度色 (4以下) を基本とする。なお、それ以外の色相 (0R～10Y 以外) については、彩度 1以下、明度 4以上とする。</li> <li>※基調色：壁面面積の 1/5 以上を占める色</li> </ul>	
				外壁 (補助色)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺や基調色の調和に配慮する。</li> <li>※補助色：壁面面積の 1/5 未満を占める色</li> </ul>	
				外壁 (強調色)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。</li> <li>※強調色：壁面面積の 1/20 未満を占める色</li> </ul>	
				屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>●暖色系色相 (0R～10Y) を用いる場合は、彩度 4以下、明度 6以下を基本とする。なお、それ以外の色相 (0R～10Y 以外) については、彩度 1以下、明度 6以下とする。</li> </ul>	
		材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺景観と調和するような材料を使用する。</li> <li>●屋根には、極力瓦を用いる。</li> </ul>			
		敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地内は極力緑化に努める。</li> <li>●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。</li> </ul>		
		工作物の建設等	さく、塀	位置	●周囲のさく、塀の位置は、道路境界線に近い位置とする。	
外観	意匠			<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。</li> <li>●極力、生け垣とする。</li> </ul>		
	色彩			●木や生け垣などの自然が持つ色 (素材) とする。		
	材料			●極力、生け垣とする。		
緑化	●さく及び塀の周囲については、極力緑化する。					

行為		事項		基準
工作物の建設等	その他工作物	位置		●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。
		外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。
			色彩	●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。
土地の区画形質の変更		土地の形状及び緑化		●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。
		法面又は擁壁の外観及び緑化		●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の採取		遮蔽及び緑化		●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。
		法面又は擁壁の外観及び緑化		●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。
木竹の伐採				●伐採は、極力行わないように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積				●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させること。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮すること。
自動販売機				●自動販売機の外観は、5Y7.5/1.5を基本とする。ただし、木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩により、周囲の景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りではない。

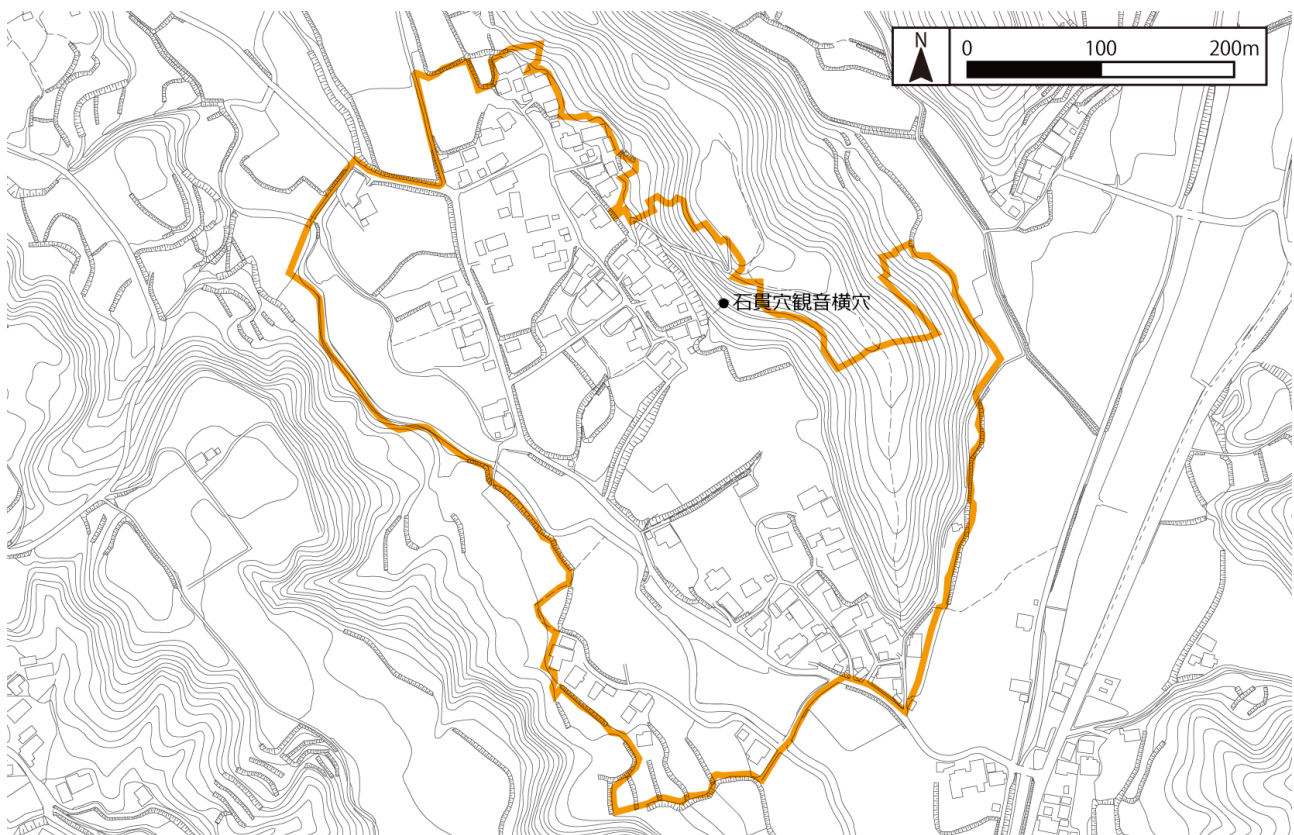
# 石貫安世寺地区

## ① 景観形成の目標

石貫穴観音横穴と集落、生業が一体として見える集落景観を守る。

- 石貫穴観音横穴は、周辺住民の手により守られている。
- 瓦屋根の伝統的な住宅や蔵が建ち並び、独特な景観を形成している。
- 高台から見える建築物と農地が調和した集落らしい景観が残されている。

## ② 対象地区



## ③ 主な景観



④ 届出対象行為

行為の種類		規模	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更、または撤去	規模にかかわらず全て	
工作物の建設等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更、または撤去	さく・堀	高さが 1.5m を超えるもの
		その他工作物*	高さが 5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては 10m）を超えるもの、又はその敷地面積が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
土地の区画形質の変更	主として建築物の建築又は特定工作物 <sup>*1</sup> の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更（開発行為 <sup>*2</sup> ）。土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。  ※1 都市計画法第 4 条第 11 項 ※2 都市計画法第 4 条第 12 項	規模にかかわらず全て	
鉱物の掘採又は土石の採取		規模にかかわらず全て	
木竹の伐採		規模にかかわらず全て	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		規模にかかわらず全て	
自動販売機（屋外）の設置		規模にかかわらず全て	
広告物の設置及び外観の変更		表示面積 1 m <sup>2</sup> を超え、かつ掲出又は表示期間が 90 日を超えるもの	

※その他工作物：玉名市景観条例施行規則第 2 条第 1 項第 2 号～第 12 号までをいいます。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔または広告板

⑤ 景観形成基準

行為		事項	基準	
建築物の建築等	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。</li> <li>●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>	
		色彩	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の伝統的な建築物、山林・農地との調和に配慮するよう努める。</li> <li>●建築材料（木材や漆喰等）の素材そのものの色彩については、下記の基準を適用しない。</li> </ul>
			外壁（基調色）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相（0R～10Y）の低彩度色（4以下）を基本とする。なお、それ以外の色相（0R～10Y以外）については、彩度1以下、明度4以上とする。 ※基調色：壁面面積の1/5以上を占める色</li> </ul>
			外壁（補助色）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色：壁面面積の1/5未満を占める色</li> </ul>
			外壁（強調色）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 ※強調色：壁面面積の1/20未満を占める色</li> </ul>
			屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>●暖色系色相（0R～10Y）を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相（0R～10Y以外）については、彩度1以下、明度6以下とする。</li> </ul>
		材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺景観と調和するような材料を使用する。</li> <li>●屋根には、極力瓦を用いる。</li> </ul>	
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地内は極力緑化に努める。</li> <li>●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。</li> </ul>		
工作物の建設等	さく、塀	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周囲のさく、塀の位置は、道路境界線に近い位置とする。</li> </ul>	
		外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。</li> <li>●極力、生け垣とする。</li> </ul>
			色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●木や生け垣などの自然が持つ色（素材）とする。</li> </ul>
			材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●極力、生け垣とする。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●さく及び塀の周囲については、極力緑化する。</li> </ul>		

行為		事項		基準
工作物の建設等	その他工作物	位置		●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。
		外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。
			色彩	●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。
土地の区画形質の変更		土地の形状及び緑化		●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。
		法面又は擁壁の外観及び緑化		●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の採取		遮蔽及び緑化		●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。
		法面又は擁壁の外観及び緑化		●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。
木竹の伐採		<ul style="list-style-type: none"> <li>●伐採は、極力行わないように努める。</li> <li>●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。</li> </ul>		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		<ul style="list-style-type: none"> <li>●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させること。</li> <li>●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮すること。</li> </ul>		
自動販売機		●自動販売機の外観は、5Y7.5/1.5を基本とする。ただし、木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩により、周囲の景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りではない。		

### 8-3-4 特定施設届出地区

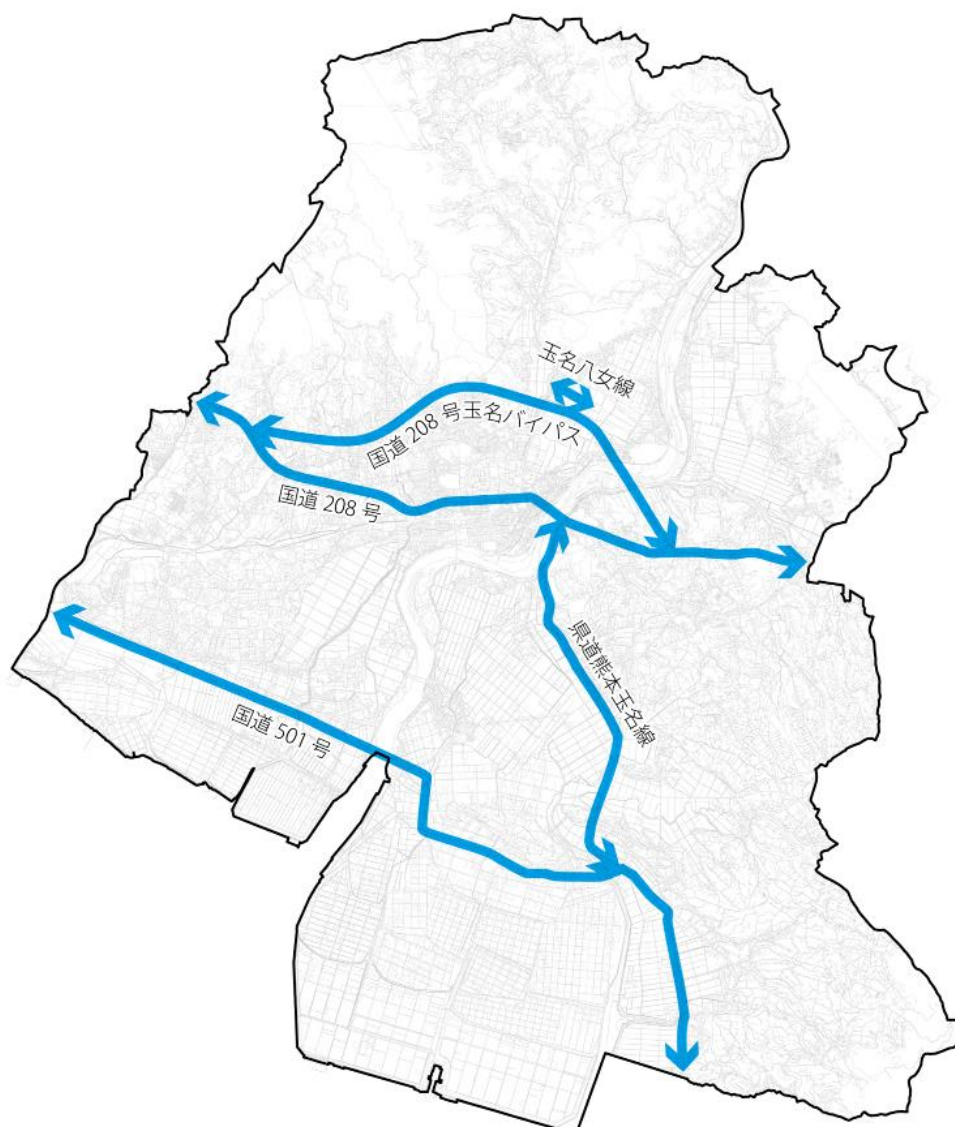
特定施設届出地区は、景観形成推進地区を除く地区を対象に、幹線道路沿線の民間施設について、良好な景観誘導を図るために指定を行うものです。本市では、次のとおり定めます。

#### ■指定路線（景観形成推進地区は除く）

玉名市では、下表及び図のように5路線を指定します。指定路線の路端から両側20m以内の特定施設が、届出対象及び景観形成基準の対象となります。ただし、景観形成推進地区は除きます。

[特定施設届出地区の位置]

路線名	始点	終点
国道208号	本市と玉東町との境界	本市と荒尾市との境界
国道208号玉名バイパス	国道208号との交点(玉名市寺田)	国道208号との交点(玉名市岱明町開田地内)
国道501号	本市と長洲町との境界	本市と熊本市との境界
県道熊本玉名線	国道501号との交点(玉名市天水町部田見地内)	高瀬大橋(玉名市大倉)
県道玉名八女線	繁根木川(玉名市玉名晩次郎)	県道玉名立花線との交点



■届出対象行為（景観形成推進地区は除く）

特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部または一部が特定施設届出地区に係るもので、以下の届出対象行為に該当する行為は、届出の対象となります。

[届出対象となる特定施設一覧]

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項4号に規定する営業を行うための施設	パチンコ店、マージャン屋、ゲームセンター、ラブホテル 等
危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所(専ら自家用に供するものを除く。)	ガソリンスタンド 等
飲食店業を営むための施設	レストラン、喫茶店 等
物品販売業を営むための施設	スーパーマーケット、専門店 等
物品貸付業を営むための施設	レンタルビデオショップ、貸自動車業 等
旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設	ホテル、旅館 等
広告塔、広告板	看板 等
その他	カラオケボックス

[特定施設届出地区の届出対象行為の基準]

行為の種類		規模	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更、または撤去	行為に係る部分の床面積の合計、または、行為に架かる部分の面積の合計が10㎡を超えるもの	
工作物の建設等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更、または撤去	さく・塀・擁壁等	高さが1.5mを超えるもの
		工作物1	高さが5mを超えるもの(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m)
		工作物2	高さが5mを超え、かつ築造面積が10㎡を超えるもの

[工作物1、工作物2について]

工作物1：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物  
 工作物2：遊戯施設(観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等)、製造施設(アスファルトプラント、コンクリートプラント等)、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、立体の自動車車庫、処理施設(汚物処理施設、ごみ処理施設等) 広告塔または広告板



■景観形成基準（景観形成推進地区は除く）

行為	基準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。</li> <li>・ 隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。</li> <li>・ 交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。</li> <li>・ 広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。</li> <li>・ さく、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。</li> <li>・ 道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。</li> </ul>
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。</li> <li>・ 外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。</li> <li>・ 電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。</li> <li>・ 広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。</li> <li>・ 色彩については、できるだけ多色使いを避け、彩度の低い色彩とし、沿道の基調となるものに配慮するものとする。</li> </ul>
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。</li> <li>・ 駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。</li> <li>・ 建築物・工作物等の周りには、修景緑化に努める。</li> <li>・ 広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。</li> <li>・ スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。</li> <li>・ 敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。</li> <li>・ のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。</li> <li>・ 道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。</li> </ul>

### 8-3-5 眺望景観保全地区

本市には、玉名平野や菊池川、雲仙普賢岳まで見渡せる眺望点が各所にあります。これらから見える眺望は、雄大かつ圧巻であることから、本市の景観の良さを実感し、親しみや感動を持ってもらうことができます。

眺望景観は、本市の自然、農業等の生業、市民生活（建築行為等\*、日々の生活からにじみ出る様相）、景観まちづくりなど、景観に関わるあらゆる姿が組み合わさって見えています。

そのため、景観形成においては、建築行為等や屋外広告物そのものやその周辺だけに注意するだけでなく、眺望点から見た時の見え方についても配慮することで、景観を守り、より魅力的な景観をつくることができます。

このような考え方から、市全域を「眺望景観保全地区」に定め、眺望景観を意識した景観形成を推進します。

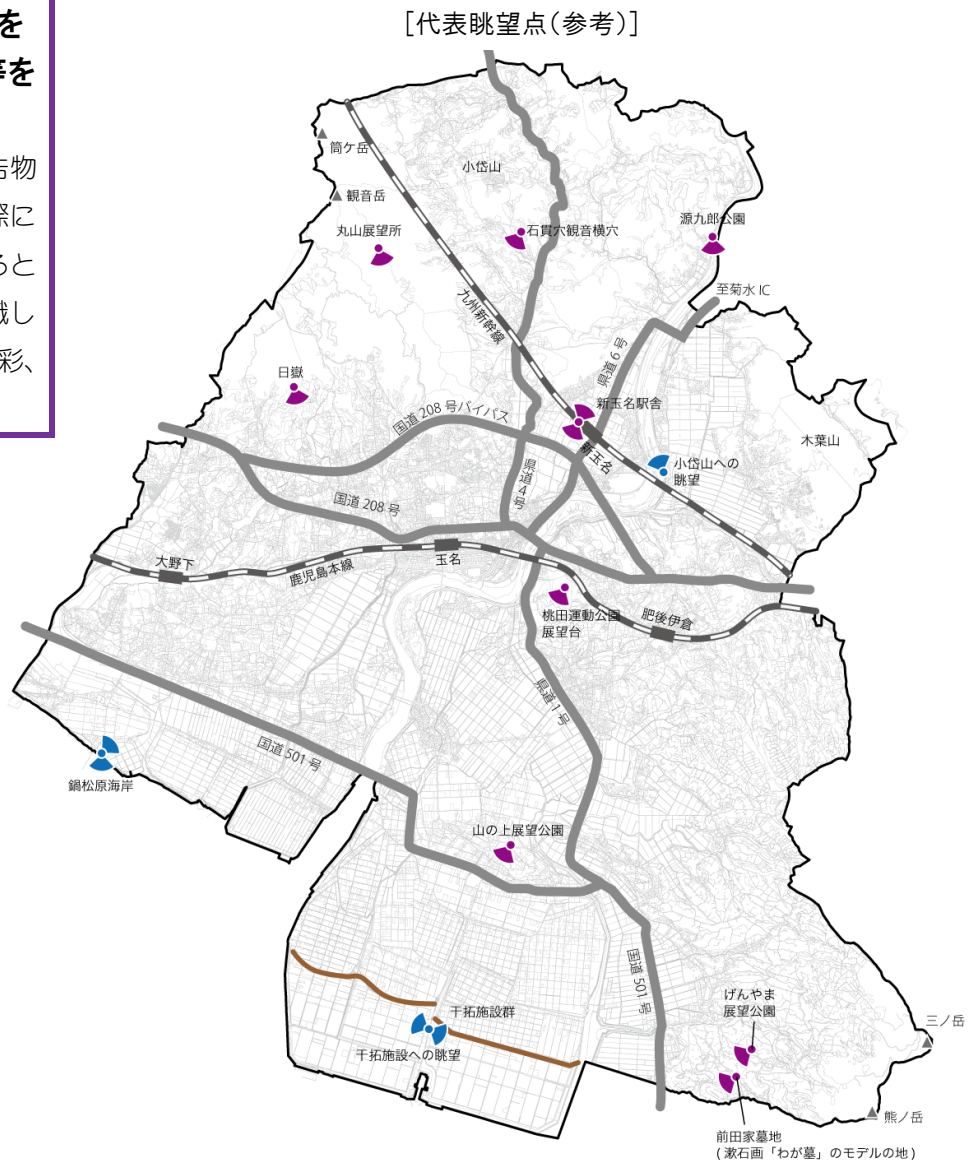
具体的な基準は設けず、景観形成の考え方を示し、景観に対する意識の醸成を図ります。

※建築行為等：一般地区、景観形成準備地区、景観形成推進地区、特定施設届出地区の景観形成基準に定める行為及び屋外広告物の設置

#### ■景観形成の考え方

##### 眺望点からの見え方を意識した、建築行為等を行います

建築行為等（屋外広告物の設置も含む）を行う際には、周辺景観に配慮するとともに、眺望景観を意識した外観（位置、意匠、色彩、材料など）とします。



● 眺望点 (俯瞰景)  
● 眺望点 (仰瞰景)

[景観形成上、特に大事にしたい眺望点]

**実山展望公園からの眺望**



**前田家墓地からの眺望**



**干拓施設への眺望**



**桃田運動公園からの眺望**



**石貫穴観音横穴からの眺望**



**日獄からの眺望**



## 9. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

本市の歴史や文化の象徴となる景観資源（建造物、樹木）を保全することは、地域の歴史や文化を守り、個性豊かな景観形成の推進につながります。

そのため、本市にとって景観上重要となる建造物や樹木については、「景観重要建造物」「景観重要樹木」として指定し、保全や活用を図ることとします。

### 9-1 景観重要建造物の指定の方針

- ❖ 本市または各地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
- ❖ 景観の賞を受賞するなど優れたデザインを有し、良好な景観形成や観光振興などに寄与すると認められるもの
- ❖ 消失・滅失により、本市または地域の歴史・文化・景観に多大な影響を与えると認められるもの
- ❖ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること
- ❖ 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、または仮指定された建造物でないこと
- ❖ 所有者の合意が得られるもの。ただし、所有者が不明、または、いない場合は、この限りではない

サンプル写真（イメージ）

### 9-2 景観重要樹木の指定の方針

- ❖ 本市または各地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容（樹高、枝張、幹など木の形）が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
- ❖ 市民から親しまれている樹木であり、地域のシンボルになるなど、良好な景観形成や観光振興などに寄与する樹容と認められるもの
- ❖ 消失・滅失により、本市または地域の歴史・文化・景観に多大な影響を与えると認められるもの
- ❖ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
- ❖ 文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、または仮指定された樹木でないこと
- ❖ 所有者の合意が得られるもの。ただし、所有者が不明、または、いない場合は、この限りではない



イメージ

## 10. 屋外広告物に関する基本方針

屋外広告物は、景観を阻害する要因としてあげられることが少なくありません。屋外広告物は、形、色彩、意匠（デザイン）、大きさ等多種多様であり、人々の日常生活や経済活動等にとって大きな役割を果たすとともに、まちなみににぎわいを持たせることができる反面、無秩序な掲出は、まちなみ景観に悪影響を与えることがあります。

このことから、屋外広告物は景観を構成する重要な要素であることから、景観法第8条第2項第4号イの「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」として、屋外広告物に対する基本方針を定めます。

なお、具体的な許可基準等は、「熊本県屋外広告物条例」で定める内容となります。

### [基本方針]

- ❖ 屋外広告物の景観に与える影響や効果、注意点等について、市民・事業者に周知します。
- ❖ 屋外広告物は、建築物や工作物と一体となって、周辺のまちなみ景観や田園景観、山林景観等との調和を図り、質の高い景観形成となるよう誘導します。
- ❖ 屋外広告物の意匠・色彩・大きさ・位置等を工夫し、無秩序な掲出とならないよう注意し、まちなみ景観において、人々に不快感を与えることのないよう、掲出を誘導します。
- ❖ 景観形成推進地区や景観形成準備地区、人が多く集まる観光地・観光施設においては、特に景観に配慮したものとなるよう誘導します。
- ❖ 屋外広告物の表示面積や掲出数については、できる限り最小限とし、屋外広告物の集約化や色彩の工夫を行うなど、全体のバランスに配慮するよう誘導します。

# 11. アクションプラン（協働の景観づくり）

## 11-1 アクションプランの考え方

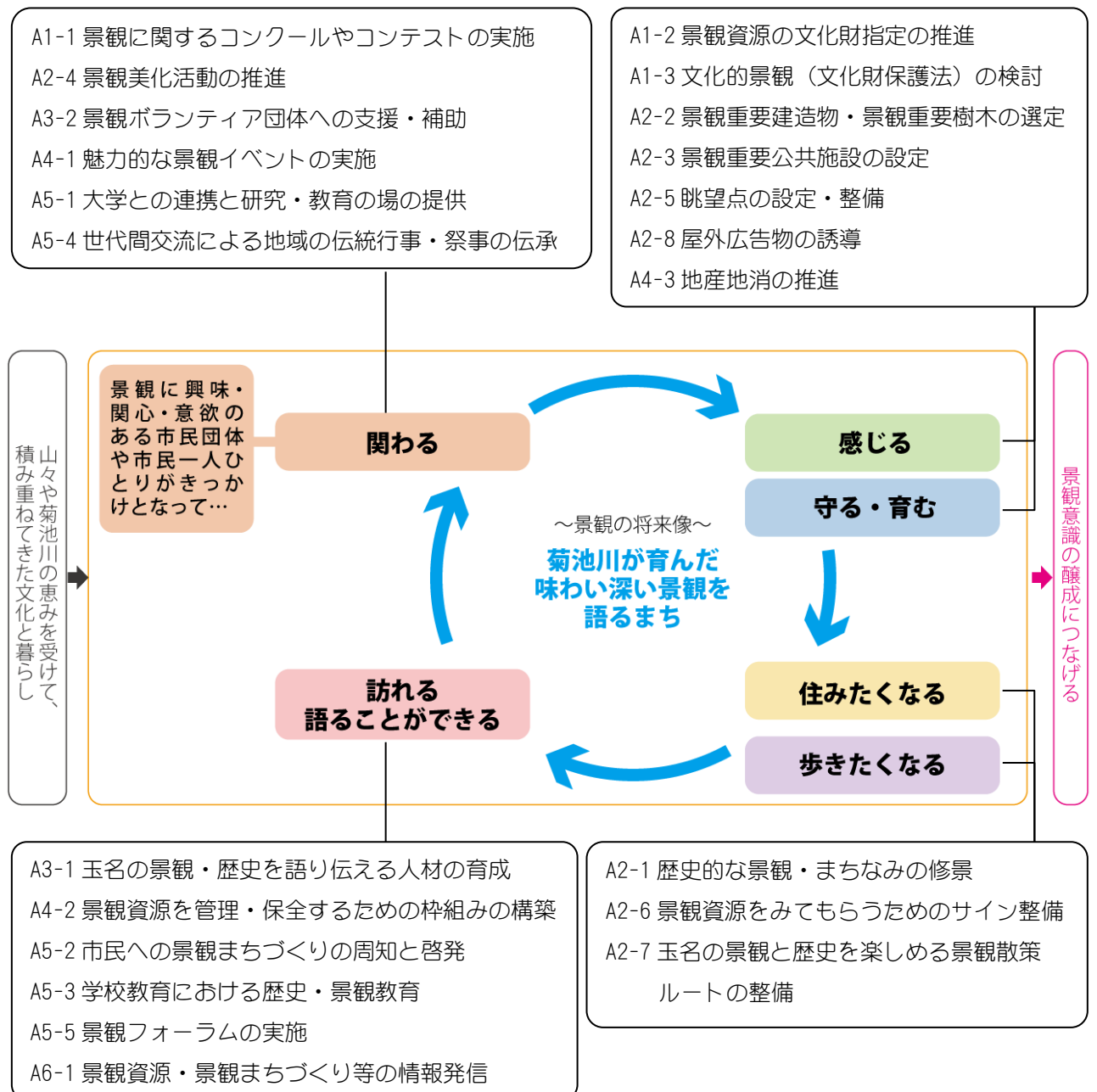
良好で魅力的な景観形成は、行政だけでは実現できません。ハード・ソフトでの景観まちづくりを住民、まちづくり団体、行政が協働して進めることが大事です。

景観まちづくりにあたっては、景観の将来像とその考え方や景観方針、景観形成方針と関連づけて以下に示す具体的取組メニューを、地域の実状にあわせて複数組み合わせ、進めていくことが効果的です。

### 〔景観の将来像とアクションプラン〕

魅力的な景観をつくるためには、景観の将来像等を踏まえて、事業を進めていくことが大切です。

地区によって景観形成の進み具合は異なりますが、アクションプランに取り組むことで、景観形成に「関わる」人を増やし、景観を「感じる」「守る・育む」ことにつなげ、玉名市に「住みたくなる」「歩きたくなる」と思われるよう工夫し、市民や来訪者が「訪れる」「語ることができる」ように、景観の熟度を市全体で高めていくことを目指します。



## 11-2 アクションプランの内容

アクションプランの内容を以下に示します。地区の実情に合わせて、複数の取組を組み合わせる実施することが効果的です。

[地区別のアクションプラン例]

### 山田日吉神社周辺地区

- A2-2 景観重要建造物・景観重要樹木の選定
- A3-1 玉名の景観・歴史を語り伝える人材の育成
- A5-1 大学との連携と研究・教育の場の提供

### 玉名温泉街地区

- A2-1 歴史的な景観の修景
- A2-8 屋外広告物の誘導
- A3-1 玉名の景観・歴史を語り伝える人材の育成
- A5-1 大学との連携と研究・教育の場の提供

### 石貫安世寺地区

- A3-1 玉名の景観・歴史を語り伝える人材の育成
- A4-2 景観資源を管理・保全するための枠組みの構築
- A4-3 地産地消の推進
- A5-1 大学との連携と研究・教育の場の提供

### 新玉名駅周辺地区

- A2-8 屋外広告物の誘導

### 山田日吉神社 周辺地区

### 玉名温泉街地区

### 高瀬・裏川地区

### 大浜地区

### 伊倉地区

### 大浜・伊倉地区

### 横島千拓地区

### 横島千拓地区

- A2-8 屋外広告物の誘導
- A4-2 景観資源を管理・保全するための枠組みの構築
- A4-3 地産地消の推進

○ 景観形成推進地区

○ 景観形成準備地区

### 玉名市全域

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>A1-1 景観に関するコンクールやコンテストの実施</li> <li>A1-2 景観資源の文化財指定の推進</li> <li>A1-3 文化的景観（文化財保護法）の検討</li> <li>A2-2 景観重要建造物・景観重要樹木の選定</li> <li>A2-3 景観重要公共施設の設定</li> <li>A2-4 景観美化活動の推進</li> <li>A2-5 眺望点の設定・整備</li> <li>A2-6 景観資源をみてもらうためのサイン整備</li> <li>A2-7 玉名の景観と歴史を楽しめる景観散策ルートの整備</li> <li>A2-8 屋外広告物の誘導</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>A3-1 玉名の景観・歴史を語り伝える人材の育成</li> <li>A3-2 景観ボランティア団体への支援・補助</li> <li>A4-1 魅力的な景観イベントの実施</li> <li>A4-2 景観資源を管理・保全するための枠組みの構築</li> <li>A4-3 地産地消の推進</li> <li>A5-2 市民への景観まちづくりの周知と啓発</li> <li>A5-3 学校教育における歴史・景観教育</li> <li>A5-4 世代間交流による地域の伝統行事・祭事の伝承</li> <li>A5-5 景観フォーラムの実施</li> <li>A6-1 景観資源・景観まちづくり等の情報発信</li> </ul> |
|--|--|

■ アイコンの意味

着手時期	既に実施 または 随時実施	市全域で 実施	特に、景観形成推進地区にて 実施が効果的なもの	特に、景観形成準備地区にて 実施が効果的なもの
短期 中期 長期	随時	玉名市 全域	おすすめ 高瀬・ 裏川 おすすめ 新玉名 駅周辺 おすすめ 山田日 吉神社 周辺 おすすめ 石貫 安世寺	おすすめ 大浜・ 伊倉 おすすめ 玉名 温泉街 おすすめ 横島 干拓

① 地域資源に価値を付加する取組

景観方針 1 関連

A1-1 景観に関するコンクールやコンテストの実施



- 「玉名市観光フォトコンテスト」など、景観に関するコンクールやコンテスト、「景観 100 選」の実施により優れた景観資源の評価、優れた景観まちづくり活動の評価し、表彰を行います。

A1-2 景観資源の文化財指定の推進



- 歴史的・文化的な価値があると認められる景観資源について、文化財としての選定を推進します。

A1-3 文化的景観（文化財保護法）の検討

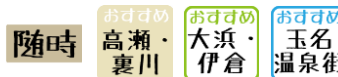


- 地域における人々の生活または生業及び当該地域の風土により形成された景観地で国民の生活または生業の理解のため欠くことのできないものについて、「文化的景観」の指定に向けた検討を行います。

② 情緒ある場づくりに関する取組

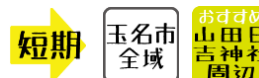
景観方針 1 関連

A2-1 歴史的な景観・まちなみの修景



- 歴史的な景観・まちなみを再生・保全し、良好な景観を創出するため、歴史的な景観・まちなみに対し、修景に取り組みます。

A2-2 景観重要建造物・景観重要樹木の選定



- 地域のシンボルとなるような、景観上重要な建造物や樹木について、「景観重要建造物」「景観重要樹木」に選定します。

A2-3 景観重要公共施設の設定



- 良好な景観を形成していく上で重要な公共施設については「景観重要公共施設」に選定します。

A2-4 景観美化活動の推進



- 市民や団体によるボランティアにより、花植えやごみ拾いなどを推進し、景観資源やまちの美化を進めます。

A2-5 眺望点の設定・整備



- 玉名市の良い景観を望むことができる視点場や眺望点の掘り起こしと眺望点周辺の環境整備を行います。



## A2-6 景観資源をみてもらうためのサイン整備

中期 玉名市  
全域

- 景観資源の視点場や、その位置などを案内版の設置等により、来訪者にわかりやすく伝えるサインを整備します。

## A2-7 玉名の景観と歴史を楽しめる景観散策ルート整備

中期 玉名市  
全域

- 菊池川とともに発展した歴史的景観を散策するルートや、古墳、横穴群など、山の恵みにより発展した景観を散策するルートなど、その歴史性を踏まえ、優れた景観資源をネットワークするルートを設定し、散策路（フットパス等）等の整備を進めます。

## A2-8 屋外広告物の誘導

随時 玉名市  
全域

おすすめ 高瀬・  
裏川

おすすめ 新玉名  
駅周辺

おすすめ 玉名  
温泉街

おすすめ 横島  
千拓

- まちなみの連続性や統一感に配慮したものとなるよう、屋外広告物条例を踏まえ、屋外広告物の表示や掲出に関して誘導します。

### ③ 景観の魅力を高める担い手づくりに関する取組

景観方針2 関連

## A3-1 玉名の景観・歴史を語り伝える人材の育成

随時 玉名市  
全域

おすすめ 高瀬・  
裏川

おすすめ 山田日  
吉神社  
周辺

おすすめ 石貫  
安世寺

おすすめ 大浜・  
伊倉

おすすめ 玉名  
温泉街

- 玉名の景観や歴史を知り、語るができる人材を育成し、玉名の景観や歴史を紹介する「景観ガイド」や玉名の景観を守り育てる、「景観コーディネーター」を育成します。
- 景観に関する勉強会や、玉名の歴史・文化・知識を問う「玉名人検定（ご当地検定）」の実施等により玉名市の優れた歴史や景観を地域内外にPRできる人材の育成を図ります。

## A3-2 景観ボランティア団体への支援・補助

随時 玉名市  
全域

- 「キラリかがやけ玉名づくり応援事業補助金」をはじめ、景観まちづくりにおいて、主体的な地域づくり活動を行っている団体へ支援します。

### ④ 活動の実践・イベントの開催に関する取組

景観方針2 関連

## A4-1 魅力的な景観イベントの実施

短期 玉名市  
全域

- 玉名市の景観資源に関して市内の人々に興味・関心を持ってもらうため、田んぼアートの継続や、景観ツアーの実施など、景観を絡めた魅力的なイベントを実施します。

## A4-2 景観資源を管理・保全するための枠組みの構築

短期 玉名市  
全域

おすすめ 石貫  
安世寺

おすすめ 横島  
千拓

- 地域の魅力的な景観資源を住民やまちづくり団体等が協働して、維持・管理に取り組みます。
- 高齢化や担い手不足により、景観資源の維持・管理が困難な地域については、地域と協働して、地域の担い手やコミュニティ等を維持し、景観資源を継承していく方策を検討します。

## A4-3 地産地消の推進

短期 玉名市  
全域

おすすめ 横島  
千拓

- 市民が地産地消を意識し、地域の農産物を積極的に購入することで、農林水産業を支えます。

## ⑤ 玉名魂を受け継ぐ景観教育に関する取組

景観方針3 関連

### A5-1 大学との連携と研究・教育の場の提供

随時

おすすめ  
高瀬・  
裏川

おすすめ  
山田日  
吉神社  
周辺

おすすめ  
石貫  
安世寺

おすすめ  
大浜・  
伊倉

おすすめ  
玉名  
温泉街

- 高瀬裏川や高瀬のまちなみ、古墳、横穴群などの景観資源について、大学等と連携し、研究の題材や教育のフィールドとして提供します。
- 大学と連携した景観資源の掘り起こし、新たな魅力の創出を進めます。

### A5-2 市民への景観まちづくりの周知と啓発

短期

玉名市  
全域

- 市民一人ひとりが「景観を良くしよう」とする考え方が浸透するよう、景観に関する研修会を実施し、景観や地区の歴史を磨き、守ろうとする意識づけを行います。"

### A5-3 学校教育における歴史・景観教育

短期

玉名市  
全域

- 「玉名学」による、地域の歴史や景観資源を学ぶ授業や景観ボランティアの体験・実施などにより、地域への愛着と景観づくりに対する意識の醸成を図ります。

### A5-4 世代間交流による地域の伝統行事・祭事の伝承

随時

玉名市  
全域

- 玉名市の歴史や伝統行事・祭事の文化・風習など、景観資源の価値を後世に継承するため、世代間交流を活発化し、歴史や文化・まつり、景観資源の価値の継承を図ります。

### A5-5 景観フォーラムの実施

短期

玉名市  
全域

- 市民に対し、景観づくりの意義や役割を伝え、景観づくりに対する意識醸成を図る景観フォーラムを実施します。

## ⑥ 玉名の「ものがたり」を伝える取組

景観方針3 関連

### A6-1 景観資源・景観まちづくり等の情報発信

短期

玉名市  
全域

- 地域内では、景観づくりに関する取り組みや勉強会、イベント等に参加を促すため、「広報たまな」等を活用した情報の発信を行います。また、地域外に向けては、玉名の優れた景観資源を認知してもらうため、景観ポータルサイトの開設やパンフレットを活用した景観資源の紹介等を行います。

# 12. 資料編

## 12-1 関連計画

### 12-1-1 熊本県景観計画・景観条例

#### ① 概要

玉名市では、現在、熊本県景観計画及び景観条例に基づき、景観行政を行っています。熊本県では、一定の大規模行為について、県全体を届出対象区域としていることから、県全域を景観計画区域（既に景観行政団体である市町村は除く）とし、景観形成地域、特定施設届出地区を設定しています。

県の景観形成の基本目標、景観形成の基本的視点、景観形成の方策は以下の通りです。

[基本目標・観点・方策]

景観形成の基本目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 熊本らしい個性ある豊かな景観を守り育てる</li> <li>○ 緑豊かな潤いのある快適な景観を創る</li> </ul>
景観形成の基本的観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自然との調和</li> <li>○ 歴史との調和</li> <li>○ ユニバーサルデザインの視点</li> </ul>
景観形成の方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 景観形成の誘・推進</li> <li>○ 景観形成に関する合意の形成</li> <li>○ 景観形成活動の促進</li> </ul>

#### ② 特定施設届出地区（指定道路）

玉名市では、「特定施設届出地区（指定道路）」が位置づけられています。具体的には、⑦国道 208 号、⑦-2 国道 208 号玉名バイパス、⑳国道 501 号、㉑県道熊本玉名線であり、これらの道路端から 20m 以内に当区域が定められています。

当区域内での特定施設\*の新築・増設・改築・色彩の変更等は、景観法第 16 条第 1 項の規定に基づく「届出対象行為」となります。当区域にて、景観形成基準が定められています。

※特定施設：パチンコ店、ゲームセンター、ガソリンスタンド、飲食店、スーパー、物販店、ホテル、広告塔、広告板等

[熊本県景観計画 地域・地区指定概要図]



#### ③ 大規模行為

以下の行為が届出対象行為となっており、これらの当該行為について景観形成基準が定められています。

[届出対象行為(抜粋)]

<p>■法第 16 条第 1 項の規定に基づく届出対象行為 （建築物、工作物、さく及び塀、地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採及び土石の採取）</p> <p>■熊本県景観条例第 7 条第 2 項の規定に基づく届出対象行為 （建築物の撤去、工作物の撤去、さく及び塀の撤去）</p>
---

※上記の出対象それぞれにおいて、規模が定められています。

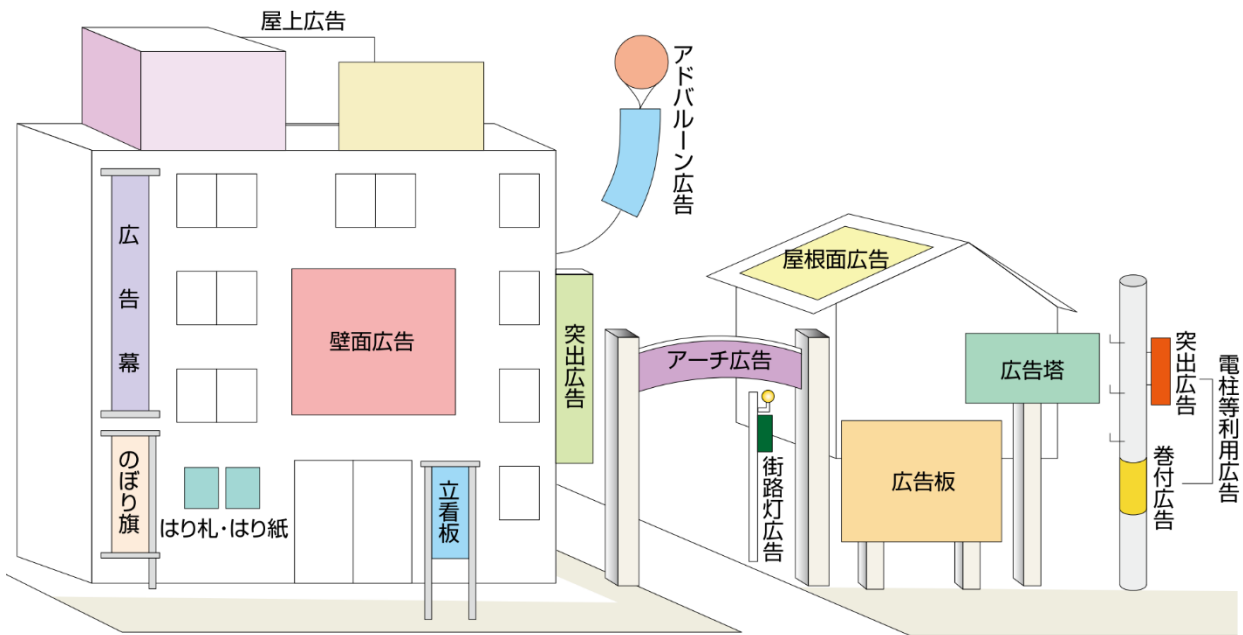
## 12-1-2 熊本県屋外広告物条例

熊本県では条例により屋外広告物の許可制度を設け、必要な規制を行っています。

### ① 屋外広告物の種類

常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に店舗等の所在を知らせるためや宣伝のために掲出される広告物をすべて対象としています（広告物が設置される敷地や建物の所有は問いません）。広告板・広告塔（建植広告）、屋上広告、壁面広告、突出広告、看板、立看板、はり紙、はり札、のぼり、アドバルーンなどがこれにあたります。また、文字だけでなく、会社のシンボルマークなど、絵画的なものも含まれます。

[屋外広告物の種類]



### ② 禁止地域

原則として、屋外広告物の掲出ができない地域です（下表）。

風致地区、景観地区（都市計画法）、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、国立公園、国定公園、県立自然公園、道路等の沿線で知事が指定する区域、古墳、墓地、社寺、教会、火葬場等、官公署、学校、図書館、公民館、博物館、美術館、記念館、体育館、公衆便所等

ただし、自家用広告物においては、広告物の種類による個別基準に適合し、かつ以下とあり、表示面積が総量規制内であれば、許可を受けて掲出できます。また、道標、案内図版についても、個別基準に適合すれば、許可を受けて掲出できます。

第1種禁止地域	2㎡超～10㎡以内（但し1表示面は5㎡以内）
第2種禁止地域	5㎡超～15㎡以内
第3種禁止地域	5㎡超～50㎡以内
第4種禁止地域	制限なし

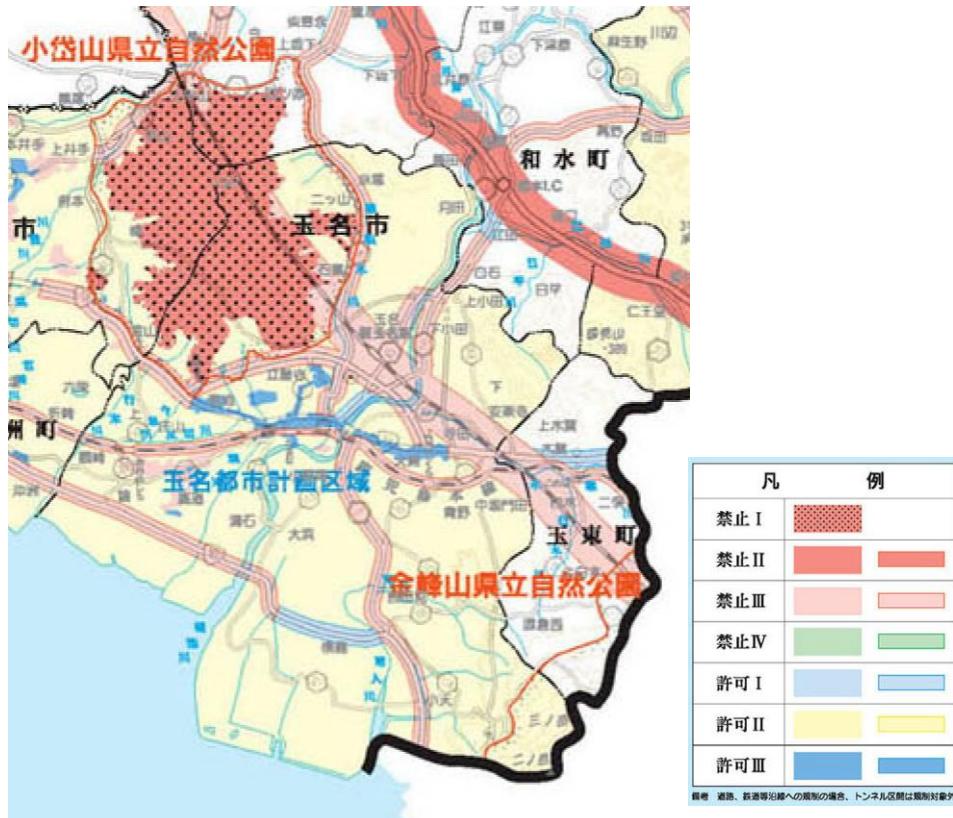
※1種2㎡以内、2・3種5㎡以内、4種10㎡以内の自家用広告物については、許可は不要

### ③ 許可地域

許可地域では、「表示面積の合計が 10 ㎡を超える自家用広告物」「すべての一般広告物（自家用以外）」において、広告物の種類による個別基準に適合し、かつ右表の総量規制の範囲内であれば、許可を受けて掲出できます。

第 1 種許可地域	50 ㎡以内
第 2 種許可地域	100 ㎡以内
第 3 種許可地域	制限なし

[熊本県屋外広告物条例規制概要図]



禁止地域、許可地域を問わず、次の広告物は許可を受けずに掲出できます。

- 1) 自己管理用広告物（1 団の土地又は 1 物件につき 1 ㎡以内）
- 2) 冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示する広告物
- 3) 講演会・展覧会・音楽会等のため会場の敷地に掲出する広告物
- 4) 電車又は自動車に表示される広告物で、次の基準に適合するもの
  - ①自動車等の所有者が自己の名称、事業内容を表示するものに限る
  - ②その他の広告は、電車は車体の各面における表示面積が当該車体の各面の面積の 10%以内、路線バス・自動車は車体の前面、後面及び両側面における表示面積の合計が当該車体の前面、後面及び両側面の面積の合計の 6%以内
- 5) 人・動物又は車両（電車又は自動車を除く）・船舶等に表示される広告物
- 6) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
- 7) 公職選挙法による選挙活動のため使用するポスター
- 8) 工事現場の仮囲い等に表示される広告物で、工事期間中に限り、かつ宣伝の用でないもの
- 9) 法令の規定により表示する広告物
- 10) 奉仕広告で基準に適合するもの…1 物件につき 0.5 ㎡以内、1 個まで

### 12-1-3 玉名市総合計画

第1次玉名市総合計画（平成24年～28年度）で基本構想を定めており、玉名市総合計画 後期基本計画では、「まちなみの景観形成」を施策として位置づけています。

#### [基本構想]

<p>基本理念</p>	<p><b>信頼と勇気ある改革</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ これからもずっと住み続けたいと思う魅力ある玉名を目指すとともに、市民と行政が信頼の絆を深め、市民の創意工夫により地域社会を築く、市民が主体のまちづくりを進めていきます。</li> <li>○ 一方、これからの市民と行政のあり方として、行政が、これから迎えようとする時代の流れや厳しい財政状況に的確に対応した行政運営、行政改革が求められていると同時に、市民一人一人が、思いやりと助け合いの精神を育み、地域や家庭の課題は自らの問題として自ら解決するという、積極的な姿勢が求められています。</li> <li>○ このため、市民と行政、家庭と地域、企業と行政、あるいは家庭と地域と学校など、互いの信頼関係と連携を基軸として、市民全体が目標を一つにして立ち向かう気概を持つとともに、勇気ある改革が求められています。</li> </ul>
<p>将来像</p>	<p><b>人と自然がひびきあう 県北の都 玉名</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 玉名市民が豊かな自然を舞台にして、ひびきあう様子をいいます。ひびきあうにはこだまする（にぎわい、活気がある）、伝わる（伝統・文化が次世代に継承される）、影響しあう（市民が相互研さんし合い資質向上する）という意味があります。</li> <li>○ 県北の都とは、県北の拠点都市玉名そのものを示しています。</li> <li>○ 都とは、情緒豊かで誰もが住みたい、住みつづけたいと思う快適で暮らしよい場所、人々でにぎわい、人とものがいきいきと交流する自立都市・拠点都市をあらわします。</li> <li>○ 県北の都 玉名は、このように、県北の経済や文教の中心都市としてにぎわい、地方分権時代をリードするまちづくりを目指します。</li> </ul>
<p>基本施策</p>	<p><b>まちなみの景観形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 潤いある自然景観や周囲と調和したまちなみ景観は、市民生活に安心感とやすらぎをもたらし、訪れる人々の心をなごませてくれるとともに、街なかのにぎわい創出につながります。</li> <li>○ このため、魅力あるまちなみ景観形成に向けた市民意識の高揚を図るとともに、景観形成基準の設定なども視野に入れた「景観のよいまちづくり」を推進します。</li> </ul>

[後期基本計画]

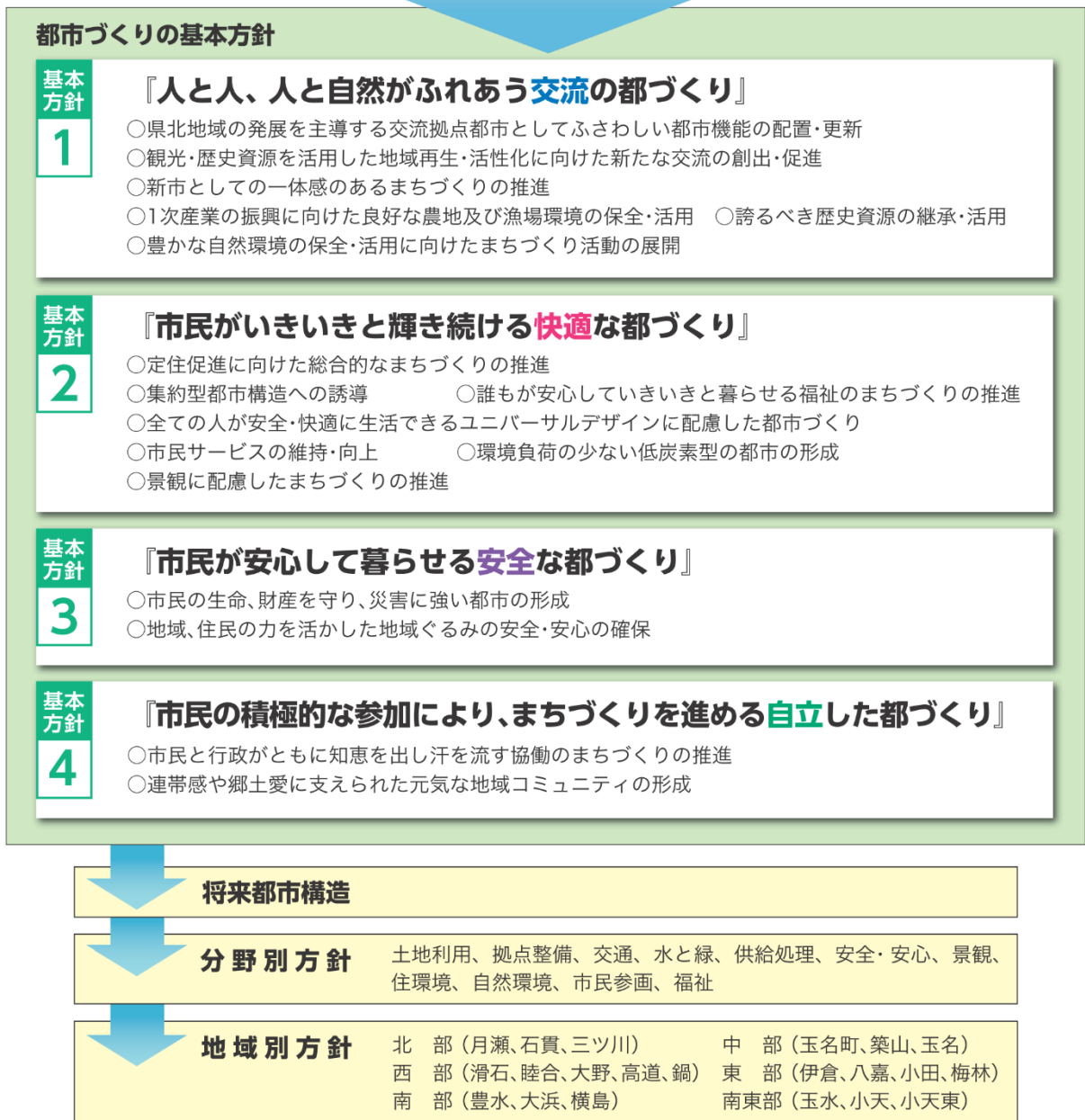
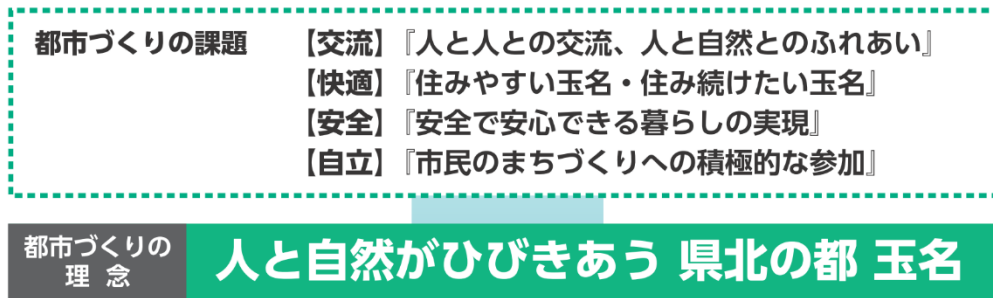
<p>現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中心市街地においては、商業施設の看板や色彩などの統一感のとれた景観に配慮した美しいまちなみ形成に努めることが求められる。</li> <li>○ 山々の豊かな緑や自然景観は本市の貴重な財産であり、自然景観を守るためにも、市民の理解と協力を得て、山林、田園風景などの自然緑地について、保護、保全を図る必要がある。</li> <li>○ 歴史など地域の風情を感じることができる魅力的な景観形成に努めることも大切である。</li> </ul>
<p>施策の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民生活に安心感と安らぎをもたらし、訪れる人々の心をなごませ、街なかのにぎわい創出につながる魅力あるまちなみ景観形成に向けて、市民意識の高揚を図るとともに、景観形成基準の設定なども視野に入れた「景観のよいまちづくり」を推進する。</li> </ul>
<p>主要施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①都市景観の形成 中心市街地においては、建物や商業施設の形態、色彩、看板などについて、景観形成基準の設定も視野に入れ、調和のとれた統一感のあるまちなみ景観の形成を推進します。</li> <li>②自然景観の形成 菊池川をはじめとする河川や山並みの景観形成は、自然の風景を十分配慮した修景整備を実施し、都市の潤い空間として自然景観が阻害されないよう保全を図ります。</li> <li>③「美しい景観都市 玉名」の実現 自然や歴史など地域の風情を感じることができ、観光客や地域住民にとってやすらぎと潤いをもたらす景観を形成するため、行政とまちづくり団体が連携して豊かな景観形成を推進します。また、地域の景観は地域で守り育てるという市民意識の高揚に努め、「美しい景観都市 玉名」の実現を目指します。</li> </ul>
<p>目標指標</p>	<p>目標指標：まちなみ景観や自然の風景について満足している市民の割合</p> <p>現状値（H23年度）：12.6%</p> <p>目標値（H28年度）：14.4%</p>

## 12-1-4 玉名市都市計画マスタープラン

### ① 都市計画マスタープランの構成

玉名市の都市計画マスタープランの構成は、以下となっており、都市づくりの理念、基本方針、将来都市構造についてについて整理をしています。

[都市計画マスタープランの構成]

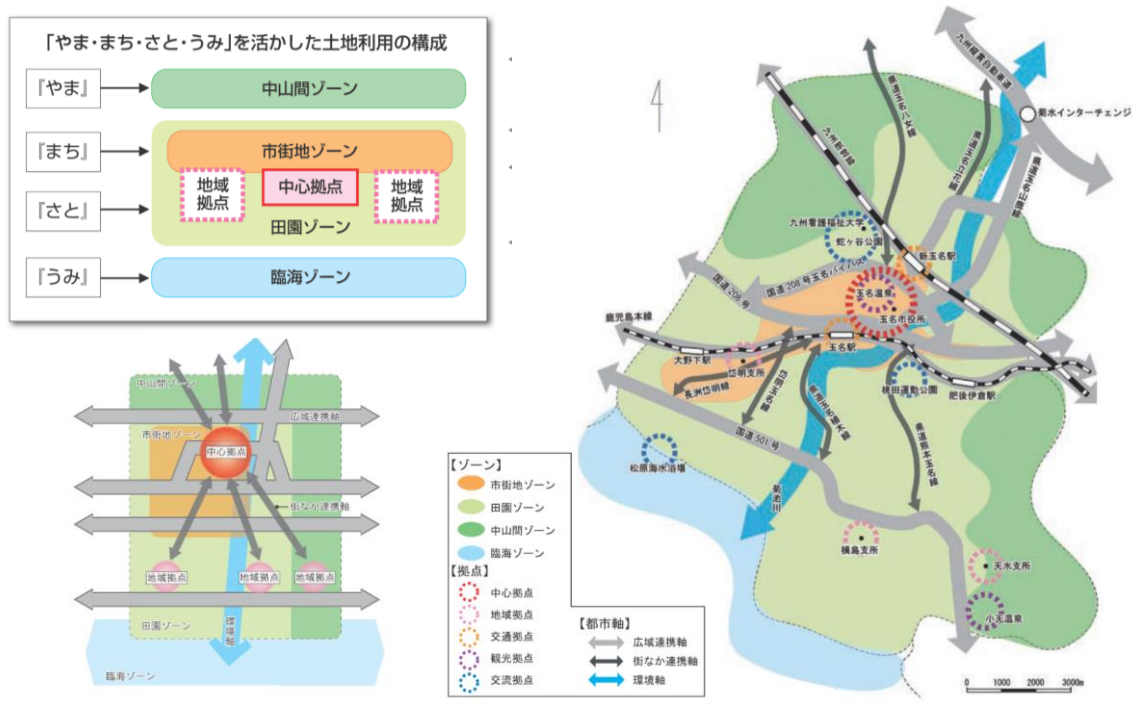




### 12-1-5 将来都市構造

「やま・まち・さと・うみ」の個性と魅力を活かし、目指すべき都市づくりの理念を踏まえて、将来の都市構造について、以下のように示しています。

[将来都市構造]



### 12-1-6 景観形成に関する方針

景観形成の基本方針と整備方針については以下の通りです。

#### 景観形成に関する方針

- 本市の特徴的な景観要素との調和による魅力ある街並み景観の形成
- 市民意識の高揚と景観行政団体への移行なども視野に入れた「美しい景観都市 玉名」の実現



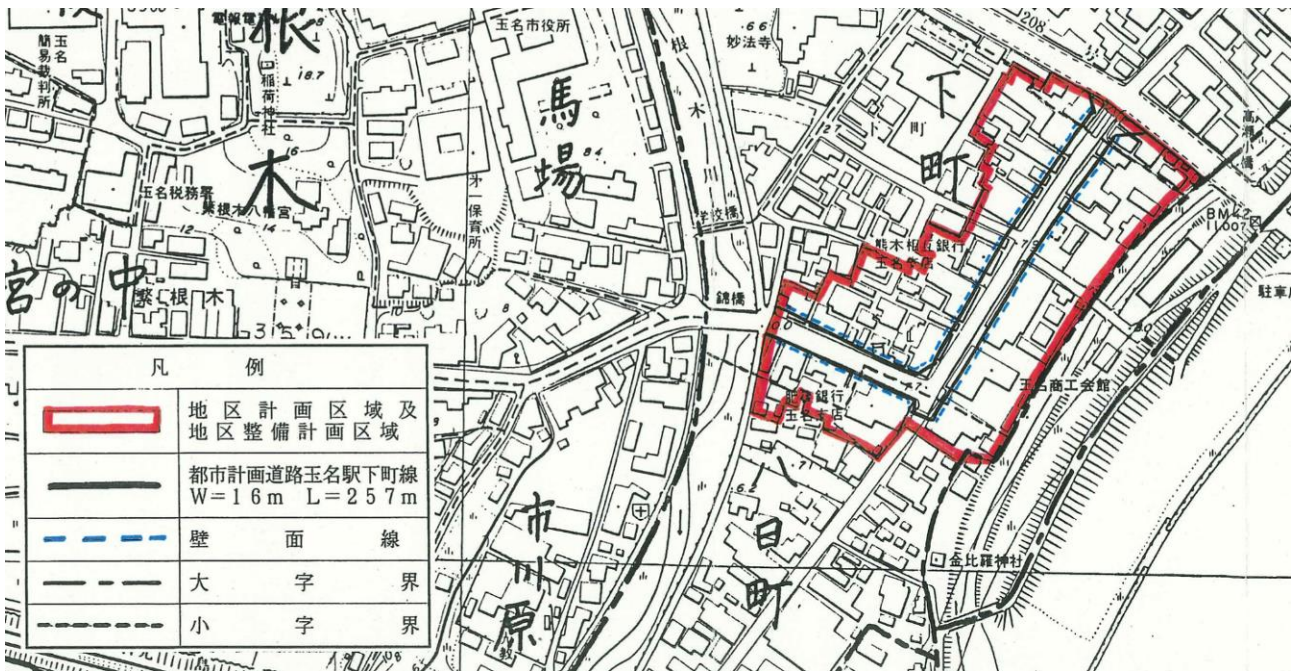
基本方針	景観要素との調和を図り、市民生活に安心感と安らぎをもたらし、訪れる人々の心をなごませ、街なかのにぎわい創出につながる魅力あるまちなみ景観形成に向けて、市民意識の高揚と景観行政団体への移行なども視野に入れた「美しい景観都市 玉名」の実現を目指す。
整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 来訪者を迎えるもてなし景観の形成（景観形成）</li> <li>(2) 本市を象徴するふるさと景観の保全（景観保全）</li> <li>(3) 市民が一体となった景観形成に向けた取り組みの推進</li> </ul>

## 12-1-7 高瀬南部地区地区計画

玉名市では、高瀬南部地区にて地区計画を定めており、区域の整備・開発及び保全の方針（地区計画の目標、土地利用の方針、建築物等の整備の方針）、地区整備計画（建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物の形態又は意匠の制限、その他工作物の制限）を規定しています。

特に景観に係る建築物の形態又は意匠の制限では、「建築物の屋根及び外壁等又は工作物は、歴史ある商店街として美観を損なうような色彩又は装飾を用いてはならない。」と定めています。

■地区計画区域及び地区整備計画区域

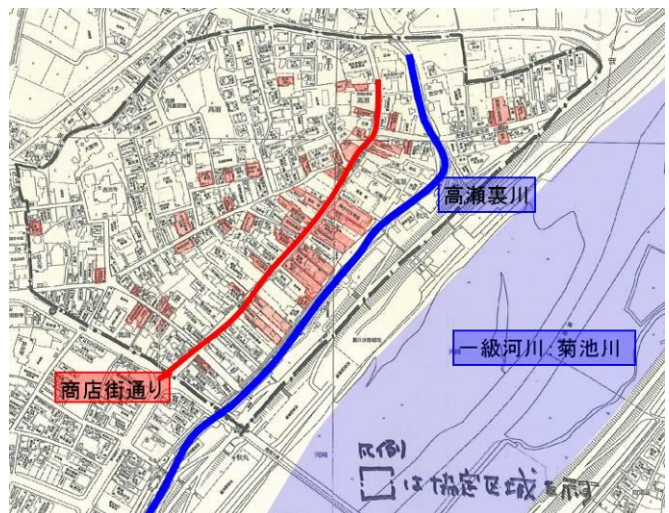


## 12-1-8 玉名市高瀬地区景観形成住民協定

江戸・明治期の古民家が集まる玉名市高瀬地区のまちなみを保存するため「玉名市高瀬地区景観形成住民協定」がまとめられ、平成20年10月17日に県から認定を受けました。

当地区では、高瀬地区を活性化させようと懇談会を開催し、崇城大学の学生や玉名市職員を交えて意見交換し、まちなみ保存のための自主的な統一基準として住民協定が作成されました。

協定は建築物を木造2階建てとし、壁はしっくいや木で仕上げることを規定。屋根を瓦ぶきにし、自動販売機や看板は軒先より内側に設置することなどを明記しています。

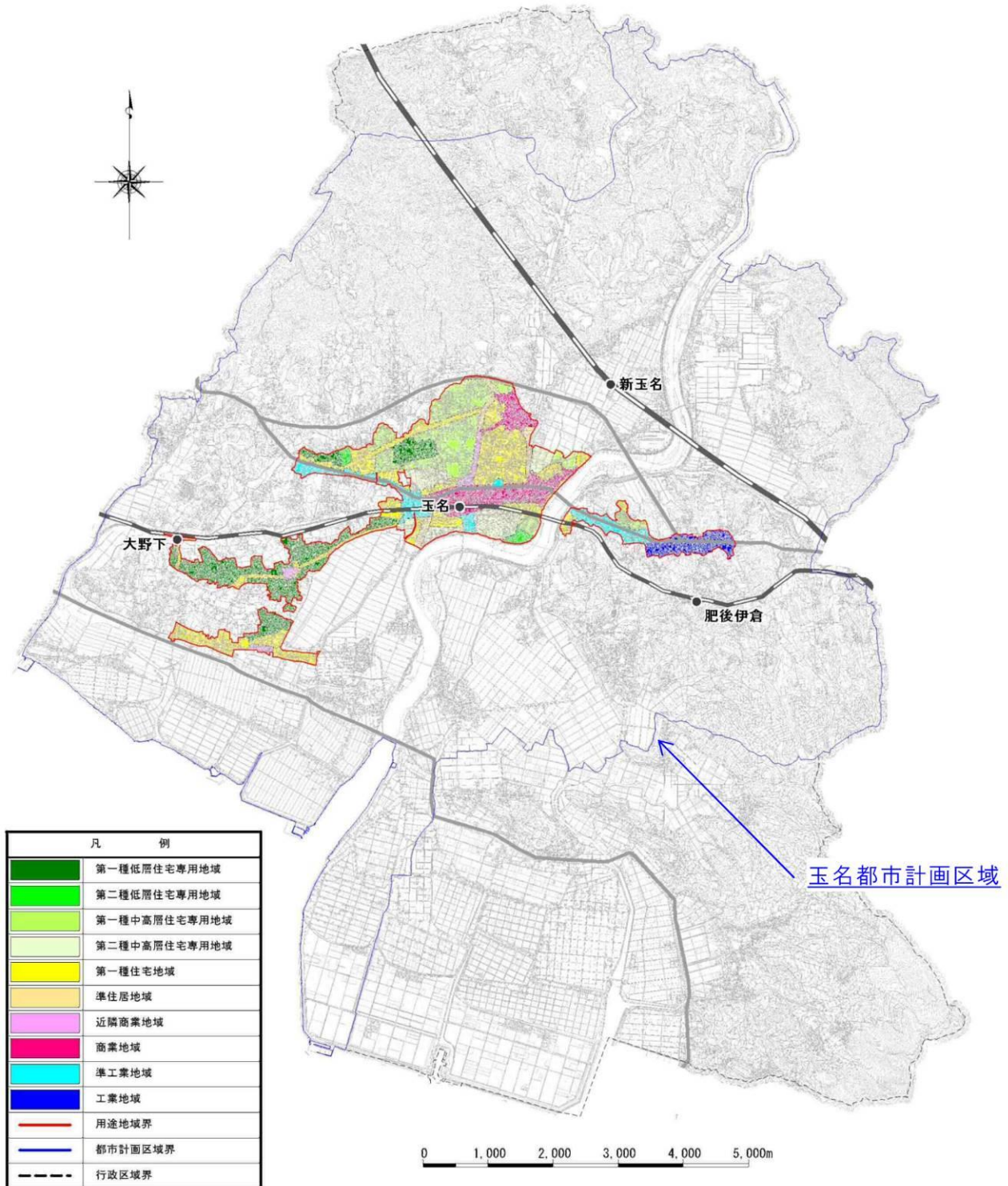


## 12-1-9 都市計画・関連法令

### ① 都市計画区域・用途地域

都市計画区域及び用途地域は、玉名地域と岱明地域の一部に指定されています。

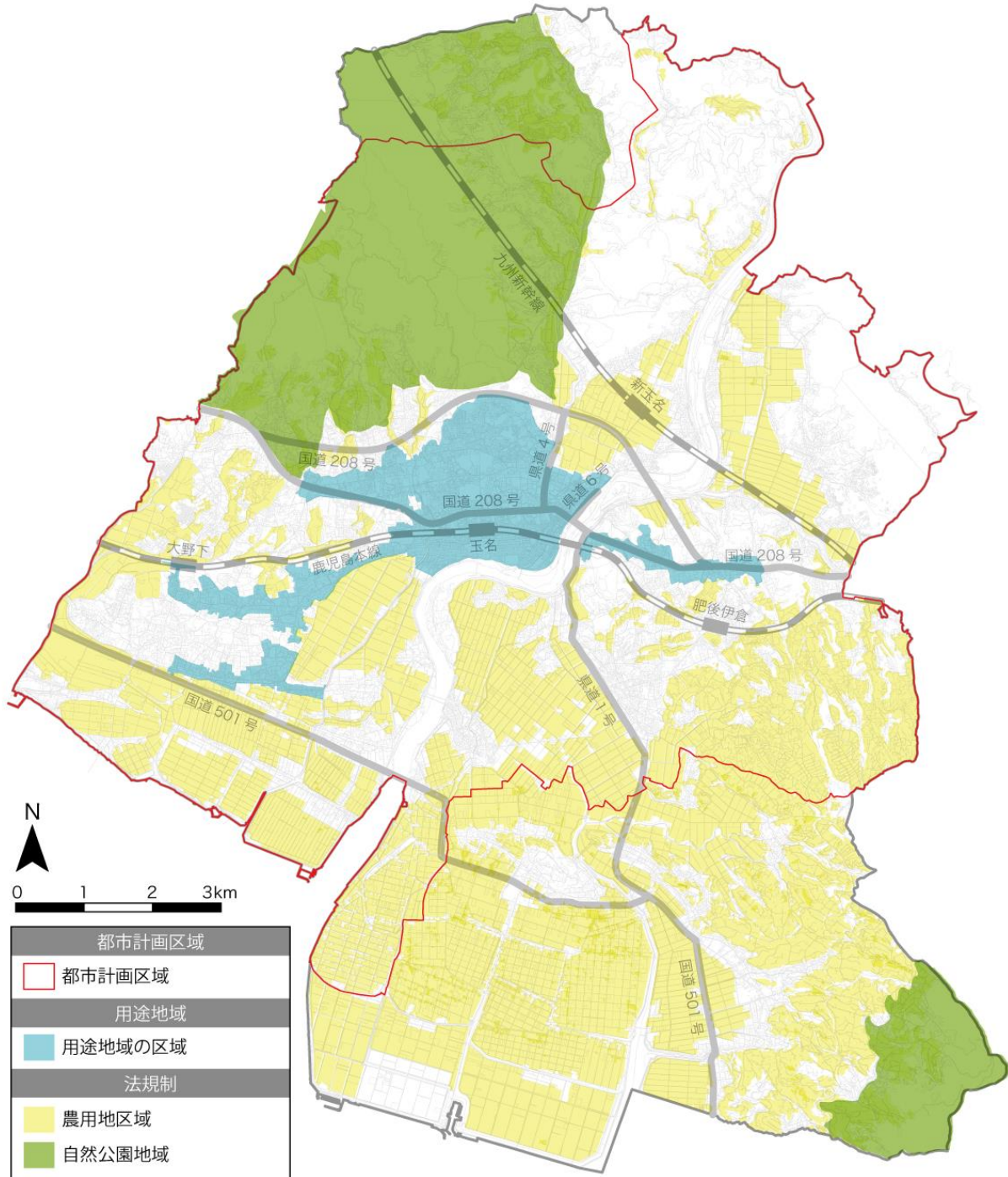
[都市計画図]



## 12-1-10 法適用状況

玉名市は行政区域の9割以上を農業振興地域が占めています。また、県立指定公園として、市北部の小岱山県立自然公園、市南東部の金峰山県立自然公園が指定されています。

[法適用状況]



### ■開発行為

建築物の建築を目的として土地の区画形質の変更や造成工事などを行う場合は、県へ開発許可の申請をするとともに、市へ開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意申請を行う必要がある。

- ・都市計画区域内：3,000平方メートル以上が対象
- ・都市計画区域外：10,000平方メートル以上が対象

### ■農用地区域

農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。農用地区域に指定した土地は、農業上の用途区分（農地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地）が定められており、原則としてその用途以外の目的に使用することはできない。

### ■自然公園地域

優れた自然の風景地で、その保護および利用の増進を図る必要がある地域。

## 12-2 住民意向

### 12-2-1 アンケート調査

実施概要は以下の通りです。

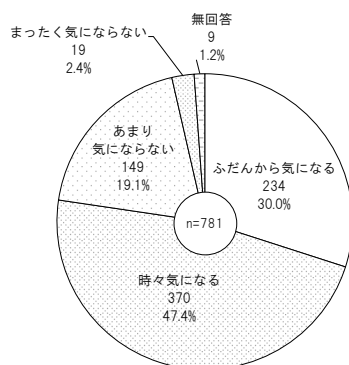
対象者	玉名市内に在住の市民 2,000 人
実施日	平成 25 年 9 月 20 日～平成 25 年 10 月 11 日
回収数・回収率	配布 2,000 通 回収数 781 通 回収率 39.1%

#### 1) 景観に関する市民アンケート調査：単純集計（概要）

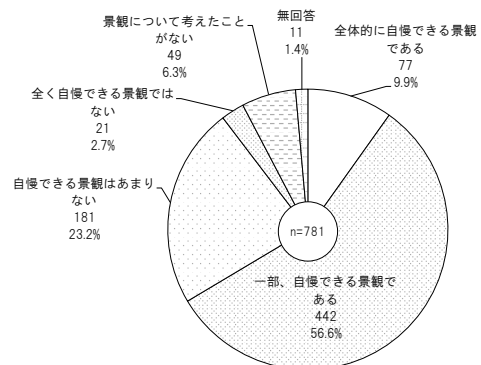
##### 結果概要

- まちなみや自然の景観について、ふだんから気になる人は 3 割となっています。
- 玉名市の景観について、「自慢できる景観である（一部含む）」意向が 66.5%である一方で、「自慢できる景観はあまりない」や「全く自慢できる景観ではない」は 25.9%あります。また、「景観について考えたことがない」は 6.3%でした。

■ふだんから景観を気にしているか

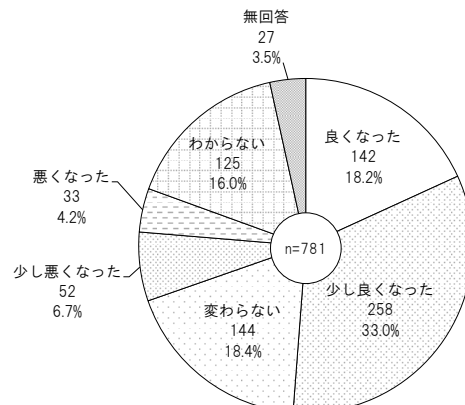


■本市の景観の印象



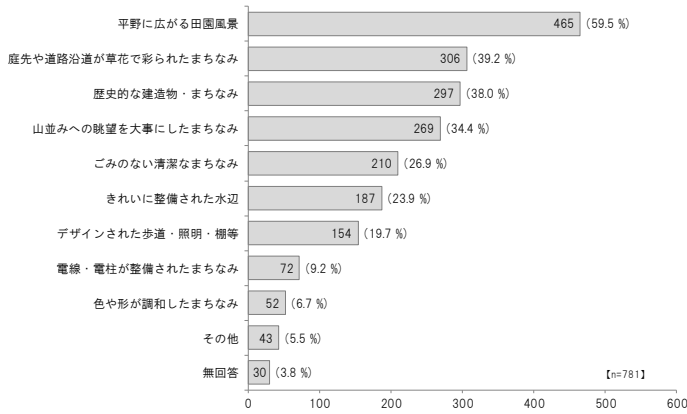
- 玉名市のまちなみや自然の風景は、以前（10年～15年前）と比べると、「少し良くなった」「変わらない」は 49.6%であり、（少し）悪くなったという意向は 15.5%となっています。

■新玉名駅周辺地区の景観の印象

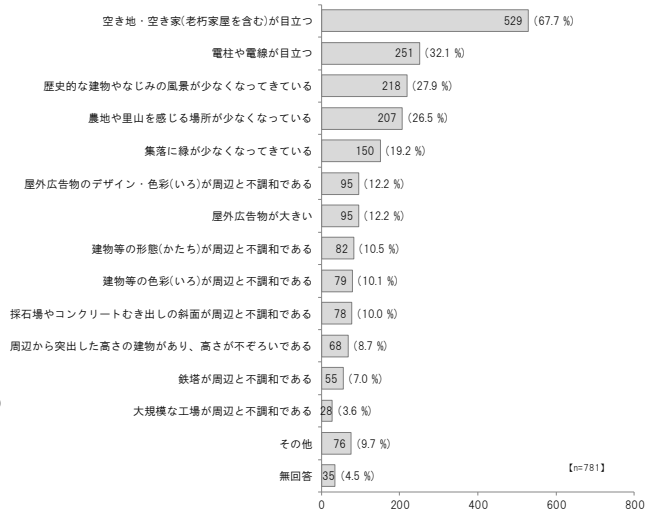


- 良い景観は「平野に広がる田園風景」、「庭先や道路沿道が草花で彩られたまちなみ」「歴史的な建造物・まちなみ」であり、自然景観や歴史的なまちなみを良いと感じています。一方で、悪い景観と感じているのは「空き地・空き家(老朽家屋を含む)が目立つ」「電柱や電線が目立つ」「歴史的な建物やなじみの風景が少なくなっている」となっています。

### ■ 良い景観

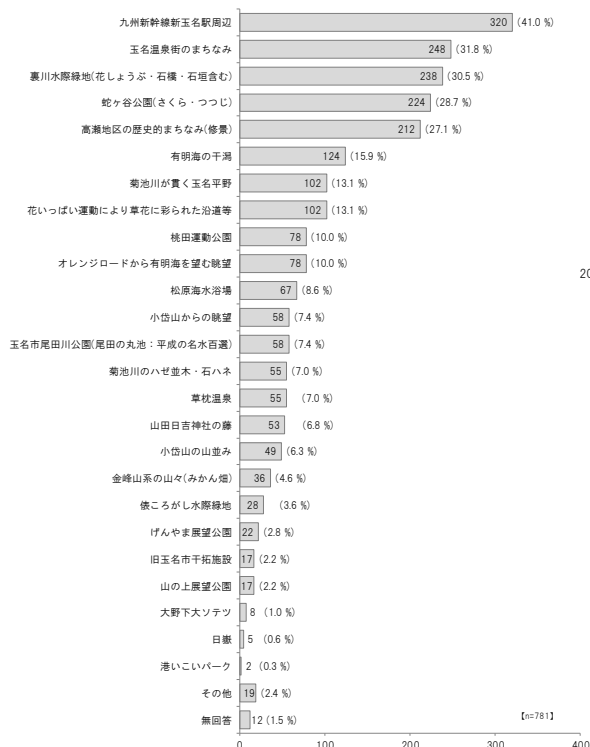


### ■ 悪い景観

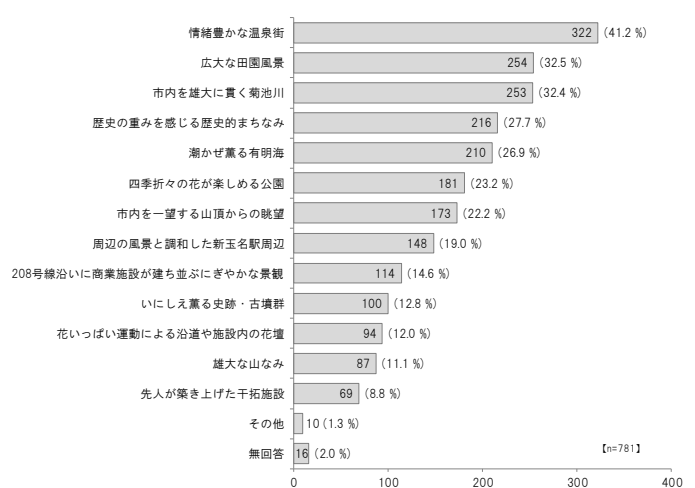


- 良好な景観づくりに向けて、守り育てるべき重要な場所は、「九州新幹線新玉名駅周辺」、「玉名温泉街のまちなみ」、「裏川水際緑地(花しょうぶ・石橋・石垣含む)」となっています。
- 玉名らしい景観は、「情緒豊かな温泉街」、「広大な田園風景」、「市内を雄大に貫く菊池川」の温泉街と自然・田園景観であると感じています。

### ■ 守り育てるべき重要な場所

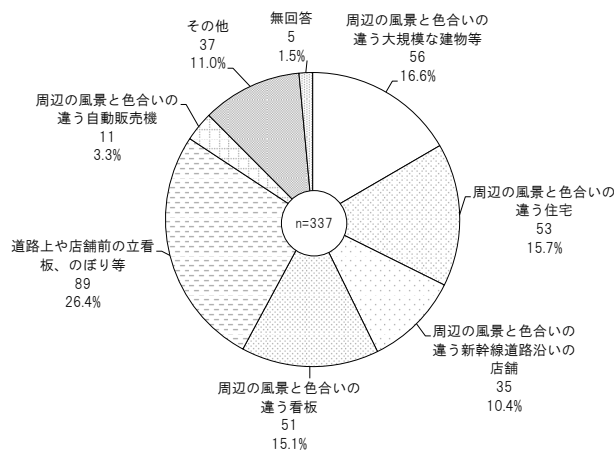


### ■ 本市らしいと思う景観



- 景観づくりのルールとしては、「全市的に緩やかなルールを設け、重要地区についてきめ細やかなルールを設ける」意向が強く、「住宅や店舗等の敷地の緑化」、「建物等デザイン、色彩（いろ）、素材」に対するルールが必要であると感じています。
- 建物等の色彩（いろ）について、日常生活で不快感を覚えた回答者は4割あり、特に「道路上や店舗前の立看板、のぼり等」に不快感を覚えています。

■色彩に不快感を覚えたもの



## 2) 景観に関する市民アンケート調査：クロス集計（概要）

### 結果概要

#### 【「住まいの地域」とのクロス集計】

- 【Q10】とのクロスにおいて、玉名地域、岱明地域、横島地域では、良好な景観づくりに向けて「九州新幹線玉名駅周辺」を守り育てるべきとする意向が強くなっています。一方、天水地域では、「オレノジロードから有明海を望む眺望」を守り育てるべきとする意向が強くなっています。
- 【Q11】とのクロスにおいて、玉名地域、岱明地域は「情緒豊かな温泉街」、横島地域は「潮かぜ薫る有明海」、天水地域は「広大な田園風景」が玉名らしい景観だとする認識が強くなっています。
- 【Q20-2】とのクロスにおいて、全ての地域で「公共施設（道路、河川、建物など）の整備・質の向上を図る」取り組みが必要だとする認識が強くなっていますが、横島地域、天水地域では、併せて「重要な地区を指定して、その地域にあった取り組みを重点的に進める」取り組みが必要であるという認識も同様に強くなっています。

#### 【「居住年数」とのクロス集計】

- 【Q5】とのクロスにおいて、居住期間が1年未満では、まちなみや自然の景観が「ふだんから気になる」と回答する割合が高くなっています。居住期間が1年以上の回答者は「時々気になる」と回答する割合が高くなっています。
- 【Q13】とのクロスにおいて、居住期間が30年未満では、玉名市らしい景観づくりを進めるために「建物等のデザイン、色彩（いろ）、素材」のルールが必要だとする認識が最も強くなっています。居住期間が30年以上では、「住宅や店舗等の敷地の緑化」のルールが必要だとする認識が最も強くなっています。
- 【Q18】とのクロスにおいて、居住期間が1年～30年未満では、新玉名駅周辺について、「近代的な商業施設が建ち並びにぎやかなまちなみ」景観が望ましいとする意向が最も強くなっています。1年未満、30年以上では、「周囲の田園景観や学校等に配慮した施設が建ち並びまちなみ」景観が望ましいとする意向が最も強くなっています。

## 【「景観への意識」とのクロス集計】

- 【06】とのクロスにおいて、「ふだんから気になる」「時々気になる」「あまり気にならない」と答えた回答者については、玉名市の景観について「一部、自慢できる景観である」という回答が多くなっています。「まったく気にならない」と答えた回答者については、「景観について考えたことがない」という回答が多くなっています。
- 【07】とのクロスにおいて、「ふだんから気になる」「時々気になる」「あまり気にならない」と答えた回答者は、玉名市の自然景観やまちなみについて、以前と比べ「少し良くなった」という認識が強くなっています。「まったく気にならない」と答えた回答者は、「良くなった」という認識が強くなっています。
- 【016】とのクロスにおいて、「ふだんから気になる」と答えた回答者は「景観形成上、重要な区域に限り制限し、一般的な地域は極端な色彩（いろ）のみを制限する」べきという意向が強くなっています。「時々気になる」「あまり気にならない」「まったく気にならない」では、「極端な色彩（いろ）のみを制限すべきであとは個人の良識にまかせるべき」という意向が強くなっています。
- 【018】とのクロスにおいて、「ふだんから気になる」と答えた回答者は、新玉名駅周辺について、「周囲の田園景観や学校等に配慮した施設が建ち並ぶまちなみ」景観が望ましいとする意向が最も強くなっています。また、「時々気になる」「あまり気にならない」「まったく気にならない」では、「近代的な商業施設が建ち並ぶにぎやかなまちなみ」景観が望ましいとする意向が最も強くなっています。



## 12-3 景観ワークショップ及び景観学習会

### ① 景観ワークショップ

日時	平成 26 年 9 月 24 日（金） 19 時 00 分～21 時 00 分
テーマ	【景観通知表をつくらう！】 ワークショップ形式で玉名市の「良い景観」や「景観の課題」を項目ごとに出し合い、地図へ落とし込み、景観資源の掘り起しと課題を整理。

#### 【景観ワークショップの結果まとめ】

景観類型	主な良い景観	主に気になる景観
自然景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>山・川・海全ての自然景観が揃っており、すばらしい景色を眺めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゴミ（不法投棄）、雑草、竹等の管理・手入れが行き届いていない。</li> <li>土砂等の採取後が景観を損ねている。</li> </ul>
田園等景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>広大な農地が美しい。</li> <li>みかん畑の段々畑が素晴らしい。</li> <li>動植物、里山の風景が残っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>荒地や耕作放棄地が景観を損ねている。</li> <li>みかん畑の石積みが消えていっている。</li> <li>太陽光発電が景観を邪魔している。</li> </ul>
道路沿道景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の努力により、幹線道路沿道の木や花がきれい。</li> <li>新しいバイパスは手入れされている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派手な看板が多い。</li> <li>草木や雑草の管理が行き届いていない。</li> <li>景観に連続性や特徴がない。</li> </ul>
市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>高瀬裏川周辺の景観がよい。</li> <li>新玉名駅周辺の整備に期待を持っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派手な看板が多い。</li> <li>空き店舗が多く活気がない。</li> <li>温泉街の情緒がない。</li> <li>新幹線駅周辺が殺風景であり、PR 不足である。</li> <li>まちなみに統一感や特徴がない。</li> </ul>
歴史・文化景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的な史跡等が多く残っている。</li> <li>干拓堤防と干拓地の風景がよい。</li> <li>民俗芸能や祭が残っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的資源があるが生かされてない。</li> <li>伊倉町の下地中分の認識不足。</li> </ul>



## ② 景観学習会（第1回）の結果まとめ（玉名市中心部、横島地域、天水地域）

日時	平成26年10月3日（金） 14:00~17:00
テーマ	【景観に対する認識を共有し、玉名市らしい景観のあり方を考える】 バスツアーで市内を景観という視点で眺めて周ることで、景観に対する認識を共有し、玉名市らしい景観のあり方を考える。

### [検討結果]



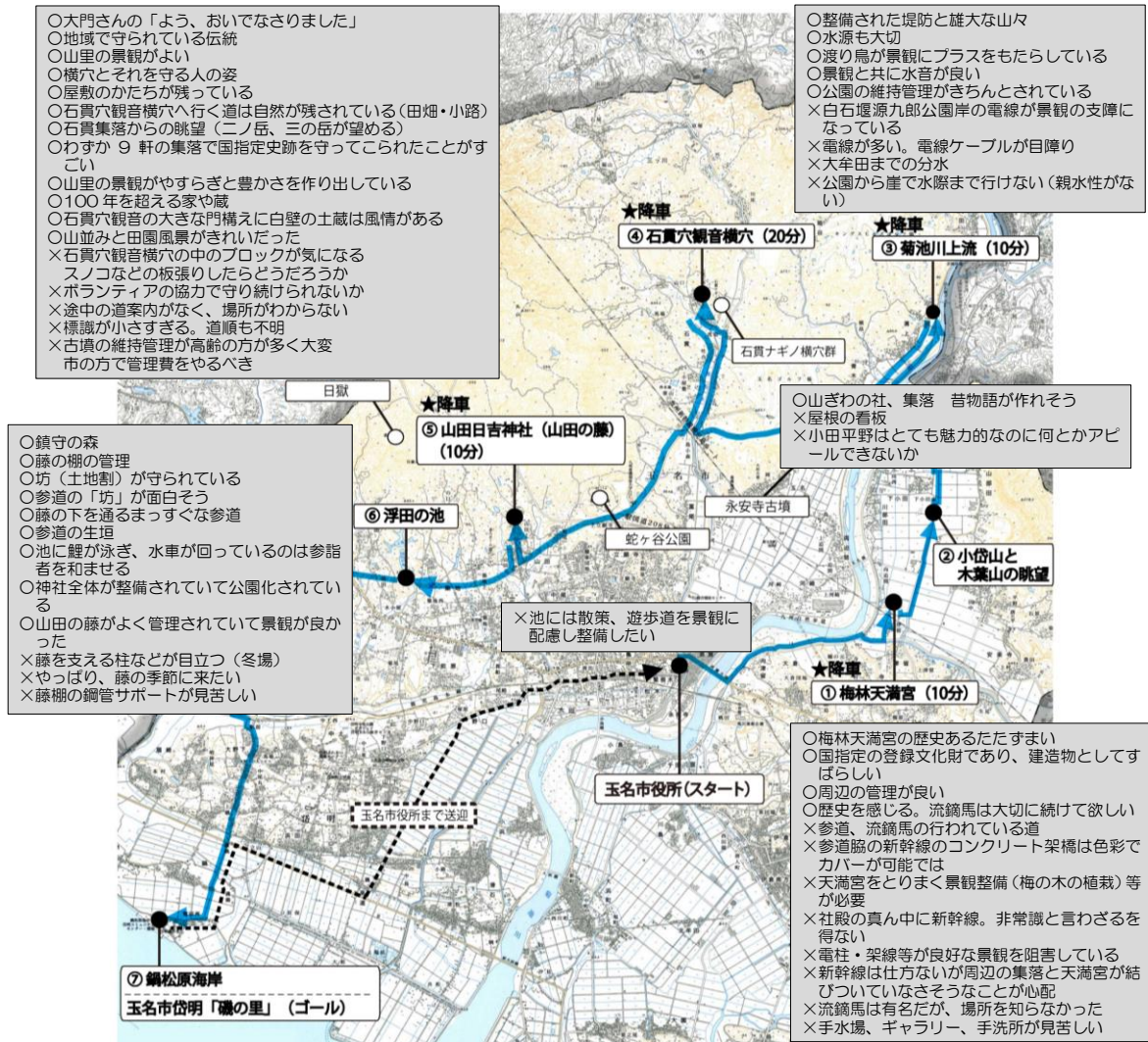
時間の都合上、市の南部を中心にバスツアーを行いました。  
守りたい景観として歴史、自然、市街地の景観などをさまざまなものがあげられる一方で、維持管理や魅力を高めるための工夫が必要という課題が見えてきました。

守りたい景観	気になる景観
<ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史的な資源                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・高瀬裏川の江戸時代からの歴史を思わせる石垣、石橋</li> <li>・何度も何度も補修されてきた石積みの堤防 等</li> </ul> </li> <li>●自然景観、田園景観                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・みかんの段々畑、石積み</li> <li>・秋の黄金色に輝く稲穂、田園風景</li> <li>・二ノ岳、三ノ岳の眺望 等</li> </ul> </li> <li>●市街地景観                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・田園の中の新玉名駅 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●維持管理が必要                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道の廃車・廃品、古くなった空き家</li> <li>・雑草を取り除き5kmにわたる堤防をきれいにしてもらいたい</li> <li>・雑草が多く手入れが必要 等</li> </ul> </li> <li>●統一感、一体感が必要                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・原色を用いた様々な看板、統一感がない</li> <li>・歴史的景観の中に現代の建物が目立つ</li> <li>・店によってはのぼり旗が乱立 等</li> </ul> </li> <li>●認知度を高めることが必要                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰も知らない晒の懐ころがし</li> <li>・ハゼの木が植えられた経緯、歴史の物語をもっと知ってもらいたい 等</li> </ul> </li> <li>●魅力を高める工夫、演出が必要                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・裏川の照明に工夫を</li> <li>・温泉街入口がわからない</li> <li>・温泉街のそぞろ歩き空間づくり 等</li> </ul> </li> <li>●生活と一体的に考えることが必要                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・休耕山があり雑草の手入れが必要</li> <li>・耕作放棄地きれいになければ...</li> <li>・新玉名駅には人の気配がなかった</li> <li>・閉店している店が多い 等</li> </ul> </li> <li>●資源の連携が必要                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・玉名をアピールする駅前と景観温泉地との連携</li> <li>・高瀬裏川と商店街の連携空間で活性化 等</li> </ul> </li> </ul>

### ③ 景観学習会（第2回）の結果まとめ（玉名地域北部、岱明地域）

日時	平成26年12月19日（金）13:30~17:00
テーマ	【景観に対する認識を共有し、玉名市の景観特性を探る】 バスツアーで市内を景観という視点で眺めて周ることで、景観に対する認識を共有し、玉名市らしい景観のあり方を考える。

#### [検討結果]



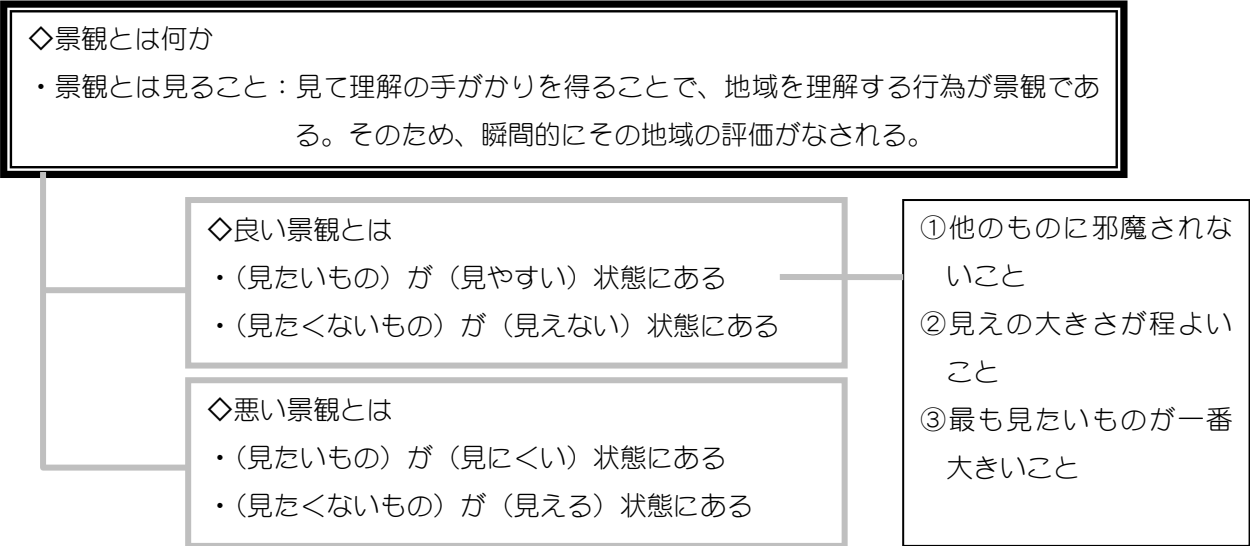
今回も第1回のバスツアーと同様に市内には様々な景観資源があることがわかりました。  
一方で、維持管理の不足している場所や周辺のしつらえ、景観を守るためには、人々の努力が必要であることが見えてきました。

良い景観	気になる景観
<ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史的な資源                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・梅林天満宮の歴史ある佇まい</li> <li>・流鏝馬</li> <li>・100年を超える家や蔵</li> <li>・日吉神社に至る参道の「坊」等</li> </ul> </li> <li>●自然景観、田園景観                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・菊池川上流の景観、渡り鳥</li> <li>・石貫からの二ノ岳、三ノ岳の眺望</li> <li>・山里の景観</li> <li>・鍋松原海岸からの眺望 等</li> </ul> </li> <li>●地区毎の努力                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で管理している石貫穴観音</li> <li>・源九郎公園の維持管理 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●案内不足                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・石貫穴観音横穴までの標識が小さく、道順も不明</li> <li>・梅林天満宮の流鏝馬の場所を知らない</li> <li>・鍋松原海岸までの交通アクセスが悪い 等</li> </ul> </li> <li>●電線・電柱など                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・源九郎公園の電線</li> <li>・梅林天満宮から見える電柱・架線 等</li> </ul> </li> <li>●維持管理                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・石貫穴観音の維持管理。高齢の方が多い 等</li> </ul> </li> <li>●工作物、屋外広告物                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・藤棚の鋼管サポートが見苦しい</li> <li>・石貫穴観音の横穴の中のブロック</li> <li>・屋根の看板 等</li> </ul> </li> <li>●景観整備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・梅林天満宮に梅の木を植栽する</li> <li>・梅林天満宮参道脇の新幹線のコンクリート架橋を色彩でカバーする</li> <li>・白石堰 公園から崖で水際まで行けない</li> <li>・浮田の池に散策、遊歩道を整備 等</li> </ul> </li> </ul>

#### ④ 景観学習会（第3回）

日時	平成 27 年 1 月 28 日（水） 9：30～11：30
テーマ	【景観の定義や沿道まちづくりのポイント】 東京大学アジア生物資源環境研究センター長・教授の堀繁氏を講師として招き、景観の定義や沿道まちづくりのポイントについての講義を行った。

[堀 繁氏(東京大学 アジア生物資源環境研究センター長・教授)の公演概要]



- ◇人は何を見るのか

  - ①理解の手がかりを探すため
  - ②ホスピタリティ表現
  - ③その人の興味を引くもの（人によって異なるため景観の対象としない）

特に「ホスピタリティ表現」、おもてなしの形、「あなたのことを大切にしますよ」という表現が重要

⇒建物の良い悪いと景観の良い悪いは異なり、良い建物でもホスピタリティ表現が重要（のれん、ベンチ、開放された入り口など）

⇒あなたのことを歓迎しないという表現はマイナスになる（壁、ガラス戸、垣、塀など）

⇒沿道整備の場合は、1階部分、入り口の舗装など人の視点から見える範囲にホスピタリティ表現をすることが重要。



## ⑤ みんなでつくろう！玉名らしい景観づくり交流会

日時	平成 27 年 9 月 19 日(土) 14:00~17:00
テーマ	<p>【景観まちづくりの発表・表彰、取組・活動アイデア検討】</p> <p>各地区で行われている景観まちづくりを広く知ってもらい、玉名の景観に対する新たな魅力を発信し、景観意識を高める。</p> <p>景観計画を具体的に進めていくための「アクションプラン（行動計画）」にあたる検討に向けて、市民から取組・活動アイデアを募る。</p>

### ■わがまちイチバン発表会

各地区の景観まちづくりに取り組む団体が、自治区の自慢したい景観や、景観づくりに関する取り組みについて発表会を実施した。また、参加者による投票や、発表団体への表彰等を行った。



<受賞者>

賞名	受賞団体
わがまちイチバン賞	石貫安世寺地区
キラリかがやけ賞	横島校区まちづくり委員会
広く広めたで賞	玉名町校区まちづくり委員会
玉名の魅力を伝えたで賞	平塚文子（玉名観光ガイドの会）
地域の自然と生きる賞	伊倉校区まちづくり委員会
アイデア賞	立願寺公園活用協議会
地域一丸賞	月瀬興しプロジェクト HATM（ハトム）
おもてなし賞	高瀬地区（高瀬まちづくり協議会・高瀬裏川筋を愛する会）
新たな発見賞	亀丸 翼

### ■「写真 DE 語ろう！玉名らしい景観づくり」ワールドカフェ

景観計画の方針にもとづき、具体的に誰が何を行うのか、「玉名らしい景観づくり」のために何ができるのか参加者が自由に語り合う。



### ■主な意見

意見分類	意見
景観の価値づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観自慢</li> <li>・ 景観コンクールの実施</li> </ul>
景観資源の整備・保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 干拓堤防の上を歩けるようにしたい。</li> <li>・ 208 号線沿等の花植え</li> <li>・ ボランティア団体への活動支援</li> <li>・ ゴミ拾い</li> </ul>
景観資源を生かす 引き立たせる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観マップの作成</li> <li>・ ウォーキングコース、サイクリングコースの設定</li> <li>・ 看板の作成</li> </ul>
景観の勉強会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横島の歴史を守る講習への参加</li> <li>・ 伊倉町では伊倉町の歴史講座を開いている</li> </ul>
活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティアに対する助成金</li> <li>・ 地域の力！行政が手助け！</li> <li>・ 行政より予算が欲しい</li> </ul>
交流や情報発信による 歴史継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交流の場を多くつくる</li> <li>・ イベント等の実施</li> <li>・ 紙芝居で歴史を伝える</li> <li>・ メディアへの歴史等（加藤清正）PR</li> </ul>

玉名市  
景観計画